

平成 20 年 8 月 29 日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

**「GW7つの卵」  
約款変更（予定）のご案内**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび弊社では、運用成果のさらなる向上を目指すため、下記の通り、運用指図権限の委託先変更および新たな運用指図権限の委託を予定しておりますので、お含み置きのうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

**1. 約款変更（予定）の対象ファンド**

「GW7つの卵」

マザーファンド：北米株式グローバル・ラップマザーファンド  
欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

**2. 約款変更（予定）の実施日**

平成 20 年 11 月 18 日

**3. 約款変更（予定）の内容**

運用指図権限の委託先の変更

【北米株式グローバル・ラップマザーファンド】

変更前	<b>投資一任</b> 名 称：キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー 所 在 地：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市サウスホープ通り333 委託範囲：余資運用を除くすべて
変更後	<b>投資一任</b> 名 称：ジャンス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー 所 在 地：151 Detroit Street, Denver, Colorado 80206, USA 委託範囲：余資運用を除くすべて

- 引き続き、裏面もご覧下さい。 -

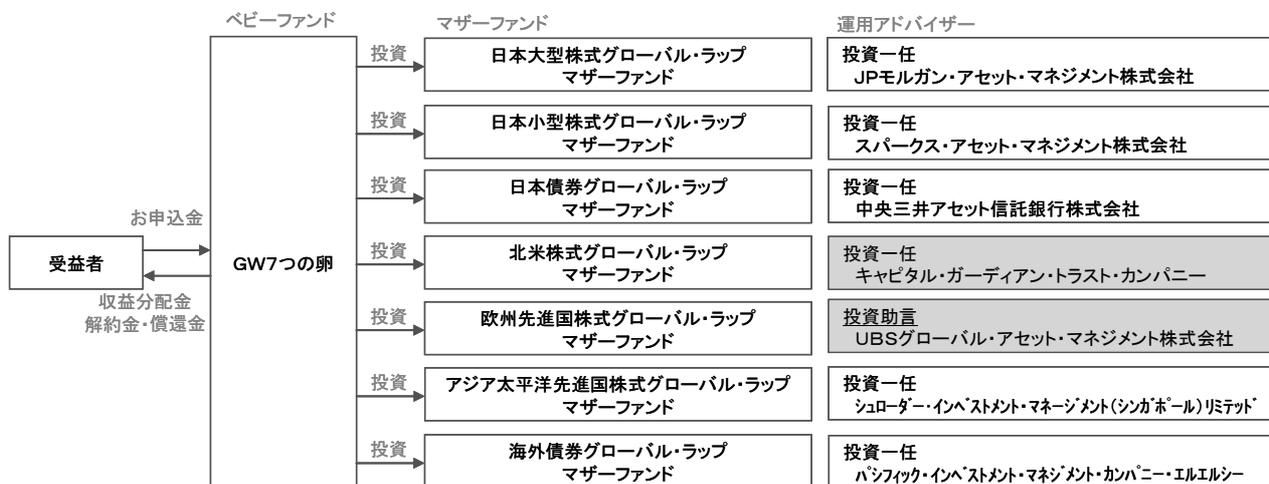
運用指図権限の委託先の選定

【欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド】

変更前	<b>投資助言</b> 名 称：ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
変更後	<b>投資一任</b> 名 称：MFSインターナショナル(U.K.)リミテッド 所在地：Paternoster House, 65 St. Paul's Churchyard, London, EC4M 8AB, United Kingdom 委託範囲：余資運用を除くすべて

【ファンドの仕組みと運用アドバイザーについて】

< 現状 >



< 平成20年11月18日以降 >

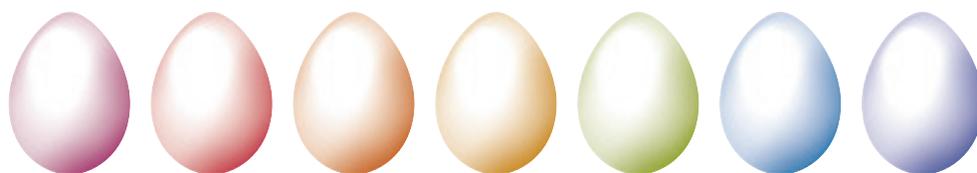


以上

# GW 7つの卵

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）／自動けいぞく投資適用

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。

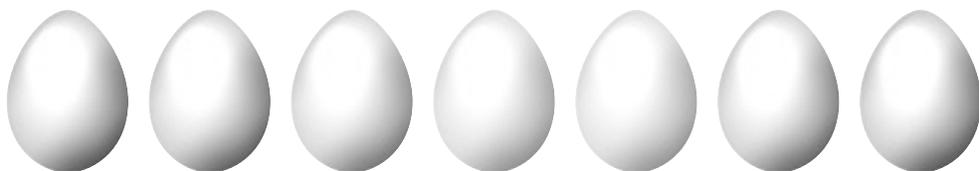


設定・運用は

日興アセットマネジメント

# GW 7つの卵

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）／自動けいぞく投資適用



設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

「GW7つの卵」(マザーファンドを含みます。)は、主に株式および債券など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。

投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

この目論見書により行なう「GW7つの卵」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年4月10日に関東財務局長に提出しており、平成20年4月11日にその効力が発生しております。

当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

基準価額、販売会社などにつきましては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

## 日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(半休日となる場合は午前9時～正午)

下記の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

## 記

### 当ファンドのリスクについて

- ・当ファンドは、主に株式および債券を実質的な投資対象としますので、株式および債券の価格の下落や、株式および債券の発行者の財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。
- ・当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」および「為替変動リスク」などがあります。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドのリスク」をご覧ください。

## 当ファンドの手数料などについて

### お申込時、ご換金(解約)時にご負担いただく費用

申込手数料 (1口当たり)	基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金(解約)手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

### 信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用

信託報酬	純資産総額に対し年率1.89%(税抜1.8%)
監査費用	純資産総額に対し 年率0.0084%(税抜0.008%)以内
売買委託手数料など*	・組入有価証券の売買委託手数料 ・外貨建資産の保管などに要する費用 ・借入金の利息 ・立替金の利息 など

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金」をご覧ください。

\*売買委託手数料などについては、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。

当ファンドの手数料などの合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

# 目次

## 目次

### 基本情報

### 運用の内容

### 手続きと費用

### 運営方法

### 運用の状況

### その他

## 基本情報について

ファンドの概要 .....	1
---------------	---

## 運用の内容について

ファンドの特色 .....	3
投資方針 .....	7
投資方針	
投資対象	
分配方針	
投資制限	
ファンドのリスク .....	16
ファンドの仕組み・体制 .....	18
ファンドの仕組み	
運用体制・リスク管理体制	

## 手続きと費用について

取得申込み手続き .....	23
換金手続き .....	25
費用・税金 .....	26

## 運営方法について

管理および運営 .....	30
基準価額	
償還	
信託約款の変更	
異議の申立て	
公告	
その他	

## 運用の状況について

ファンドの運用状況 .....	36
財務ハイライト情報 .....	57

## その他

約款 .....	59
用語集 .....	72

## ファンドの概要

ファンドの名称	GW7つの卵 (以下「ファンド」といいます。)
商品分類	追加型株式投資信託 / 国際株式型 (一般型) / 自動けいぞく投資適用 「国際株式型(一般型)」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。
ファンドの目的	中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	証券投資信託「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」 証券投資信託「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」 証券投資信託「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」 証券投資信託「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」 証券投資信託「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 証券投資信託「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 証券投資信託「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」 <a href="#">▶ 詳しくは、後述の『投資対象』をご覧ください。</a>
主な投資制限	・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 <a href="#">▶ 詳しくは、後述の『投資制限』をご覧ください。</a>
主なリスク	・価格変動リスク ・流動性リスク ・信用リスク ・為替変動リスク <a href="#">▶ 詳しくは、後述の『ファンドのリスク』をご覧ください。</a>
信託報酬	純資産総額に対し年率1.89%(税抜1.8%) <a href="#">▶ 詳しくは、後述の『費用・税金』をご覧ください。</a>
信託期間	無期限(平成15年2月28日設定) <a href="#">▶ 詳しくは、後述の『償還』をご覧ください。</a>
決算日	毎年1月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 <a href="#">▶ 詳しくは、後述の『分配方針』をご覧ください。</a>
運用報告書の作成	委託会社は、毎期決算後および償還後に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

# 基本情報について

## 取得・換金(解約)に関して

取得・解約 取扱時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)まで
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
申込手数料	販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社における申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっております。
申込単位	販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込代金の支払い	販売会社が指定する日までにお支払いください。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
解約単位	1口単位 販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約代金の支払い	原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

## 主な用語の解説

- 信託報酬(しんたくほうしゅう)  
投資信託の運用や管理の対価として、委託会社、受託会社、販売会社が信託財産の中から受け取る報酬のことをいいます。
- 運用報告書(うんようほうこくしょ)  
投資家に対して、運用状況(期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況など)に関する情報を報告する書類のことです。
- 信託財産留保額(しんたくざいさんりゅうほがく)  
投資信託を解約される投資家の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

➡ 本書で用いている専門的な用語については、後述の『用語集』をご覧ください。

## ファンドの特色

1

世界各国から7つの資産を選び、それぞれのスペシャリストが運用します。

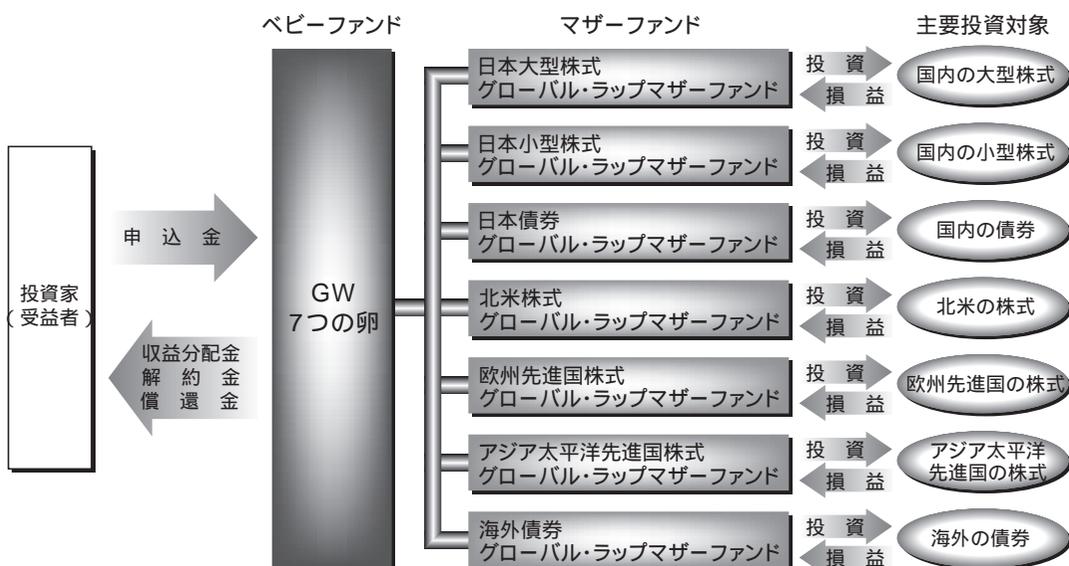
・世界各国の株式、債券から7つの資産を選び、国際分散投資を行なう<sup>1</sup>ことで中長期的な信託財産の成長をめざします。

・7つの資産の運用は、それぞれの分野に強みを持つ運用アドバイザー<sup>2</sup>が各マザーファンドを通じて行ないます(ファミリーファンド方式)。

1 異なる値動きをする傾向のある国内外の株式・債券に分散投資を行なうことで、リターンの安定化を図っています。また、分散投資効果を高めるために、日本株式の資産クラスを大型と小型に分類したり、海外株式を地域分割することにより、7資産に細分化しています。

2 日興グローバルラップ株式会社(日興GW)のファンド・アナリストが評価・選定した投資顧問会社を“運用アドバイザー”と呼びます。

運用の内容



ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

日興グローバルラップ株式会社(日興GW)とは

前身の旧「株式会社グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ」は1998年2月設立。1990年代に米国で急拡大したサービスである『投資信託ラップ』を日本で初めて導入しました。

2006年12月、同社が旧「日興コーディアル・アドバイザーズ株式会社」と合併し、「日興グローバルラップ株式会社」として発足。

資産配分の策定や、運用会社およびファンドの評価・選定など、国際分散投資に関する様々なサービスを提供しています。

# 運用の内容について

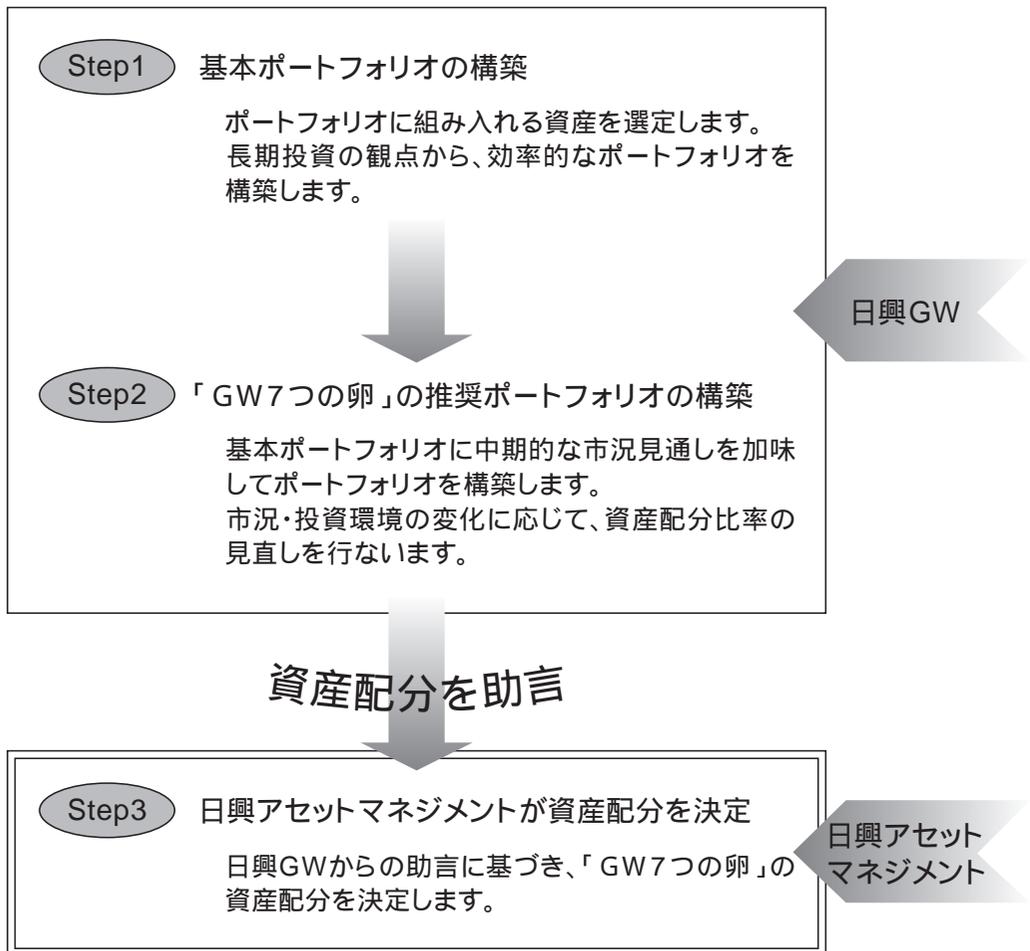
## 2

### 資産配分は、日興GWの助言をもとに日興アセットマネジメントが行ないます。

- ・日興GWは、グローバルなマクロ経済環境・市況などの分析をもとに効率的なポートフォリオを構築し、それに基づき助言を行ないます。
- ・中期的な市況見通しの変化に応じて、ポートフォリオの資産配分比率を継続的に見直し、調整します。

複数の資産を投資対象としてポートフォリオを構築する場合、各資産への配分比率には無数の組合せが存在します。「効率的なポートフォリオ」とは、期待されるリターンが同じ水準にある無数のポートフォリオのうち、リターンのブレが最も小さくなると判断されるポートフォリオを指します。

#### < 資産配分の決定プロセス >

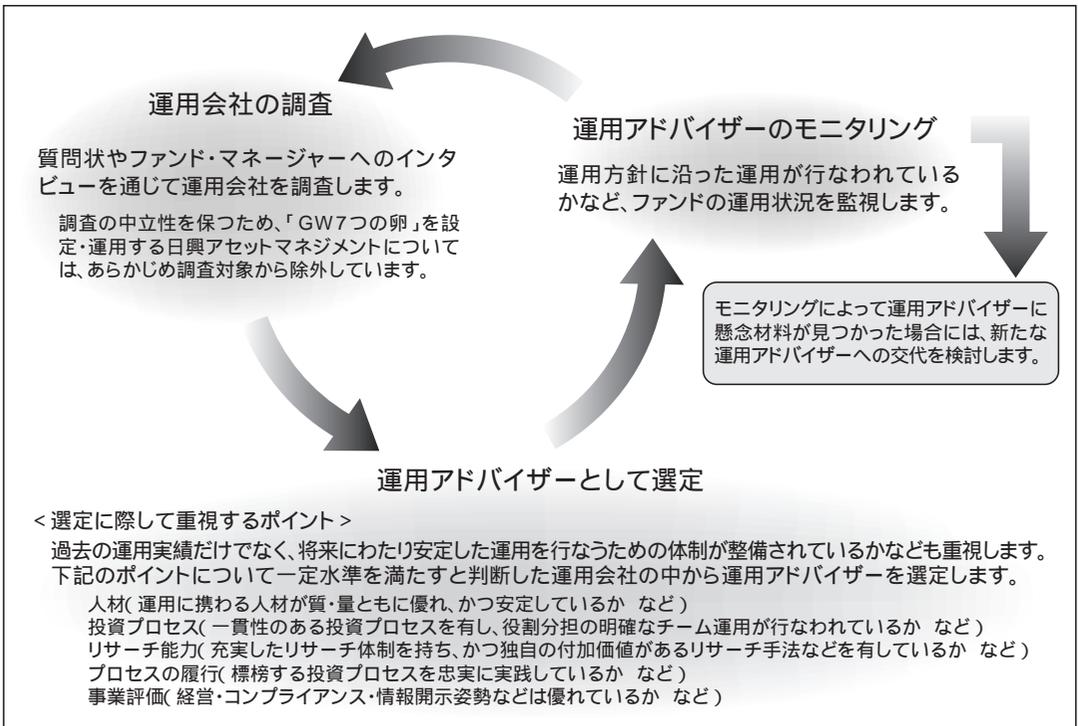


## 3

## 運用成果を向上させるために、日興GWが運用状況をモニタリングします。

- ・日興GWのファンド・アナリストが、各マザーファンドの運用状況を日々モニタリングし、必要な場合には運用アドバイザー交代の助言を行ないます。
- ・最終的な運用アドバイザーの決定は、日興アセットマネジメントが行ないます。

## &lt; 日興GWのファンド・アナリストの業務 &gt;



## &lt; 選定に際して重視するポイント &gt;

過去の運用実績だけでなく、将来にわたり安定した運用を行なうための体制が整備されているかなども重視します。下記のポイントについて一定水準を満たすと判断した運用会社の中から運用アドバイザーを選定します。

- 人材( 運用に携わる人材が質・量ともに優れ、かつ安定しているか など)
- 投資プロセス( 一貫性のある投資プロセスを有し、役割分担の明確なチーム運用が行なわれているか など)
- リサーチ能力( 充実したリサーチ体制を持ち、かつ独自の付加価値があるリサーチ手法などを有しているか など)
- プロセスの履行( 標榜する投資プロセスを忠実に実践しているか など)
- 事業評価( 経営・コンプライアンス・情報開示姿勢などは優れているか など)

運用アドバイザー交代の際などには、暫定的に日興アセットマネジメントが各マザーファンドの運用指図の権限を行使することとなる場合があります。

# 運用の内容について

## 4

各マザーファンドの運用アドバイザーおよび基本ポートフォリオは、当面、以下の通りとします。

・運用アドバイザーおよび基本ポートフォリオは、将来、交代・変更される場合があります。

(有価証券届出書提出日現在)

	マザーファンド名	運用アドバイザー名	基本ポートフォリオ
日本株式	日本大型株式 グローバル・ラップマザーファンド	JPモルガン信託銀行株式会社	23%
	日本小型株式 グローバル・ラップマザーファンド	スパークス・アセット・マネジメント株式会社	10%
日本債券	日本債券 グローバル・ラップマザーファンド	中央三井アセット信託銀行株式会社	17%
海外株式	北米株式 グローバル・ラップマザーファンド	キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	15%
	欧州先進国株式 グローバル・ラップマザーファンド	UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社	13%
	アジア太平洋先進国株式 グローバル・ラップマザーファンド	シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッド	4%
海外債券	海外債券 グローバル・ラップマザーファンド	PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネージメント・カンパニー・エルエルシー)	18%

資産運用部門の事業譲渡に伴ない2008年6月1日よりJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に変更となる予定です。

運用アドバイザーの評価・選定、交代助言

資産配分を助言

日興GW

## 5

当ファンドならではの充実した情報提供サービス

毎月の運用状況をご説明する「マンスリーレポート」を作成いたします。

四半期ごとに運用状況の分析などを行なう「四半期レビュー」を作成いたします。

、については、販売会社を通じてご入手いただけるほか、委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ファンドの決算時には、1年間の運用に関する報告をホームページ上で発信いたします。

## 投資方針

## 投資方針

・主として、以下に掲げる各マザーファンドの受益証券に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。

・各マザーファンドの受益証券への投資比率は、下記の資産配分を基本とし、中期的な市況見通しに応じて機動的に変更します。なお、市況動向などによっては内外の有価証券などへの直接投資を行なうことがあります。

証券投資信託「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」	23%
証券投資信託「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」	10%
証券投資信託「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」	17%
証券投資信託「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」	15%
証券投資信託「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」	13%
証券投資信託「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」	4%
証券投資信託「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」	18%

・上記の基本資産配分は、長期的な市況見通しに応じて変更される場合があります。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資対象

以下に掲げる各証券投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

- 証券投資信託「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」
- 証券投資信託「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」
- 証券投資信託「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」
- 証券投資信託「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」
- 証券投資信託「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」
- 証券投資信託「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」
- 証券投資信託「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」

その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

# 運用の内容について

## 投資対象とするマザーファンドの概要

### 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

#### 運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、わが国の大型株式の動き(日興バーラ・スタイル・インデックス(日本大型株式) <sup>*</sup> )を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。</li> <li>株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。</li> <li>外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。

#### ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

#### その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	JPモルガン信託銀行株式会社(投資一任) 資産運用部門の事業譲渡に伴ない2008年6月1日よりJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に変更となる予定です。
信託期間	無期限(平成13年9月14日設定)
決算日	毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)

<sup>\*</sup>日興バーラ・スタイル・インデックス(日本大型株式)は、わが国の金融商品取引所上場株式の中で、全時価総額の上位85%に属する株式の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各株式の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算します。  
同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日興コーディアル証券株式会社に帰属します。また、日興コーディアル証券株式会社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

## 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

## 運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、わが国の小型株式の動き(日興バーラ・スタイル・インデックス(日本小型株式)*)を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行いません。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行いません。</li> <li>・ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。</li> <li>・株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行いません。

## ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

## その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社(投資一任)
信託期間	無期限(平成13年9月14日設定)
決算日	毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)

\*日興バーラ・スタイル・インデックス(日本小型株式)は、わが国の金融商品取引所上場株式の中で、全時価総額の下位15%に属する株式の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各株式の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算します。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日興コーディアル証券株式会社に帰属します。また、日興コーディアル証券株式会社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

# 運用の内容について

## 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、わが国の公社債市場全体の動き(日興債券パフォーマンスインデックス(総合)* )を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国の公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム(利子等収益)の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。</li> <li>・国債、政府保証債、金融債などで核となるポートフォリオを構築し、社債への投資にあたっては、企業の信用度調査を充分に行ない、流動性、銘柄分散も考慮したうえで、ポートフォリオ全体のリスクの低減につとめます。</li> <li>・公社債の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資は行ないません。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	中央三井アセット信託銀行株式会社(投資一任)
信託期間	無期限(平成13年9月14日設定)
決算日	毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)

\*日興債券パフォーマンスインデックス(総合)は、日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社が発表している、日本の債券市場の動きを表す指数です。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債などの円建て公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存年数1年以上、残存額面10億円以上で、格付機関からBBB格相当以上の格付を取得している発行体に限られます。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日興コーディアル証券株式会社に帰属します。また、日興コーディアル証券株式会社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

## 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

## 運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、米国およびカナダの株式市場全体の動き( MSCI北米インデックス(ヘッジなし・円ベース) <sup>*</sup> )を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。</li> <li>・株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。 )への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。

## ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

## その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー(投資一任)
信託期間	無期限(平成13年9月14日設定)
決算日	毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)

<sup>\*</sup>MSCI北米インデックスは、MSCI Inc.が発表している、アメリカとカナダの株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、両国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。同指数の(ヘッジなし・円ベース)とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに日興GWが独自に円換算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

# 運用の内容について

## 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、欧州先進国の株式市場全体の動き( MSCI 欧州インデックス( ヘッジなし・円ベース ) <sup>*</sup> )を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州主要先進国( MSCI欧州インデックス採用国 )の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。</li> <li>・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。</li> <li>・株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式( 新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。 )への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社( 投資助言 )
信託期間	無期限( 平成13年9月14日設定 )
決算日	毎年3月25日( 休業日の場合は翌営業日 )

<sup>\*</sup>MSCI欧州インデックスは、MSCI Inc.が発表している、イギリス、フランス、ドイツなど、欧州主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。同指数の( ヘッジなし・円ベース )とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに日興GWが独自に円換算したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

## アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

## 運用の基本方針

基本方針	中長期的な観点から、アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き(MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く、ヘッジなし・円ベース) <sup>*</sup> )を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	アジア・環太平洋主要先進国の株式(DR(預託証券)およびカントリーファンドなどを含まず。以下同じ。)を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国(MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く)採用国・地域)の株式を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。</li> <li>・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。</li> <li>・株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含まず。への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。

## ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含まず。

## その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッド(投資一任)
信託期間	無期限(平成13年9月14日設定)
決算日	毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)

<sup>\*</sup>MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く)は、MSCI Inc.が発表している、オーストラリア、香港など、日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。同指数の(ヘッジなし・円ベース)とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに日興GWが独自に円換算したものです。  
同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

DR(預託証券)……ある国で発行されている株式をその国以外の海外市場で流通させる目的で、原株式を銀行などに預託し海外で発行する代替証券をいいます。海外投資家も国内投資家とほぼ同様の権利を享受でき、取引形態についても株式と変わりません。

カントリーファンド……特定の国、地域の有価証券に投資することを目的としたクローズド・エンド型の会社型投資信託をいいます。会社型投資信託とは、証券投資を目的とする会社を設立し、投資家はその発行株式に投資する形態をいいます。

# 運用の内容について

## 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、世界の主要国の債券市場の動き(シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース) <sup>*</sup> )を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム(利子等収益)の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。</li> <li>・ポートフォリオの構築にあたっては、信用度の調査、各国の金利動向の見通しに基づき、安定したリターンの提供とリスクコントロールにつとめます。</li> <li>・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。

## ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

## その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(投資一任)
信託期間	無期限(平成13年9月14日設定)
決算日	毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)

<sup>\*</sup>シティグループ世界国債インデックス(除く日本)は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界の主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、残存年数1年以上の固定利付債のトータルリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。同指数の(ヘッジなし・円ベース)とは、現地通貨ベースの指数を日興GWが独自に円換算したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケット・インクは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

## 分配方針

### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲  
経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針  
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針  
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。

### 収益分配金の支払い

#### < 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

#### < 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

## 投資制限

### 約款に定める投資制限

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

### 法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

# 運用の内容について

## ファンドのリスク

### ファンドのリスク

- ・当ファンド(マザーファンドを含みます。)は、主に株式および債券など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

### 信用リスク

一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

## その他の留意事項

## ● システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

## ● 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

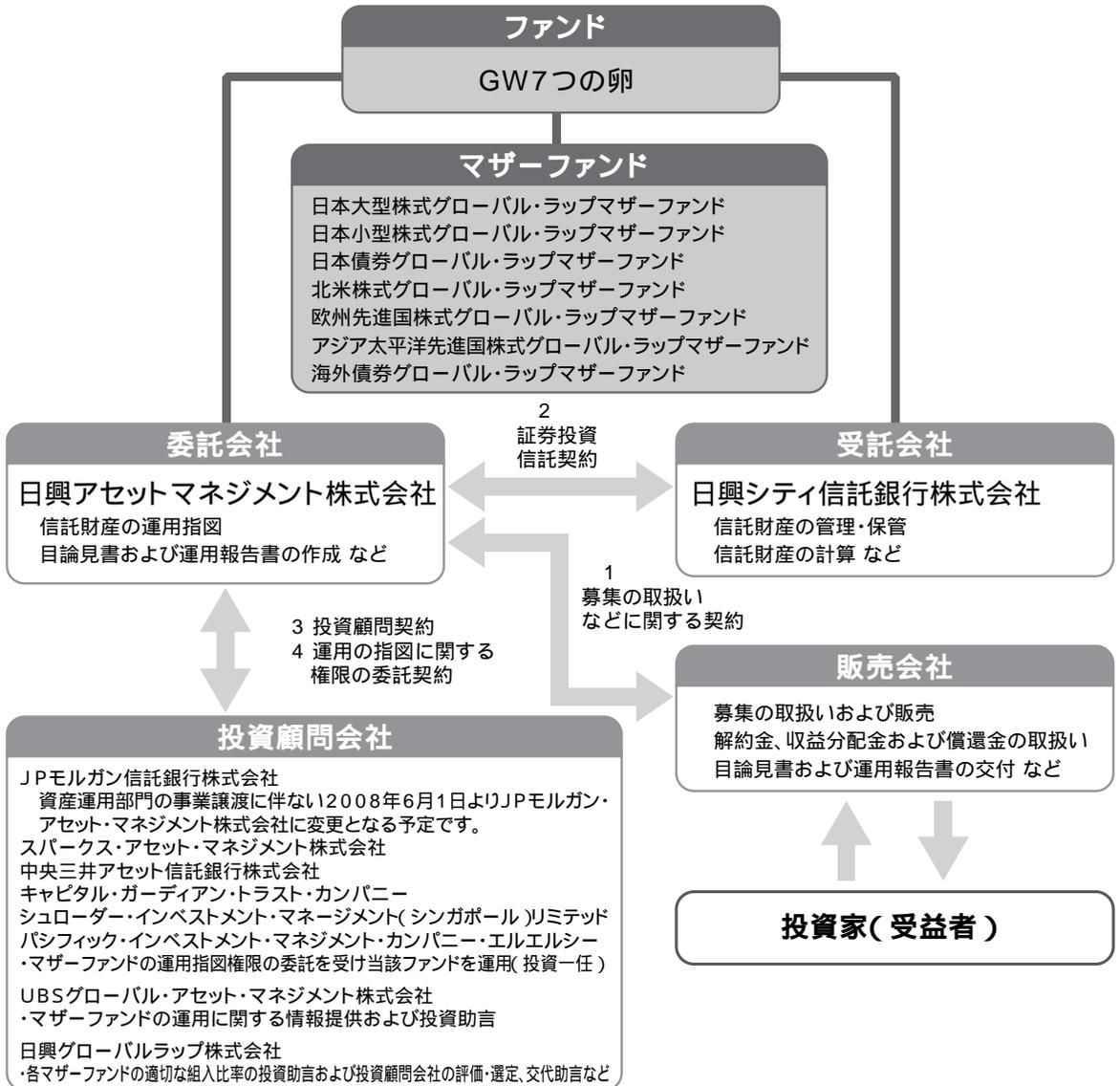
## ● 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

# 運用の内容について

## ファンドの仕組み・体制

### ファンドの仕組み



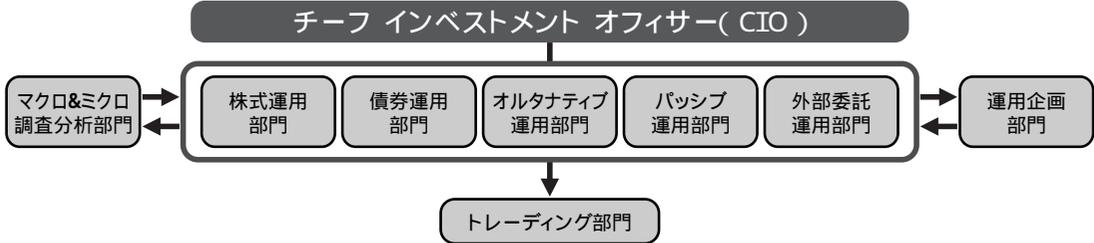
運用の内容

- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言(有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など)を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものです。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。
- 4 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものです。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

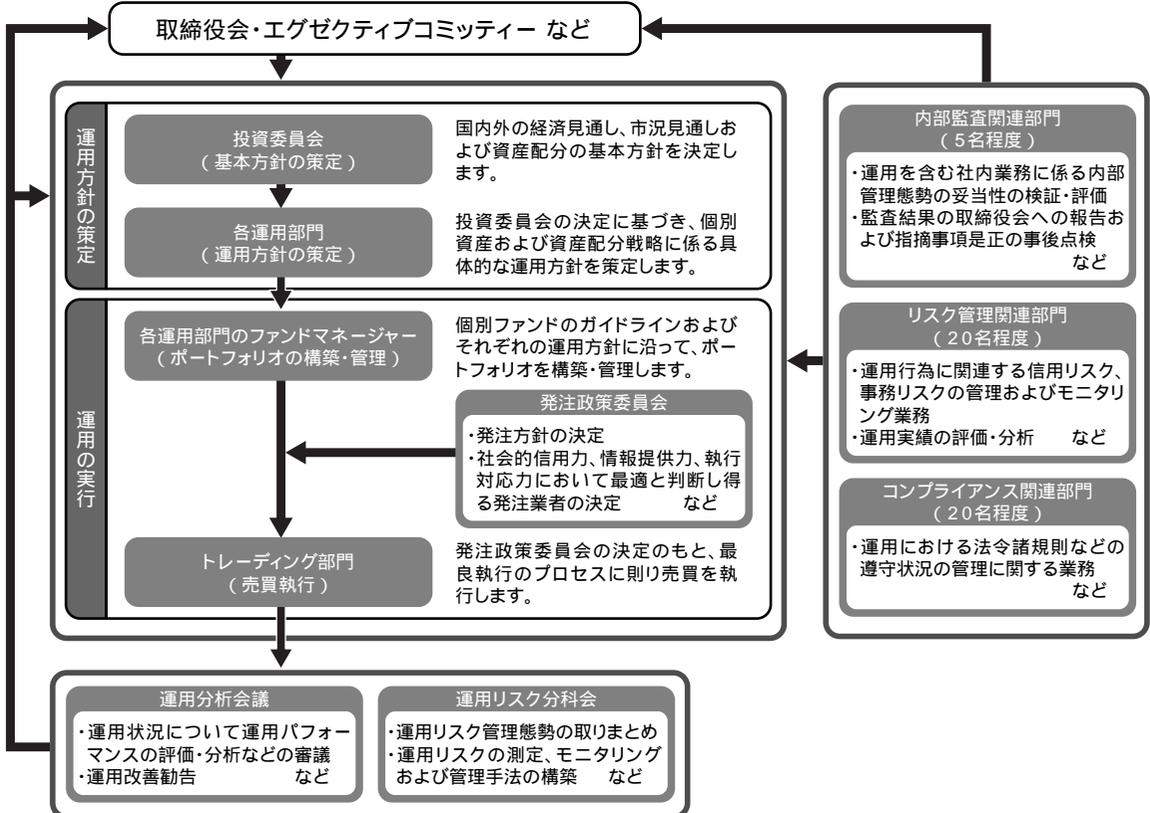
## 運用体制・リスク管理体制

### 運用体制

＜日興アセットマネジメント株式会社(委託会社)における運用体制＞  
委託会社における運用体制は以下の通りです。



委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



### 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では担当窓口として連絡調整を行なうとともに、投資顧問会社の運用プロセスに関する定期的なレビューおよび運用(投資助言を含みます。)するファンドのモニタリングを行ないます。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# 運用の内容について

各マザーファンドの運用アドバイザー(投資顧問会社)は以下の通りです。なお、運用アドバイザーについては、将来、変更する場合があります。

「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、JPモルガン信託銀行株式会社に委託します。

JPモルガン信託銀行は、世界最大級の金融持株会社JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの資産運用部門「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。同グループは約133兆円の運用総資産を有し、日本株式の運用総資産も約4.3兆円にのぼります(2007年12月末現在)。

同社のJPモルガン(JPM)日本株運用の運用哲学は、総勢17名のアナリスト(エコノミスト1名を含みます。2007年12月末現在)が市場では手薄になりがちな長期的な業績予想を行なうことにより当該企業株価の均衡価値を解明し、その均衡価値と市場価格のカイ離を捉えるというものです。また、配当割引モデル(DDM)を活用することにより客観的に銘柄の割安度を判定し、市場タイミングや業種配分の偏りといった銘柄選択以外のリスクは原則として排除するなど、徹底したリスクコントロールのもと、安定的な超過収益の積上げをめざします。

JPモルガン信託銀行での資産運用業務については、平成20年5月末を目処に同社グループ会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「AMJ社」といいます。)への事業譲渡を完了し、平成20年6月1日よりAMJ社において同業務を開始する予定です。

AMJ社への事業譲渡後も、現在JPモルガン信託銀行に所属しております「JPM日本株運用グループ」が引き続き運用を担当する予定ですので、運用体制、運用プロセスなどに一切変更はありません。

「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社に委託します。

スパークス・アセット・マネジメントは、1989年に発足した日本で数少ない独立系の投資顧問会社です。同社は創業以来「マクロはミクロの集積」という投資哲学の下、「徹底した企業調査をベースにした投資」を一貫して行なっています。特に、経済構造が変革する中で成長する新興企業群や、既存の産業の中で自ら体質改善を図りながら成長を捉えようとする企業群に注目しています。

調査には25名のアナリスト(7名のファンドマネージャーを含みます。2007年12月末現在)が従事しています。徹底した企業訪問・財務分析から得た調査結果を同社独自の社内データベースに蓄積し活用しています。この中から合議の上で有望銘柄がリストアップされ、ポートフォリオの構築が行なわれます。また、運用はチームによる組織立った運用体制が敷かれています。

「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、中央三井アセット信託銀行株式会社に委託します。

中央三井アセット信託銀行は、中央三井トラスト・グループに属し、機関投資家向けの業務に特化した信託銀行です。2007年12月末現在の運用資産総額は約22兆円、うち日本債券の運用資産残高は約11.5兆円にのぼります。

同社は、長期的な市場動向が中短期的な「市場テーマ(=市場が注目する材料)」の積み重ねにより構成されていると考えており、マーケット動向、マクロ動向、クレジット動向の丹念な調査・分析により、独自に市場テーマを追求し、投資行動に効果的に反映することで超過収益の獲得をめざします。また人間が不得手とする市場データの精緻な分析においては、定量モデル分析を有効に活用し、超過収益獲得の安定性を高める工夫をしています。

「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーに委託します。

キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーは、キャピタル・グループの一員で、米国に拠点を置く機関投資家向けの運用会社です。キャピタル・グループは1931年に創業された世界最大級の運用会社であり、「徹底した個別銘柄調査が長期に渡り優れた実績につながる」を運用哲学としています。

運用における最大の特徴は「マルチ・ファンド・マネージャー・システム」という運用体制にあります。このシステムは、ファンドの資産を複数のファンド・マネージャーに分割し、各ファンド・マネージャーが独自の裁量で運用を行なうものです。複数のファンド・マネージャーのアイデア、スタイルなどをポートフォリオに反映させることで、一人のファンド・マネージャーが運用を行なう場合に起こりやすい独断偏向の回避を図るとともに、運用パフォーマンスの安定に努め、長期的に安定した運用を維持することを目標としています。

「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用にあたっては、UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社から情報提供および投資助言を受けます。

UBSグローバル・アセット・マネジメントは、スイス最大の銀行であるUBSグループの資産運用会社で、世界25カ国のオフィスに約3,600名超の従業員を擁し、2007年12月末現在、約88兆円の資産を運用しています。日本の拠点であるUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社は、投資プロセスと組織面においてグローバル・スタンダードを実現し、世界トップレベルの投資運用サービスを提供しています。

同社は「長期的にみると世界の資本市場は均衡状態に収斂する」という考えに基づき、「市場価格と本質的な価値との乖離に着目し、割安な証券に投資することを主要な収益機会」とした運用を行ないます。証券の割安・割高を判断するためにUBSグローバル・アセット・マネジメントでは世界の株式・債券に共通したバリュエーション指標を採用し、世界経済・市場リサーチを融合したグローバルな運用体制を整えています。

「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、シュローダー・インベストメント・マネジメント(シンガポール)リミテッドに委託します。

シュローダー・インベストメント・マネジメント(シンガポール)リミテッドは、シュローダー・グループの中でロンドン、ニューヨークと並んで国際運用拠点の一つと位置付けられています。シュローダー・グループは、1804年に英国に創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置きグローバルにオフィスを展開しています。なお、運用資産総額は約30.9兆円(2007年12月末現在)にのびります。

同社は、投資対象市場や投資対象企業について実施される徹底した調査、分析によって、本来の投資価値に比べて株価水準が割安な銘柄を見極め、またマクロ分析に基づく国別配分を組み合わせ、リスクのコントロールに配慮しながら、ポートフォリオを構築します。

「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)に委託します。

PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)は、ドイツの保険会社アリアンツ・グループ傘下の債券を専門とする資産運用会社で、米国に本拠を置いています(2007年12月末の運用資産は約83兆円)。

運用にあたっては、短期のタイミングには依存せず、長期的な見通しに基づいて一貫性のある運用を行ないます。また、常に複数の投資手法を組み合わせた運用を行なうことで、ひとつの投資戦略に過度に依存することを避け、安定した超過収益の獲得と厳格なリスクの管理をめざしています。

ポートフォリオの構築は、グローバル債券チームが国債、社債、モーゲージ債、信用分析などの各専門チームのサポートを受けて行ないます。

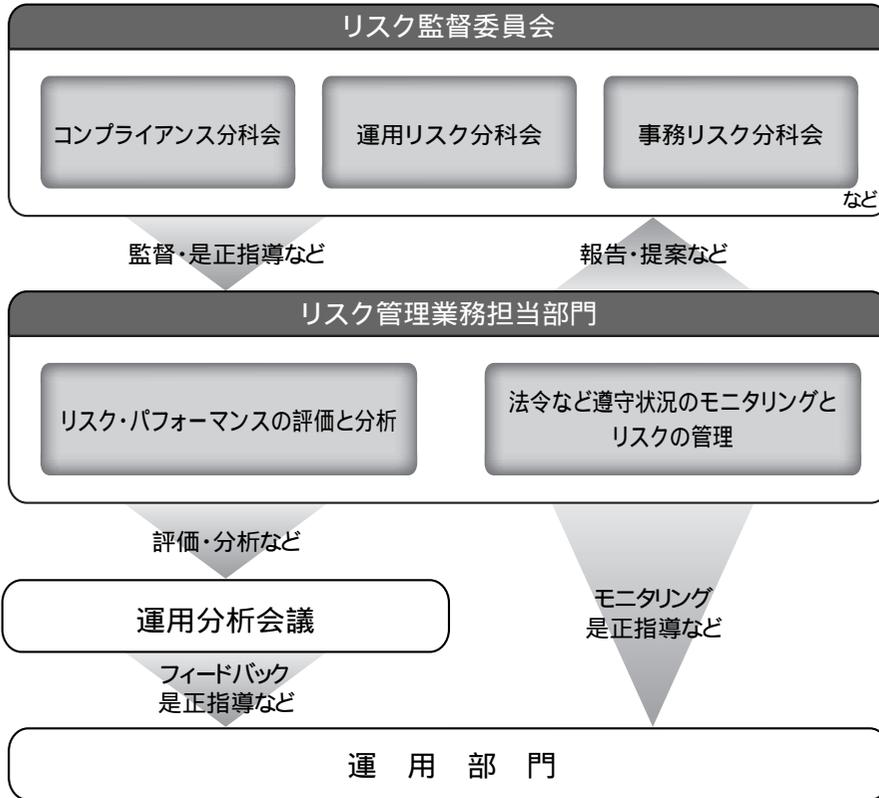
各マザーファンドの適切な組入比率および運用アドバイザーの評価・選定などについて、日興グローバルラップ株式会社(日興GW)より投資助言を受けます。

日興GWでは、多角的な視点から資産配分を策定します。月例で投資政策に関する委員会を開催し、投資環境と中長期的な市況見通しを確認しています。

# 運用の内容について

## リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社(委託会社)におけるリスク管理体制>



### 全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会、およびその分科会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその分科会においては、各種リスク(運用リスク、事務リスク、システムリスクなど)に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

### リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。また、当社外部委託運用部門では外部委託運用機関との担当窓口として連絡調整を行なうとともに、ファンドのモニタリングも行なっています。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

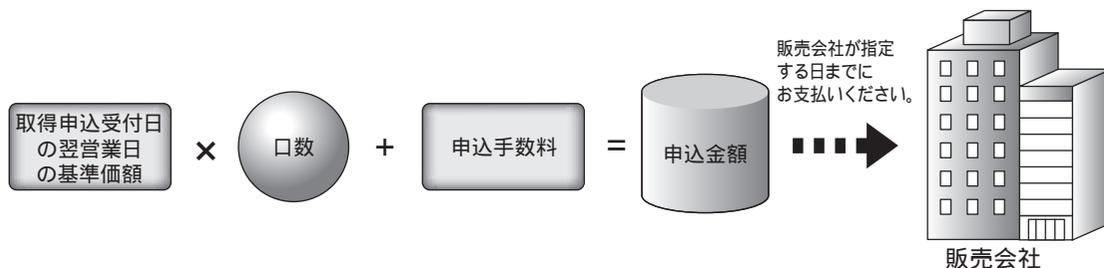
### 法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果については運用リスク分科会などで報告し運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 取得申込み手続き

&lt; 申込みについて(イメージ図) &gt;



\* 申込手数料には消費税等相当額がかかります。

申込みの方法など	
申込方法	販売会社所定の方法でお申し込みください。
コースの選択	<p>収益分配金の受取方法によって、&lt; 分配金再投資コース &gt; と &lt; 分配金受取りコース &gt; の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。</p> <p>分配金再投資コース…収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。</p> <p>分配金受取りコース…収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。</p>
申込取扱場所	販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込みの時間など	
申込みの受付	販売会社の営業日に受け付けます。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
申込期間	<p>平成20年4月11日から平成21年4月10日までとします。</p> <p>・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。</p>

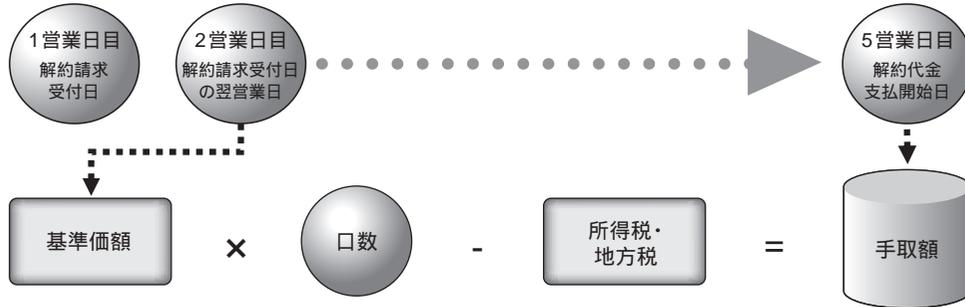
# 手続きと費用について

申込みの金額など	
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込手数料	販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社における申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっております。 ・申込手数料の額(1口当たり)は、申込価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。 ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。 ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。
申込金額	申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
申込単位	販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込代金の支払い	取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
その他	
受付の中止および取消	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

## 換金手続き

## 解約請求による換金

&lt; 換金(解約)について(イメージ図) &gt;

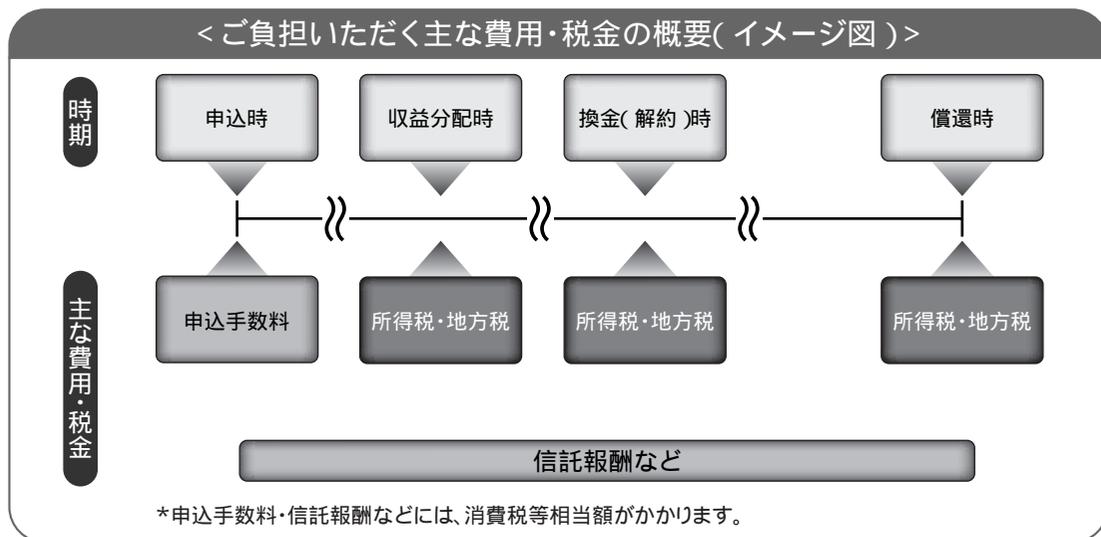


換金(解約)の時間など	
解約の受付	販売会社の営業日に受け付けます。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
解約制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金(解約)の金額など	
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
手取額	1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%(内国法人は所得税のみの7%))を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、後述の「費用・税金」をご覧ください。
解約単位	1口単位 販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約代金の支払い	手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
その他	
受付の中止および取消	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

販売会社によっては、買取請求による換金が可能となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

# 手続きと費用について

## 費用・税金



### 申込時、収益分配時、換金(解約)時などにご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料 (1口当たり)	基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内
収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し10%*
換金(解約)時 (解約請求)	換金(解約)手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	所得税・地方税	個別元本超過額に対し10%*
償還時	所得税・地方税	個別元本超過額に対し10%*

\*上記の税率は個人の場合であり、法人の場合は7%の源泉徴収となります。

申込手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

買取請求に係る課税上の取扱いについては、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

## 信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用・税金

時期	項目	費用・税金																			
毎日	信託報酬	<p>純資産総額に対し年率1.89%(税抜1.8%)</p> <p>・信託報酬の配分は、以下の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">販売会社毎の 純資産総額</th> <th colspan="4">信託報酬率(年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30億円以下の部分</td> <td>1.8900% (1.80%)</td> <td>1.2075% (1.15%)</td> <td>0.6300% (0.60%)</td> <td>0.0525% (0.05%)</td> </tr> <tr> <td>30億円超の部分</td> <td></td> <td>1.1025% (1.05%)</td> <td>0.7350% (0.70%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>括弧内は税抜です。 投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。</p> <p>・信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。</p>	販売会社毎の 純資産総額	信託報酬率(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	30億円以下の部分	1.8900% (1.80%)	1.2075% (1.15%)	0.6300% (0.60%)	0.0525% (0.05%)	30億円超の部分		1.1025% (1.05%)	0.7350% (0.70%)	
	販売会社毎の 純資産総額	信託報酬率(年率)																			
合計		委託会社	販売会社	受託会社																	
30億円以下の部分	1.8900% (1.80%)	1.2075% (1.15%)	0.6300% (0.60%)	0.0525% (0.05%)																	
30億円超の部分		1.1025% (1.05%)	0.7350% (0.70%)																		
	監査費用	純資産総額に対し年率0.0084%(税抜0.008%)以内																			
随時	売買委託手数料など	<p>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息など</p> <p>・詳しくは、後述の「その他の費用などについて」をご覧ください。</p>																			

売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

## その他の費用などについて

## &lt; 売買委託手数料など &gt;

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- 1) 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- 2) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

[ 投資対象とするマザーファンドに係る費用 ]

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

# 手続きと費用について

## 課税上の取扱い

### 個人受益者の場合

#### 1) 収益分配金、解約金、償還金の取扱い

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。
- ・解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡益との損益通算が可能です。なお、その年に控除しきれない金額は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

上記の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成21年4月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の税率となる予定です。

#### 2) 買取請求の取扱い

- ・買取請求した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し10%(所得税7%および地方税3%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。なお、その年に控除しきれない譲渡損失は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

上記の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成21年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の税率となる予定です。

### 法人受益者の場合

#### 1) 収益分配金、解約金、償還金の取扱い

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。
- ・源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

上記の7%(所得税のみ)の税率は、平成21年4月1日以降は15%(所得税のみ)の税率となる予定です。

#### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

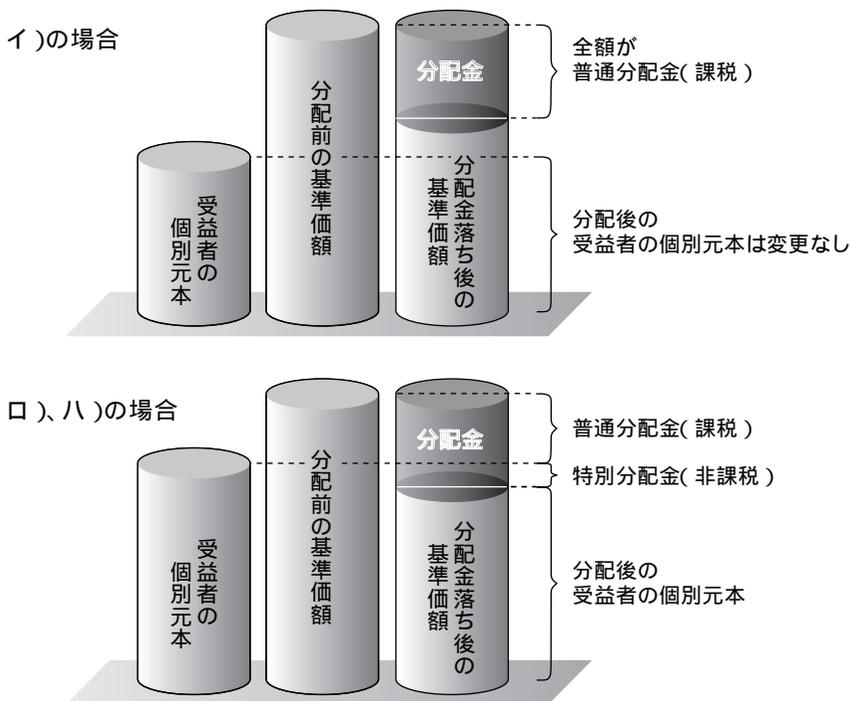
### 個別元本

- 1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

## 普通分配金と特別分配金

- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt; 分配金に関するイメージ図 &gt;



税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

# 運営方法について

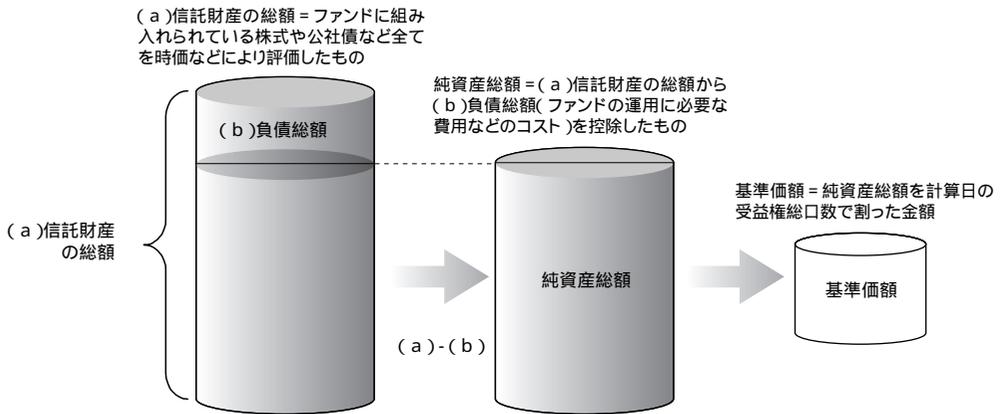
## 管理および運営

### 基準価額

#### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

#### < 基準価額算出の流れ >



#### 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

#### < 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
国内上場株式	原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場(ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段)で評価します。
外国株式	原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。
公社債(国内・外国)	原則として、基準価額計算日*における以下のいずれかの価額で評価します。 a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) b) 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。)、銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。) c) 価格情報会社の提供する価額 残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。 *外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- ・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

## 償還

## 信託期間

無期限とします(平成15年2月28日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## 信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、第3計算期間の終了日の翌営業日以降、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合などには、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

## 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

## 信託約款の変更

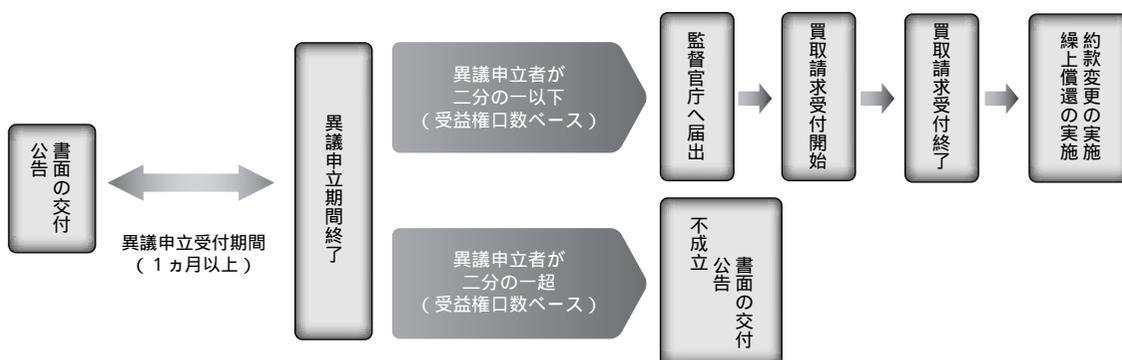
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

# 運営方法について

## 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >



## 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

## その他

### 内国投資信託受益証券の形態等

- ・追加型証券投資信託受益権です。
- ・格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## 発行(売出)価額の総額

5兆円を上限とします。

## 払込期日および払込取扱場所

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## 振替機関に関する事項

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

## 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## 計算期間

毎年1月11日から翌年1月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

## 委託会社の概況(平成20年2月末現在)

- 1)名称  
日興アセットマネジメント株式会社
- 2)代表者の役職氏名  
取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
- 3)本店の所在の場所  
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 4)資本金  
16,287百万円
- 5)沿革  
昭和34年:日興証券投資信託委託株式会社として設立  
平成11年:日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 6)大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町6番5号	112,842,500株	61.31%
NAMホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	69,170,000株	37.58%

# 運営方法について

## 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・収益分配金・償還金受領権
- ・解約請求権
- ・帳簿閲覧権

## 内国投資信託受益証券事務の概要

### 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

### 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込(販売)手続等
  - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - (1)資産の評価
    - (2)保管
    - (3)信託期間
    - (4)計算期間
    - (5)その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
    - (1)貸借対照表
    - (2)損益及び剰余金計算書
    - (3)注記表
    - (4)附属明細表
  - 2 ファンドの現況
    - 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

上記の情報については、EDINET(エディネット)でもご覧いただくことができます。

Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書などを閲覧することができます。

# 運用の状況について

## ファンドの運用状況

以下の運用状況は平成 20 年 1 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	470,885,681	99.31
日本	470,885,681	99.31
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	3,266,760	0.69
純資産総額	474,152,441	100.00

### (2) 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ 評価額上位銘柄明細

##### < 親投資信託受益証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本 日本	親投資信託 受益証券 —	日本大型株式 グローバル・ラップマザーファンド	— —	75,439,833,650	1.4658 1.4197	110,579,716,562 107,101,931,832	22.59
日本 日本	親投資信託 受益証券 —	海外債券 グローバル・ラップマザーファンド	— —	49,421,852,486	1.7477 1.7141	86,372,224,399 84,713,997,346	17.87
日本 日本	親投資信託 受益証券 —	日本債券 グローバル・ラップマザーファンド	— —	74,426,526,859	1.0790 1.0788	80,305,043,296 80,291,337,175	16.93
日本 日本	親投資信託 受益証券 —	北米株式 グローバル・ラップマザーファンド	— —	63,730,195,593	1.1580 1.1075	73,799,567,433 70,581,191,619	14.89
日本 日本	親投資信託 受益証券 —	欧州先進国株式 グローバル・ラップマザーファンド	— —	30,499,593,661	2.1861 1.9992	66,675,162,756 60,974,787,647	12.86
日本 日本	親投資信託 受益証券 —	日本小型株式 グローバル・ラップマザーファンド	— —	27,755,763,012	1.7936 1.7475	49,783,747,761 48,503,195,863	10.23
日本 日本	親投資信託 受益証券 —	アジア太平洋先進国株式 グローバル・ラップマザーファンド	— —	5,296,149,387	4.0037 3.5345	21,204,193,393 18,719,240,008	3.95

##### ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.31
合計	99.31

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 運用実績

## ① 純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額 (円)		純資産総額 (百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設 定 時 (2003年2月28日)	1.0000	1.0000	29	29
第1計算期間末 (2004年1月13日)	1.0776	1.2476	1,194	1,383
第2計算期間末 (2005年1月11日)	1.0781	1.1581	92,365	99,196
第3計算期間末 (2006年1月10日)	1.0805	1.3505	278,488	347,980
第4計算期間末 (2007年1月10日)	1.0671	1.1671	583,704	637,978
第5計算期間末 (2008年1月10日)	0.9781	0.9811	504,338	505,885

	1口当たりの純資産額 (円)	純資産総額 (百万円)
2007年1月末日	1.0949	633,452
2007年2月末日	1.0908	626,366
2007年3月末日	1.0823	619,659
2007年4月末日	1.1133	632,954
2007年5月末日	1.1262	634,515
2007年6月末日	1.1353	633,233
2007年7月末日	1.0925	603,238
2007年8月末日	1.0564	581,943
2007年9月末日	1.0837	591,324
2007年10月末日	1.0954	587,048
2007年11月末日	1.0340	545,274
2007年12月末日	1.0328	534,072
2008年1月末日	0.9375	474,152

## ② 分配の推移

	1口当たり税込み分配金 (円)
第1計算期間 (2003年2月28日～2004年1月13日)	0.1700
第2計算期間 (2004年1月14日～2005年1月11日)	0.0800
第3計算期間 (2005年1月12日～2006年1月10日)	0.2700
第4計算期間 (2006年1月11日～2007年1月10日)	0.1000
第5計算期間 (2007年1月11日～2008年1月10日)	0.0030

## ③ 収益率の推移

	収益率 (%)
第1計算期間 (2003年2月28日～2004年1月13日)	24.76
第2計算期間 (2004年1月14日～2005年1月11日)	7.47
第3計算期間 (2005年1月12日～2006年1月10日)	25.27
第4計算期間 (2006年1月11日～2007年1月10日)	8.01
第5計算期間 (2007年1月11日～2008年1月10日)	△8.06

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額 (分配付の額) から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落ちの額。以下、「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

# 運用の状況について

(参考) 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 20 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
株式	146, 107, 617	99. 20
日本	146, 107, 617	99. 20
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	1, 185, 600	0. 80
純資産総額	147, 293, 218	100. 00

## (2) 投資資産

### ① 投資有価証券の主要銘柄

#### イ 評価額上位銘柄明細

#### <株式>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	株式 輸送用機器	トヨタ自動車	—	1, 892, 900	7, 662 5, 820	14, 503, 319, 972 11, 016, 678, 000	7. 48
日本円 日本	株式 銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	—	5, 691, 500	1, 347 1, 033	7, 667, 298, 163 5, 879, 319, 500	3. 99
日本円 日本	株式 情報・通信業	日本電信電話	—	11, 088	603, 428 508, 000	6, 690, 806, 117 5, 632, 704, 000	3. 82
日本円 日本	株式 電気・ガス業	東京電力	—	2, 006, 100	4, 152 2, 760	8, 328, 505, 080 5, 536, 836, 000	3. 76
日本円 日本	株式 銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	—	5, 640	1, 102, 675 838, 000	6, 219, 088, 855 4, 726, 320, 000	3. 21
日本円 日本	株式 電気機器	エルピーダメモリ	—	1, 243, 900	4, 706 3, 770	5, 853, 519, 876 4, 689, 503, 000	3. 18
日本円 日本	株式 電気機器	松下電器産業	—	1, 933, 000	2, 455 2, 250	4, 745, 348, 710 4, 349, 250, 000	2. 95
日本円 日本	株式 鉄鋼	JFE ホールディングス	—	878, 200	6, 803 4, 910	5, 974, 594, 050 4, 311, 962, 000	2. 93
日本円 日本	株式 輸送用機器	ホンダ	—	1, 161, 500	3, 834 3, 320	4, 452, 664, 059 3, 856, 180, 000	2. 62
日本円 日本	株式 証券・商品先物取引業	大和証券グループ本社	—	4, 056, 000	1, 412 938	5, 725, 861, 866 3, 804, 528, 000	2. 58
日本円 日本	株式 海運業	川崎汽船	—	3, 462, 000	1, 181 1, 027	4, 089, 329, 684 3, 555, 474, 000	2. 41
日本円 日本	株式 機械	ダイキン工業	—	739, 000	4, 201 4, 770	3, 104, 492, 487 3, 525, 030, 000	2. 39
日本円 日本	株式 陸運業	西日本旅客鉄道	—	6, 502	566, 578 514, 000	3, 683, 888, 866 3, 342, 028, 000	2. 27
日本円 日本	株式 卸売業	住友商事	—	2, 260, 300	2, 170 1, 466	4, 903, 876, 441 3, 313, 599, 800	2. 25
日本円 日本	株式 食料品	JT	—	5, 927	619, 435 558, 000	3, 671, 393, 132 3, 307, 266, 000	2. 25
日本円 日本	株式 精密機器	HOYA	—	1, 126, 100	3, 942 2, 905	4, 439, 356, 239 3, 271, 320, 500	2. 22
日本円 日本	株式 情報・通信業	NTTドコモ	—	17, 782	214, 561 167, 000	3, 815, 326, 551 2, 969, 594, 000	2. 02
日本円 日本	株式 ゴム製品	ブリヂストン	—	1, 575, 200	2, 427 1, 801	3, 822, 285, 856 2, 836, 935, 200	1. 93
日本円 日本	株式 医薬品	第一三共	—	819, 500	3, 605 3, 190	2, 954, 468, 601 2, 614, 205, 000	1. 77
日本円 日本	株式 機械	クボタ	—	3, 316, 000	1, 095 765	3, 629, 791, 470 2, 536, 740, 000	1. 72
日本円 日本	株式 電気機器	TDK	—	366, 900	9, 122 6, 780	3, 346, 725, 997 2, 487, 582, 000	1. 69

日本 日本	株式 医薬品	中外製薬	—	1,730,000	2,483 1,405	4,296,217,434 2,430,650,000	1.65
日本 日本	株式 ガラス・土石製品	日本板硝子	—	4,655,000	619 485	2,882,153,350 2,257,675,000	1.53
日本 日本	株式 その他金融業	オリックス	—	116,750	29,210 18,050	3,410,272,660 2,107,337,500	1.43
日本 日本	株式 建設業	大成建設	—	6,754,000	405 312	2,733,274,923 2,107,248,000	1.43
日本 日本	株式 卸売業	伊藤忠商事	—	2,135,000	1,116 973	2,382,262,910 2,077,355,000	1.41
日本 日本	株式 化学	カネカ	—	2,426,000	1,099 792	2,666,891,400 1,921,392,000	1.30
日本 日本	株式 電気機器	ミネベア	—	3,239,000	704 566	2,281,225,997 1,833,274,000	1.24
日本 日本	株式 ガラス・土石製品	太平洋セメント	—	7,897,000	473 229	3,732,897,270 1,808,413,000	1.23
日本 日本	株式 卸売業	スズケン	—	417,500	4,020 3,870	1,678,225,748 1,615,725,000	1.10

## ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	99.20
電気機器	12.96
輸送用機器	10.61
銀行業	10.60
情報・通信業	9.46
機械	5.25
卸売業	4.76
電気・ガス業	3.76
ガラス・土石製品	3.69
化学	3.69
医薬品	3.43
食料品	3.29
精密機器	3.19
証券、商品先物取引業	3.06
小売業	2.97
鉄鋼	2.93
不動産業	2.87
海運業	2.41
陸運業	2.38
ゴム製品	1.93
建設業	1.78
その他金融業	1.43
非鉄金属	0.63
石油・石炭製品	0.62
保険業	0.56
金属製品	0.43
水産・農林業	0.26
サービス業	0.25
合計	99.20

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

# 運用の状況について

(参考) 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 20 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
株式	64,917,508	97.53
日本	64,917,508	97.53
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	1,642,479	2.47
純資産総額	66,559,988	100.00

## (2) 投資資産

### ① 投資有価証券の主要銘柄

#### イ 評価額上位銘柄明細

#### <株式>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	株式 情報・通信業	東北新社	—	1,549,700	1,214 1,200	1,880,993,666 1,859,640,000	2.79
日本円 日本	株式 サービス業	カカクコム	—	3,798	371,492 485,000	1,410,925,060 1,842,030,000	2.77
日本円 日本	株式 サービス業	ユナイテッド・テクノロジー・ ホールディングス	—	8,469	187,594 209,000	1,588,734,266 1,770,021,000	2.66
日本円 日本	株式 サービス業	ぐるなび	—	5,900	127,919 241,000	754,721,424 1,421,900,000	2.14
日本円 日本	株式 小売業	ドトール・日レスホールディン グス	—	708,800	2,371 1,880	1,680,710,601 1,332,544,000	2.00
日本円 日本	株式 機械	理想科学工業	—	717,500	2,376 1,798	1,704,791,094 1,290,065,000	1.94
日本円 日本	株式 情報・通信業	テレパーク	—	11,192	157,111 113,000	1,758,384,277 1,264,696,000	1.90
日本円 日本	株式 食料品	ユニ・チャーム ペットケア	—	218,200	4,230 5,670	922,986,000 1,237,194,000	1.86
日本円 日本	株式 不動産業	リサ・パートナーズ	—	6,264	255,942 195,000	1,603,217,702 1,221,480,000	1.84
日本円 日本	株式 卸売業	阪和興業	—	2,901,000	608 421	1,763,808,000 1,221,321,000	1.83
日本円 日本	株式 卸売業	ドウシヤ	—	746,400	2,347 1,604	1,751,651,998 1,197,225,600	1.80
日本円 日本	株式 機械	サトー	—	728,200	2,425 1,611	1,765,543,116 1,173,130,200	1.76
日本円 日本	株式 繊維製品	ホギメディカル	—	227,100	5,339 4,940	1,212,423,138 1,121,874,000	1.69
日本円 日本	株式 卸売業	トラスコ中山	—	784,500	2,209 1,413	1,732,659,759 1,108,498,500	1.67
日本円 日本	株式 電気機器	千代田インテグレ	—	558,100	2,805 1,977	1,565,474,853 1,103,363,700	1.66
日本円 日本	株式 情報・通信業	住商情報システム	—	609,600	2,294 1,808	1,398,643,604 1,102,156,800	1.66
日本円 日本	株式 情報・通信業	ワークスアプリケーションズ	—	8,405	81,392 130,000	684,099,349 1,092,650,000	1.64
日本円 日本	株式 水産・農林業	ホクト	—	593,500	2,128 1,765	1,263,100,414 1,047,527,500	1.57
日本円 日本	株式 その他製品	ビジョン	—	608,100	1,994 1,706	1,212,551,400 1,037,418,600	1.56
日本円 日本	株式 電気機器	オブテックス	—	731,000	2,479 1,396	1,812,038,839 1,020,476,000	1.53
日本円 日本	株式 サービス業	リゾートトラスト	—	569,300	2,705 1,789	1,540,094,986 1,018,477,700	1.53

日本 日本	株式 銀行業	北日本銀行	— —	245,800	5,290 4,060	1,300,282,000 997,948,000	1.50
日本 日本	株式 金属製品	文化シャッター	— —	2,360,000	710 415	1,675,665,827 979,400,000	1.47
日本 日本	株式 卸売業	日本風力開発	— —	3,490	249,619 275,000	871,169,513 959,750,000	1.44
日本 日本	株式 食料品	S FOODS	— —	1,063,000	1,099 877	1,168,628,275 932,251,000	1.40
日本 日本	株式 電気機器	MC J	— —	18,253	52,986 50,000	967,157,578 912,650,000	1.37
日本 日本	株式 証券、商品先物取引業	マネーパートナーズ	— —	10,000	70,969 90,500	709,689,009 905,000,000	1.36
日本 日本	株式 電気機器	アイホン	— —	496,900	2,305 1,796	1,145,354,500 892,432,400	1.34
日本 日本	株式 サービス業	ベネフィット・ワン	— —	7,538	114,332 117,000	861,836,668 881,946,000	1.33
日本 日本	株式 銀行業	沖縄銀行	— —	229,700	4,430 3,640	1,017,571,000 836,108,000	1.26

## ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	97.53
サービス業	18.89
電気機器	12.15
情報・通信業	11.37
卸売業	10.22
小売業	6.45
機械	6.31
その他製品	5.41
食料品	4.41
銀行業	2.76
化学	2.75
繊維製品	2.41
ガラス・土石製品	2.28
金属製品	2.05
不動産業	1.84
建設業	1.72
水産・農林業	1.57
証券、商品先物取引業	1.36
輸送用機器	1.29
陸運業	0.84
鉱業	0.60
鉄鋼	0.52
精密機器	0.35
合計	97.53

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

# 運用の状況について

(参考) 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 20 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
国債証券	61,787,934	57.52
日本	61,787,934	57.52
地方債証券	7,748,372	7.21
日本	7,748,372	7.21
特殊債券	8,091,774	7.53
日本	8,091,774	7.53
社債券	28,606,924	26.63
日本	28,606,924	26.63
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	1,181,918	1.10
純資産総額	107,416,924	100.00

## (2) 投資資産

### ① 投資有価証券の主要銘柄

#### イ 評価額上位銘柄明細

<国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券(5年) 第64回	1.50000 2012-06-20	17,300,000,000	102.63 102.80	17,754,880,000 17,784,919,000	16.56
日本円 日本	国債証券 —	政府短期証券 第493回	— 2008-04-09	16,700,000,000	99.90 99.90	16,683,358,280 16,683,358,280	15.53
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券(20年) 第92回	2.10000 2026-12-20	15,000,000,000	100.07 100.68	15,010,918,000 15,102,000,000	14.06
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券(5年) 第68回	1.10000 2012-12-20	11,000,000,000	100.91 101.03	11,100,320,000 11,112,970,000	10.35
日本円 日本	地方債証券 —	東京都公債 620回	1.35000 2015-03-20	1,500,000,000	98.22 100.59	1,473,225,000 1,508,820,000	1.40
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券(10年) 第208回	1.10000 2008-12-22	1,100,000,000	100.43 100.43	1,104,687,468 1,104,687,468	1.03
日本円 日本	社債券 —	三井住友銀行(劣後特約付) 8回	1.95000 2014-10-22	1,000,000,000	101.59 101.33	1,015,850,000 1,013,340,000	0.94
日本円 日本	社債券 —	オリックス(社債間限定同順位特約付) 115回	1.63000 2012-05-30	1,000,000,000	99.21 98.69	992,120,000 986,850,000	0.92
日本円 日本	社債券 —	プロミス(特定社債間限定同順位特約付) 34回	0.79000 2010-04-20	1,000,000,000	98.11 97.66	981,050,000 976,550,000	0.91
日本円 日本	社債券 —	1.86000 北海道電力 293回	1.86000 2017-09-25	900,000,000	99.93 102.12	899,370,000 919,053,000	0.86
日本円 日本	社債券 —	ソフトバンク(社債間限定同順位特約付) 25回	3.39000 2011-06-17	900,000,000	100.00 100.73	900,000,000 906,606,000	0.84
日本円 日本	特殊債券 —	関西国際空港社債(財投機関債) 第3回	2.13000 2014-08-05	800,000,000	102.98 105.04	823,816,000 840,344,000	0.78
日本円 日本	特殊債券 —	公営企業債券(財投機関債) 第22回	1.99000 2016-09-23	800,000,000	101.81 104.01	814,472,000 832,040,000	0.77
日本円 日本	社債券 —	みずほコーポレート銀行(劣後特約付) 2回	2.18000 2014-08-05	800,000,000	103.32 102.82	826,560,000 822,568,000	0.77
日本円 日本	地方債証券 —	兵庫県公債 平成17年度12回	1.10000 2011-03-23	800,000,000	99.30 100.46	794,392,000 803,664,000	0.75
日本円 日本	社債券 —	関西アーバン銀行期限前償還条項付(劣後特約付) 6回	1.86000 2017-02-20	800,000,000	100.09 100.18	800,720,000 801,440,000	0.75
日本円 日本	社債券 —	東京都民銀行期限前償還条項付(劣後特約付) 2回	2.15000 2017-02-23	800,000,000	100.21 99.72	801,688,000 797,720,000	0.74

運用の状況

日本円 日本	社債券 —	エイチエスピーシー・ファイナ ンス・コーポレーション 第9回円貨社債(2005)	0.91000 2010-09-22	800,000,000	98.62 95.33	788,968,000 762,632,000	0.71
日本円 日本	社債券 —	関西電力 451回	1.85000 2016-09-20	700,000,000	102.25 102.95	715,757,000 720,664,000	0.67
日本円 日本	社債券 —	みずほ銀行(劣後特約付) 6回	2.25000 2016-11-04	700,000,000	101.81 102.13	712,662,000 714,896,000	0.67
日本円 日本	社債券 —	第一生命第3回基金流動化特定 目的会社 特定社債1回	1.96000 2011-08-11	700,000,000	101.60 102.04	711,172,000 714,266,000	0.66
日本円 日本	特殊債券 —	政府保証公営企業債券 政府保証第767回	1.60000 2008-09-25	705,000,000	100.49 100.49	708,447,520 708,447,520	0.66
日本円 日本	社債券 —	中部電力 484回	1.41000 2014-09-25	700,000,000	99.81 100.87	698,677,000 706,076,000	0.66
日本円 日本	社債券 —	広島銀行期限前償還条項付 (劣後特約付) 11回	1.78000 2016-12-15	700,000,000	100.32 100.60	702,261,000 704,172,000	0.66
日本円 日本	社債券 —	十六銀行期限前償還条項付 (劣後特約付) 1回	1.75000 2017-03-22	700,000,000	99.90 100.41	699,321,000 702,891,000	0.65
日本円 日本	社債券 —	日産フィナンシャルサービス (社債間限定同順位特約付) 5回	0.46000 2008-09-22	700,000,000	99.67 99.67	697,656,904 697,656,904	0.65
日本円 日本	社債券 —	オリックス(社債間限定同順位 特約付) 83回	0.92000 2009-03-17	700,000,000	99.53 99.54	696,689,000 696,752,000	0.65
日本円 日本	地方債証券 —	東京都公募公債 646回	1.99000 2017-06-20	600,000,000	103.41 103.93	620,466,000 623,586,000	0.58
日本円 日本	特殊債券 —	は号特別道路債券 は号特別第 138回	1.50000 2011-03-25	610,000,000	100.70 101.69	614,263,900 620,333,400	0.58
日本円 日本	特殊債券 —	道路債券(財投機関債) 第21回	2.75000 2033-06-20	600,000,000	103.38 102.96	620,274,000 617,754,000	0.58

#### ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
国債証券	57.52
地方債証券	7.21
特殊債券	7.53
社債券	26.63
合計	98.89

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

# 運用の状況について

(参考) 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 20 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
株式	94,345,720	97.72
アメリカ	83,476,634	86.46
カナダ	7,316,716	7.58
イギリス	2,354,805	2.44
フランス	371,427	0.38
ドイツ	365,989	0.38
オランダ	238,723	0.25
シンガポール	221,422	0.23
転換社債型新株予約権付社債	348,912	0.36
アメリカ	348,912	0.36
投資証券	394,494	0.41
アメリカ	394,494	0.41
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	1,462,766	1.52
純資産総額	96,551,894	100.00

## (2) 投資資産

### ① 投資有価証券の主要銘柄

#### イ 評価額上位銘柄明細

<株式>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
アメリカドル アメリカ	株式 その他金融	JPMORGAN CHASE & CO	—	532,500	4,863 5,038	2,589,466,747 2,682,756,300	2.78
アメリカドル カナダ	株式 鉱業	BARRICK GOLD CORPORATION	—	417,800	3,127 5,664	1,306,398,862 2,366,282,162	2.45
アメリカドル アメリカ	株式 バイオテクノロジー	GENENTECH INC	—	294,300	8,195 7,401	2,411,815,921 2,178,168,451	2.26
アメリカドル アメリカ	株式 ヘルスケア・サービス	UNITEDHEALTH GROUP INC	—	407,200	5,708 5,343	2,324,428,368 2,175,835,738	2.25
アメリカドル アメリカ	株式 その他金融	GOLDMAN SACHS GROUP INC	—	94,800	21,515 21,123	2,039,582,176 2,002,415,654	2.07
アメリカドル アメリカ	株式 小売り	TARGET CORP	—	357,200	6,545 5,573	2,337,753,981 1,990,758,470	2.06
アメリカドル アメリカ	株式 インターネット	GOOGLE INC-CL A	—	33,300	49,139 58,336	1,636,319,110 1,942,586,402	2.01
アメリカドル アメリカ	株式 その他製造	GENERAL ELECTRIC COMPANY	—	493,800	3,811 3,723	1,881,994,262 1,838,385,797	1.90
アメリカドル アメリカ	株式 銀行	WACHOVIA CORP	—	468,166	5,647 3,920	2,643,559,008 1,835,105,851	1.90
アメリカドル アメリカ	株式 運輸関連	UNITED PARCEL SERVICE INC-CL B	—	221,900	7,586 7,663	1,683,390,982 1,700,403,723	1.76
アメリカドル アメリカ	株式 小売り	LOWE'S COS INC	—	600,100	3,128 2,696	1,876,852,620 1,617,975,218	1.68
アメリカドル アメリカ	株式 通信	AT&T INC	—	360,400	4,109 3,974	1,480,746,904 1,432,244,016	1.48
アメリカドル イギリス	株式 石油・ガス	ROYAL DUTCH SHELL PLC-ADR A	—	189,500	7,032 7,554	1,332,559,452 1,431,558,800	1.48
アメリカドル アメリカ	株式 半導体	APPLIED MATERIALS INC	—	701,300	1,979 1,907	1,388,158,759 1,337,160,294	1.38
アメリカドル アメリカ	株式 保険	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	—	229,100	6,949 5,785	1,591,988,457 1,325,336,169	1.37

アメリカドル アメリカ	株式 ヘルスケア製品	BAXTER INTERNATIONAL INC	—	203,600	5,591 6,402	1,138,392,752 1,303,465,117	1.35
アメリカドル アメリカ	株式 小売り	BEST BUY CO INC	—	240,900	5,078 5,031	1,223,276,999 1,211,869,613	1.26
アメリカドル アメリカ	株式 通信	CISCO SYSTEMS INC	—	466,200	2,803 2,592	1,306,643,876 1,208,345,645	1.25
アメリカドル アメリカ	株式 コンピューター	SANDISK CORPORATION	—	441,400	4,440 2,676	1,959,922,634 1,181,168,744	1.22
アメリカドル アメリカ	株式 食品	KRAFT FOODS INC-A	—	360,782	3,345 3,133	1,206,863,954 1,130,503,181	1.17
カナダドル カナダ	株式 化学	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN INC	—	76,800	6,725 14,468	516,467,195 1,111,119,421	1.15
アメリカドル アメリカ	株式 ソフトウェア	MICROSOFT CORP	—	318,744	2,981 3,426	950,280,412 1,092,042,444	1.13
アメリカドル アメリカ	株式 医薬品	FOREST LABORATORIES INC	—	251,600	5,543 4,234	1,394,729,504 1,065,187,850	1.10
アメリカドル アメリカ	株式 その他金融	LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC	—	155,000	7,310 6,660	1,133,099,542 1,032,234,280	1.07
アメリカドル アメリカ	株式 航空宇宙・防衛	BOEING CO	—	113,500	10,016 8,823	1,136,867,449 1,001,375,088	1.04
アメリカドル アメリカ	株式 インターネット	EBAY INC	—	334,300	3,437 2,798	1,148,857,713 935,478,376	0.97
アメリカドル アメリカ	株式 通信	QUALCOMM INC	—	216,400	4,426 4,286	957,747,528 927,445,389	0.96
アメリカドル イギリス	株式 医薬品	ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	—	206,500	5,820 4,471	1,201,846,520 923,246,632	0.96
アメリカドル アメリカ	株式 半導体	KLA-TENCOR CORPORATION	—	204,100	5,782 4,458	1,180,060,482 909,910,456	0.94
アメリカドル アメリカ	株式 銀行	WELLS FARGO & COMPANY	—	256,700	3,511 3,486	901,216,816 894,769,949	0.93

< 転換社債型新株予約権付社債 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
アメリカドル アメリカ	転換社債型新株 予約権付社債 —	Ford Motor Company	4.25000 2036-12-15	3,267,000	11,823.70 10,679.90	386,280,279 348,912,333	0.36

< 投資証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
アメリカドル アメリカ	投資証券 —	DOUGLAS EMMETT INC	— —	84,300	2,766 2,428	233,207,520 204,684,446	0.21
アメリカドル アメリカ	投資証券 —	SCHERING-PLOUGH CORP	— —	9,400	26,600 20,193	250,040,000 189,810,365	0.20

# 運用の状況について

## ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	97.72
その他金融	8.18
小売り	7.67
医薬品	6.78
通信	5.83
保険	4.92
銀行	4.16
鉱業	4.11
石油・ガス	4.01
半導体	3.99
メディア	3.55
インターネット	3.45
コンピューター	3.23
その他製造	3.09
バイオテクノロジー	2.71
ヘルスケア・サービス	2.68
食品	2.51
石油・ガス サービス	2.50
運輸関連	2.40
貯蓄貸付 (S&L)	2.36
ソフトウェア	2.30
ヘルスケア製品	1.93
化学	1.82
飲料	1.70
航空宇宙・防衛	1.58
電子機器	1.27
電力	1.15
繊維製品	1.00
エンジニアリング建設	0.92
農業	0.82
自動車 製造	0.73
電気部品・電気機械	0.68
宿泊施設	0.51
化粧品パーソナルケア	0.43
商業サービス	0.43
石炭	0.43
鉄鋼	0.39
生活用品	0.28
自動車 部品・機器	0.27
機械 建設・鉱業用	0.23
航空	0.21
投資会社	0.21
住宅建設	0.16
広告	0.15
転換社債型新株予約権付社債	0.36
投資証券	0.41
合計	98.49

### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 20 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
株式	81,910,432	96.65
イギリス	26,708,203	31.51
フランス	14,749,006	17.40
ドイツ	14,255,683	16.82
スイス	9,896,092	11.68
オランダ	4,072,840	4.81
アイルランド	3,409,971	4.02
スウェーデン	2,828,292	3.34
スペイン	1,678,245	1.98
イタリア	1,306,068	1.54
ルクセンブルク	800,366	0.94
ギリシャ	725,515	0.86
フィンランド	534,585	0.63
アメリカ	482,965	0.57
オーストリア	462,592	0.55
投資証券	931,410	1.10
フランス	931,410	1.10
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	1,911,572	2.26
純資産総額	84,753,415	100.00

### (2) 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ 評価額上位銘柄明細

##### <株式>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
ユーロ フランス	株式 石油・ガス	TOTAL SA	—	536,858	8,173 7,680	4,387,573,400 4,123,334,863	4.87
イギリス イギリス	株式 石油・ガス	BP PLC	—	3,468,669	1,145 1,109	3,970,895,138 3,846,217,837	4.54
スイス スイス	株式 医薬品	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	—	195,955	21,231 19,004	4,160,291,985 3,723,857,296	4.39
イギリス イギリス	株式 通信	VODAFONE GROUP PLC	—	9,529,914	299 374	2,846,866,827 3,564,038,120	4.21
ユーロ フランス	株式 通信	FRANCE TELECOM SA	—	885,920	3,168 3,667	2,806,460,609 3,248,334,825	3.83
スイス スイス	株式 医薬品	NOVARTIS AG-REG SHS	—	550,954	6,583 5,367	3,626,780,834 2,957,067,361	3.49
イギリス イギリス	株式 銀行	BARCLAYS PLC	—	2,714,505	1,587 1,012	4,306,876,993 2,745,984,706	3.24
ユーロ ドイツ	株式 その他製造	SIEMENS AG-REG	—	193,753	14,262 13,634	2,763,359,998 2,641,670,873	3.12
スイス スイス	株式 その他金融	CREDIT SUISSE GROUP	—	392,602	8,902 6,025	3,494,846,581 2,365,499,092	2.79
ユーロ ドイツ	株式 銀行	DEUTSCHE BANK AG -REG	—	177,675	14,203 12,111	2,523,448,583 2,151,833,154	2.54
ユーロ フランス	株式 電力	SUEZ SA	—	325,754	6,314 6,380	2,056,680,454 2,078,275,599	2.45
ユーロ ドイツ	株式 自動車 製造	DAIMLER AG-REG	—	247,594	10,811 8,214	2,676,849,403 2,033,735,531	2.40

# 運用の状況について

イギリスポンド イギリス	株式 ガス	CENTRICA PLC	—	2,846,066	756 678	2,150,612,215 1,929,910,452	2.28
イギリスポンド イギリス	株式 保険	PRUDENTIAL PLC	—	1,369,597	1,570 1,354	2,149,882,777 1,854,545,343	2.19
ユーロ ドイツ	株式 運輸関連	DEUTSCHE POST AG-REG	—	528,810	3,538 3,450	1,870,971,365 1,824,596,717	2.15
ユーロ ドイツ	株式 生活用品	HENKEL KGAA-VORZUG	—	344,365	6,067 5,013	2,089,361,212 1,726,301,194	2.04
ユーロ オランダ	株式 運輸関連	TNT NV	—	436,369	4,756 3,948	2,075,456,948 1,722,600,839	2.03
ユーロ ドイツ	株式 食品	METRO AG	—	192,534	8,981 8,740	1,729,099,023 1,682,670,300	1.99
ユーロ スペイン	株式 銀行	BANCO SANTANDER SA	—	885,310	2,137 1,896	1,892,043,454 1,678,245,338	1.98
ユーロ フランス	株式 保険	AXA	—	455,185	4,651 3,681	2,116,873,654 1,675,458,057	1.98
イギリスポンド イギリス	株式 流通・卸売業	WOLSELEY PLC	—	1,082,069	2,226 1,475	2,409,010,690 1,595,602,445	1.88
ユーロ フランス	株式 銀行	BNP PARIBAS SA	—	150,939	12,158 10,548	1,835,055,902 1,592,172,072	1.88
イギリスポンド イギリス	株式 食品	TESCO PLC	—	1,759,278	1,004 868	1,766,001,526 1,527,698,210	1.80
イギリスポンド イギリス	株式 食品	CADBURY SCHWEPPES PLC	—	1,204,751	1,341 1,194	1,615,838,276 1,439,034,710	1.70
ユーロ フランス	株式 自動車 製造	RENAULT SA	—	112,397	17,313 11,860	1,945,911,515 1,333,039,390	1.57
ユーロ イタリア	株式 銀行	INTESA SANPAOLO SPA	—	1,744,784	912 749	1,591,792,964 1,306,068,881	1.54
ユーロ ドイツ	株式 ソフトウェア	SAP AG	—	261,168	5,919 4,999	1,545,759,442 1,305,524,718	1.54
ユーロ アイルランド	株式 銀行	BANK OF IRELAND	—	745,514	2,509 1,580	1,870,186,168 1,178,131,359	1.39
イギリスポンド イギリス	株式 メディア	BRITISH SKY BROADCASTING GROUP PLC	—	1,024,184	1,287 1,127	1,318,136,312 1,154,066,201	1.36
ユーロ オランダ	株式 保険	AEGON NV	—	666,782	2,401 1,619	1,600,774,486 1,079,812,375	1.27

## <投資証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
ユーロ フランス	投資証券 —	UNIBAIL-RODAMCO	— —	37,419	33,757 24,891	1,263,155,084 931,410,099	1.10

## ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	96.65
銀行	15.33
通信	9.64
石油・ガス	9.40
医薬品	7.88
食品	6.49
保険	5.44
運輸関連	4.19
自動車 製造	3.97
電力	3.35
その他金融	3.25
その他製造	3.12
ガス	2.28
建築資材	2.18
鉱業	2.16
ソフトウェア	2.07
生活用品	2.04
木材・紙	2.00
流通・卸売業	1.88
化学	1.87
メディア	1.36
小売り	1.24
レジャー	1.01
鉄鋼	0.94
半導体	0.60
ヘルスケア製品	0.57
コンピューター	0.54
航空宇宙・防衛	0.49
電子機器	0.49
広告	0.43
多角産業	0.41
投資証券	1.10
合計	97.75

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

# 運用の状況について

(参考) アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 20 年 1 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## (1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
株式	25,760,441	95.74
オーストラリア	15,703,712	58.36
香港	6,522,783	24.24
シンガポール	2,896,395	10.76
バミューダ諸島	447,326	1.66
アメリカ	190,224	0.71
投資証券	633,237	2.35
オーストラリア	340,374	1.26
シンガポール	292,863	1.09
為替予約取引(売建)	(244,482)	(0.91)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	514,004	1.91
純資産総額	26,907,684	100.00

## (2) 投資資産

### ① 投資有価証券の主要銘柄

#### イ 評価額上位銘柄明細

<株式>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
オーストラリアドル オーストラリア	株式 鉱業	BHP BILLITON LTD	—	789,913	3,144 3,409	2,483,184,508 2,692,928,033	10.01
オーストラリアドル オーストラリア	株式 鉱業	RIO TINTO LIMITED	—	123,620	8,439 10,795	1,043,248,040 1,334,458,047	4.96
オーストラリアドル オーストラリア	株式 銀行	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	—	256,860	5,042 4,626	1,295,141,040 1,188,257,477	4.42
オーストラリアドル オーストラリア	株式 食品	WOOLWORTHS LIMITED	—	404,420	2,706 2,785	1,094,232,500 1,126,348,120	4.19
香港ドル 香港	株式 多角産業	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	—	715,000	1,250 1,414	893,953,235 1,011,344,620	3.76
オーストラリアドル オーストラリア	株式 銀行	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LTD	—	409,566	2,771 2,454	1,134,824,203 1,004,958,606	3.73
オーストラリアドル オーストラリア	株式 銀行	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	—	314,021	3,905 3,181	1,226,404,807 998,798,085	3.71
オーストラリアドル オーストラリア	株式 保険	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	—	371,960	3,006 2,650	1,117,991,980 985,726,993	3.66
オーストラリアドル オーストラリア	株式 銀行	WESTPAC BANKING CORPORATION	—	395,580	2,520 2,417	996,942,451 956,075,720	3.55
オーストラリアドル オーストラリア	株式 商業サービス	BRAMBLES LTD	—	851,700	1,256 971	1,069,868,832 827,408,579	3.07
オーストラリアドル オーストラリア	株式 バイオテクノロジー	CSL LIMITED	—	219,170	2,770 3,389	607,120,112 742,837,045	2.76
シンガポールドル シンガポール	株式 銀行	UNITED OVERSEAS BANK LTD	—	467,192	1,564 1,305	730,516,454 609,766,851	2.27
香港ドル 香港	株式 不動産	KERRY PROPERTIES LTD	—	869,000	632 686	549,620,084 596,213,948	2.22
オーストラリアドル オーストラリア	株式 石油・ガス	WOODSIDE PETROLEUM LTD	—	123,600	3,767 4,319	465,599,443 533,860,227	1.98
シンガポールドル シンガポール	株式 不動産	CITY DEVELOPMENTS LTD	—	610,000	1,062 867	647,686,016 528,940,516	1.97

アメリカドル 香港	株式 多角産業	JARDINE MATHESON HOLDINGS LIMITED	— —	186,800	2,328 2,711	434,861,442 506,428,250	1.88
香港ドル 香港	株式 宿泊施設	SHANGRI-LA ASIA LTD.	— —	1,764,000	274 286	482,640,368 504,077,112	1.87
香港ドル 香港	株式 流通・卸売業	LI & FUNG LTD	— —	1,294,400	380 389	491,254,529 503,185,056	1.87
香港ドル 香港	株式 銀行	HANG SENG BANK LTD	— —	236,000	1,623 2,126	382,992,602 501,848,336	1.87
オーストラリアドル オーストラリア	株式 鉱業	ORICA LTD	— —	173,550	2,453 2,739	425,664,626 475,324,658	1.77
シンガポールドル シンガポール	株式 流通・卸売業	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	— —	316,000	1,080 1,478	341,269,256 466,952,252	1.74
アメリカドル バミューダ諸島	株式 多角産業	JARDINE STRATEGIC HOLDINGS LTD	— —	286,000	1,490 1,564	426,142,853 447,326,880	1.66
香港ドル 香港	株式 銀行	DAH SING BANKING GROUP LIMITED	— —	1,996,400	235 217	469,197,350 432,971,246	1.61
オーストラリアドル オーストラリア	株式 銀行	SUNCORP-METWAY LIMITED	— —	286,587	1,946 1,434	557,613,129 410,990,949	1.53
アメリカドル 香港	株式 不動産	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	— —	797,000	501 489	399,094,102 390,083,680	1.45
シンガポールドル シンガポール	株式 通信	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD	— —	1,341,020	253 273	339,906,915 366,147,273	1.36
オーストラリアドル オーストラリア	株式 飲料	LION NATHAN LIMITED	— —	389,990	824 892	321,332,579 347,939,133	1.29
オーストラリアドル オーストラリア	株式 飲料	FOSTER'S GROUP LTD	— —	635,380	622 541	395,027,554 343,721,074	1.28
シンガポールドル シンガポール	株式 銀行	DBS GROUP HOLDINGS LTD	— —	249,692	1,626 1,328	406,085,818 331,510,325	1.23
香港ドル 香港	株式 銀行	WING HANG BANK LIMITED	— —	230,000	1,283 1,324	295,104,119 304,465,260	1.13

## ＜投資証券＞

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
オーストラリアドル オーストラリア	投資証券 —	WESTFIELD GROUP	— —	197,010	2,006 1,728	395,289,491 340,374,768	1.26
シンガポールドル シンガポール	投資証券 —	SUNTEC REIT	— —	2,656,000	143 110	378,789,310 292,863,043	1.09

# 運用の状況について

## ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	95.74
銀行	25.05
鉱業	16.73
多角産業	9.24
不動産	7.46
食品	4.19
商業サービス	4.10
保険	3.73
流通・卸売業	3.61
飲料	3.41
石油・ガス	2.80
バイオテクノロジー	2.76
宿泊施設	2.14
通信	1.82
運輸関連	1.01
その他金融	1.00
医薬品	0.95
建築資材	0.93
投資会社	0.90
半導体	0.83
その他製造	0.82
エンターテインメント	0.77
ヘルスケア製品	0.71
エンジニアリング建設	0.53
メディア	0.26
投資証券	2.35
合計	98.09

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③ その他投資資産の主要なもの

<為替予約取引>

名称	種類	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
アメリカドル	売建	188,348,088	187,818,474	0.70
シンガポールドル	売建	56,787,943	56,664,339	0.21
合計		245,136,031	244,482,813	0.91

(参考) 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 20 年 1 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券先物取引等の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

### (1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
国債証券	34,447,922	31.11
ドイツ	14,994,651	13.54
イギリス	12,688,848	11.46
ブラジル	3,784,592	3.42
フランス	1,822,725	1.65
スペイン	712,328	0.64
ロシア	121,771	0.11
カナダ	101,612	0.09
メキシコ	67,478	0.06
フィンランド	53,293	0.05
パナマ	35,271	0.03
南アフリカ	33,835	0.03
オーストリア	31,513	0.03
特殊債券	21,388,350	19.32
アメリカ	15,388,097	13.90
カナダ	4,182,355	3.78
ノルウェー	865,160	0.78
日本	388,756	0.35
ドイツ	321,299	0.29
フランス	242,680	0.22
社債券	34,661,747	31.31
アメリカ	26,103,026	23.58
ルクセンブルク	2,086,029	1.88
スペイン	1,974,051	1.78
イギリス	1,585,740	1.43
カナダ	984,715	0.89
ポルトガル	602,131	0.54
スイス	493,347	0.45
ケイマン諸島	263,359	0.24
バミューダ諸島	253,444	0.23
ドイツ	243,809	0.22
オランダ	39,228	0.04
フランス	32,863	0.03
コマーシャル・ペーパー	7,710,805	6.96
アメリカ	5,337,466	4.82
イギリス	1,164,441	1.05
オーストラリア	1,060,784	0.96
アイルランド	148,112	0.13
有価証券先物取引等(買建)	(32,814,809)	(29.64)
ドイツ	(20,613,392)	(18.62)
アメリカ	(8,763,104)	(7.91)
イギリス	(3,438,313)	(3.11)
有価証券先物取引等(売建)	(32,300,490)	(29.17)
アメリカ	(24,831,265)	(22.43)
ドイツ	(7,469,225)	(6.75)
為替予約取引(買建)	(54,216,542)	(48.97)
為替予約取引(売建)	(57,562,989)	(51.99)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	12,510,174	11.30
純資産総額	110,719,000	100.00

# 運用の状況について

## (2) 投資資産

### ① 投資有価証券の主要銘柄

#### イ 評価額上位銘柄明細

<国債証券・特殊債券・社債券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
アメリカドル アメリカ	特殊債券 —	連邦抵当金庫 (FMMA) TBA	5.0000 2038-03-12	55,500,000	10,551.36 10,568.51	5,856,006,625 5,865,524,733	5.30
ユーロ ドイツ	国債証券 —	ドイツ国債	5.5000 2031-01-04	31,400,000	18,111.20 17,898.01	5,686,916,957 5,619,976,476	5.08
イギリスポンド イギリス	国債証券 —	イギリス国債	4.2500 2011-03-07	25,700,000	20,576.54 21,038.74	5,288,169,572 5,406,956,433	4.88
アメリカドル アメリカ	特殊債券 —	連邦抵当金庫 (FMMA) TBA	5.0000 2038-02-12	41,600,000	10,545.47 10,563.52	4,386,915,224 4,394,424,187	3.97
カナダドル カナダ	特殊債券 —	Canada Housing Trust	4.5500 2012-12-15	38,000,000	10,695.45 11,006.20	4,064,271,337 4,182,355,506	3.78
イギリスポンド イギリス	国債証券 —	イギリス国債	9.0000 2011-07-12	15,100,000	24,090.17 24,195.92	3,637,615,595 3,653,583,434	3.30
ユーロ ドイツ	国債証券 —	ドイツ国債	5.6250 2028-01-04	19,904,215	18,893.45 18,074.84	3,760,592,512 3,597,655,493	3.25
ブラジルレアル ブラジル	国債証券 —	ブラジル国債	12.5000 2022-01-05	35,500,000	6,781.94 6,624.07	2,407,589,300 2,351,544,140	2.12
ユーロ ドイツ	国債証券 —	ドイツ国債	6.5000 2027-07-04	9,900,000	20,738.60 19,866.52	2,053,121,162 1,966,785,066	1.78
アメリカドル アメリカ	特殊債券 —	連邦抵当 (FMMA) TBA	5.5000 2038-02-12	16,500,000	10,733.10 10,759.70	1,770,961,500 1,775,350,500	1.60
アメリカドル アメリカ	特殊債券 —	連邦抵当金庫 (FMMA) TBA	5.5000 2038-03-12	14,000,000	10,743.08 10,758.04	1,504,030,500 1,506,125,324	1.36
ブラジルレアル ブラジル	国債証券 —	ブラジル国債	10.2500 2028-01-10	23,300,000	6,232.20 5,680.62	1,452,103,580 1,323,584,460	1.20
ユーロ スペイン	社債券 —	Banco Santander Central Hispano SA	4.5000 2012-11-14	8,000,000	16,053.91 15,913.43	1,284,312,512 1,273,074,304	1.15
ユーロ ドイツ	国債証券 —	ドイツ国債	3.7500 2015-01-04	7,900,000	15,589.86 15,699.70	1,231,598,687 1,240,276,115	1.12
イギリスポンド イギリス	国債証券 —	イギリス国債	5.0000 2014-09-07	5,700,000	21,119.86 21,750.81	1,203,831,963 1,239,796,292	1.12
イギリスポンド イギリス	国債証券 —	イギリス国債	4.0000 2009-03-07	5,800,000	20,610.36 21,037.68	1,195,400,932 1,220,185,668	1.10
アメリカドル アメリカ	社債券 —	COUNTRYWIDE HOME LOAN MORTGAGE PASS THROUGH TRUST 2006-HYB5 2A1	5.8391 2036-08-20	11,953,810	10,763.11 9,983.98	1,286,601,404 1,193,466,086	1.08
イギリスポンド イギリス	国債証券 —	イギリス国債	4.7500 2010-06-07	5,100,000	20,806.97 21,310.15	1,061,155,582 1,086,817,606	0.98
アメリカドル ルクセンブルク	社債券 —	QAO Gazprom	6.2120 2016-11-22	10,000,000	10,725.12 10,381.98	1,072,512,000 1,038,198,000	0.94
アメリカドル アメリカ	社債券 —	JPMorgan Chase & Co.	6.0000 2018-01-15	8,300,000	11,091.67 11,073.05	920,608,444 919,062,984	0.83
ユーロ ルクセンブルク	社債券 —	QAO Gazprom	6.6050 2018-02-13	6,100,000	15,784.00 14,929.30	962,824,000 910,687,080	0.82
アメリカドル イギリス	社債券 —	Barclays Bank Plc	5.4500 2012-09-12	7,900,000	10,620.21 11,125.69	838,996,558 878,929,883	0.79
アメリカドル ノルウェー	特殊債券 —	ノルウェー輸出金融公社 (EXPT)	5.0000 2012-02-14	7,700,000	10,703.87 11,235.85	824,198,138 865,160,499	0.78
アメリカドル アメリカ	社債券 —	Lehman Brothers Holdings Inc.	5.6250 2013-01-24	7,600,000	10,591.48 10,792.15	804,952,602 820,203,552	0.74
ユーロ ドイツ	国債証券 —	ドイツ国債	4.7500 2028-07-04	4,600,000	16,999.37 16,284.23	781,970,928 749,074,420	0.68
ユーロ フランス	国債証券 —	フランス国債	5.7500 2032-10-25	3,600,000	19,479.03 18,404.07	701,245,238 662,546,343	0.60
ユーロ ドイツ	国債証券 —	ドイツ国債	6.2500 2030-01-04	3,150,000	20,519.20 19,472.83	646,354,800 613,394,186	0.55
ユーロ ポルトガル	社債券 —	Banco Espirito Santo, S.A.	4.3750 2011-01-25	3,800,000	15,791.89 15,845.56	600,091,896 602,131,189	0.54
ユーロ スペイン	国債証券 —	スペイン国債	5.3500 2011-10-31	3,400,000	16,675.65 16,655.78	566,972,234 566,296,584	0.51
アメリカドル カナダ	社債券 —	Canadian Natural Resources Ltd	5.7000 2017-05-15	5,000,000	10,368.36 10,664.03	518,418,040 533,201,256	0.48

運用の状況

## ＜コマーシャル・ペーパー＞

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
アメリカドル アメリカ	コマーシャル・ペーパー —	SVENSKA HANDELSBANKEN INC	— —	24,000,000	— —	2,529,596,160 2,532,796,663	2.29
アメリカドル アメリカ	コマーシャル・ペーパー —	HSBC USA INC	— —	17,900,000	— —	1,888,526,158 1,889,932,051	1.71
アメリカドル イギリス	コマーシャル・ペーパー —	BANK OF SCOTLAND AUSTRALIA	— —	11,000,000	— —	1,162,952,000 1,164,441,591	1.05
アメリカドル オーストラリア	コマーシャル・ペーパー —	Australia and New Zealand Banking Group Ltd	— —	10,000,000	— —	1,060,784,356 1,060,784,356	0.96
アメリカドル アメリカ	コマーシャル・ペーパー —	PALISADES COMMERCIAL PAPER	— —	8,600,000	— —	908,698,773 914,738,037	0.83
アメリカドル アイルランド	コマーシャル・ペーパー —	UNICREDITO ITALIANO SPA	— —	1,400,000	— —	148,112,584 148,112,584	0.13

## ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
国債証券	31.11
特殊債券	19.32
社債券	31.31
コマーシャル・ペーパー	6.96
合計	88.70

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

# 運用の状況について

## ③ その他投資資産の主要なもの

< 有価証券先物取引等 >

国・地域	銘柄名	種類	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
ドイツ	DEUTSCHLAND 10YR (BUND) FUTURES 2008-03	買建	1,127	20,489,611,314	20,613,392,598	18.62
アメリカ	US T-NOTE 10YR FUTURES 2008-03	買建	710	8,553,226,814	8,763,104,000	7.91
イギリス	UK GILT 10YR FUTURES 2008-03	買建	148	3,445,741,993	3,438,313,045	3.11
合計			—	32,488,580,121	32,814,809,643	29.64
アメリカ	US T-NOTE 2YR FUTURES 2008-03	売建	815	18,188,556,374	18,455,604,121	16.67
ドイツ	DEUTSCHLAND 5YR (BOBL) FUTURES 2008-03	売建	430	7,475,333,968	7,469,225,560	6.75
アメリカ	US T-NOTE 5YR FUTURES 2008-03	売建	342	3,969,222,257	4,097,151,450	3.70
アメリカ	US T-BOND 20YR FUTURES 2008-03	売建	181	2,273,093,025	2,278,509,450	2.06
合計			—	31,906,205,624	32,300,490,581	29.17

< 為替予約取引 >

名称	種類	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
ユーロ	買建	29,570,082,258	29,016,710,450	26.21
アメリカドル	買建	13,108,856,270	12,999,796,452	11.74
オーストラリアドル	買建	2,768,339,490	2,747,908,800	2.48
シンガポールドル	買建	2,540,429,217	2,430,825,754	2.20
スウェーデンクローナ	買建	2,277,548,789	2,191,688,250	1.98
ポーランドズロチ	買建	1,934,023,633	1,826,953,781	1.65
スイスフラン	買建	1,046,408,511	1,036,569,220	0.94
ノルウェークローネ	買建	914,619,910	890,517,590	0.80
デンマーククローネ	買建	887,109,708	857,356,300	0.77
イギリスポンド	買建	219,918,120	218,215,910	0.20
合計		55,267,335,906	54,216,542,507	48.97
アメリカドル	売建	46,068,463,636	45,054,961,097	40.69
イギリスポンド	売建	8,366,700,490	8,325,649,267	7.52
ユーロ	売建	2,218,146,959	2,242,590,350	2.03
カナダドル	売建	1,355,312,172	1,356,279,450	1.22
ニュージーランドドル	売建	417,202,479	415,059,480	0.37
シンガポールドル	売建	176,177,810	168,449,600	0.15
合計		58,602,003,546	57,562,989,244	51.99

## 財務ハイライト情報

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

## GW7つの卵

## ＜貸借対照表＞

(単位：円)

科 目	期 別	第4期	第5期
		平成19年1月10日現在	平成20年1月10日現在
	注記 番号	金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		9,200,939,217	18,777,156,196
親投資信託受益証券		573,995,786,727	492,827,614,367
未収入金		63,000,000,000	600,000,000
流動資産合計		646,196,725,944	512,204,770,563
資産合計		646,196,725,944	512,204,770,563
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		54,273,397,421	1,546,911,029
未払解約金		2,319,961,600	857,125,528
未払受託者報酬		163,720,095	151,590,687
未払委託者報酬		5,730,205,563	5,305,676,193
その他未払費用		4,543,227	4,749,596
流動負債合計		62,491,827,906	7,866,053,033
負債合計		62,491,827,906	7,866,053,033
純資産の部			
元本等			
元本		546,981,478,249	515,639,121,751
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		36,723,419,789	△11,300,404,221
(うち分配準備積立金)			( 81,357,500 )
剰余金合計		36,723,419,789	△11,300,404,221
元本等合計		583,704,898,038	504,338,717,530
純資産合計		583,704,898,038	504,338,717,530
負債・純資産合計		646,196,725,944	512,204,770,563

# 運用の状況について

## <損益及び剰余金計算書>

(単位：円)

科 目	期 別	第4期	第5期
		自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
	注記 番号	金 額	金 額
営業収益			
受取利息		9,362,975	36,904,773
有価証券売買等損益		56,327,828,667	△32,391,807,950
その他収益		126,241	2,710,902
営業収益合計		56,337,317,883	△32,352,192,275
営業費用			
受託者報酬		289,225,561	315,363,002
委託者報酬		10,122,898,912	11,037,709,400
その他費用		8,159,290	9,284,063
営業費用合計		10,420,283,763	11,362,356,465
営業利益金額		45,917,034,120	-
営業損失金額		-	43,714,548,740
経常利益金額		45,917,034,120	-
経常損失金額		-	43,714,548,740
当期純利益金額		45,917,034,120	-
当期純損失金額		-	43,714,548,740
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額		3,294,128,667	2,389,245,320
期首剰余金		20,746,912,126	36,723,419,789
剰余金増加額		35,404,143,287	9,299,080,768
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(-)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		( 35,404,143,287 )	( 9,299,080,768 )
剰余金減少額		7,777,143,656	9,672,199,689
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		( 7,777,143,656 )	( 9,672,199,689 )
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(-)	(-)
分配金		54,273,397,421	1,546,911,029
期末剰余金又は期末欠損金(△)		36,723,419,789	△11,300,404,221

## <重要な会計方針に係る事項に関する注記>

項 目	期 別	第4期	第5期
		自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

## 約款

<追加型証券投資信託 GW7つの卵>

## 運 用 の 基 本 方 針

約款第20条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

## 基 本 方 針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

## 運 用 方 法

## (1)投資対象

以下に掲げる各証券投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

- 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド

## (2)投資態度

主として、上に掲げる各マザーファンドの受益証券に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。

各マザーファンドの受益証券への投資比率は、下記の資産配分を基本とし、中期的な市況見通しに応じて機動的に変更します。なお、市況動向等によっては内外の有価証券等への直接投資を行なうことがあります。

証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド	23%
証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド	10%
証券投資信託 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド	17%
証券投資信託 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド	15%
証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	13%
証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	4%
証券投資信託 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド	18%

上記の基本資産配分は、長期的な市況見通しに応じて変更される場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## 運 用 制 限

- (1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- (2) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- (3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (4) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第30条の範囲で行ないます。

## 収 益 分 配 方 針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

## ①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

## ②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

## ③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

# そ の 他

## 追加型証券投資信託 GW7つの卵 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者としします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金2,990万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については2,990万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在し

ない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定

# そ の 他

する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑥ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第14条 （削 除）

（記名式の受益証券の再交付）

第15条 （削 除）

（毀損した場合等の再交付）

第16条 （削 除）

（受益証券の再交付の費用）

第17条 （削 除）

（投資の対象とする資産の種類）

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の証券投資信託（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
2. 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
3. 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
4. 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
5. 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
6. 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
7. 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
8. 株券または新株引受権証書
9. 国債証券
10. 地方債証券
11. 特別の法律により法人の発行する債券
12. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
13. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第8号から第15号までの証券または証書の性質を有するもの
17. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
18. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
19. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
20. 外国貸付権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
22. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
25. 貸付権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第8号の証券または証書ならびに第16号および第22号の証券または証書のうち第8号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第9号から第13号までの証券ならびに第19号の証券ならびに第16号および第22号の証券または証書のうち第9号から第13号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。)

3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保

の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為

# そ の 他

替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(保管業務の委任)

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第32条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第34条 (削 除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし

ます。

- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。(受託者による資金の立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成15年2月28日から開始するものとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の180の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、主要投資対象とする各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、各マザーファンドごとに以下に定める率を乗じて得た金額とします。

日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の55
日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド	
マザーファンドの純資産総額が300億円以下の部分	年10,000分の75
300億円超400億円以下の部分	年10,000分の65
400億円超の部分	年10,000分の55
日本債券グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の20
北米株式グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の50
アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	
マザーファンドの純資産総額が150億円以下の部分	年10,000分の60
150億円超200億円以下の部分	年10,000分の50
200億円超の部分	年10,000分の40

海外債券グローバル・ラップ マザーファンド …………… 年10,000分の40

(収益分配)

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第50条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(受益証券の保護預り等)

## 第48条 (削 除)

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第50条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第3計算期間の終了日の翌営業日以降において、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの契約を解約する場合には適用しないものとします。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同様の取り扱いとします。

# そ の 他

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがうものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## 附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条および第12条から第17条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第4条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成15年2月28日

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号  
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

# そ の 他

## 用語集

投資信託の基本的な用語を簡潔にまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。

- 委託会社(委託者)**  
いたくがいしゃ(いたくしゃ) | 投資信託の運用を行なう会社です。
- 解約価額**  
かいはくかがく | 投資信託を解約請求によって換金する時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額のことです。
- 解約請求(解約)**  
かいはくせいきゅう(かいはく) | 投資信託の換金方法の一つで、受益者が販売会社を通じて委託会社に解約を請求する方法のことです。(なお、受益者が販売会社に受益権の買取りを請求する換金方法を買取請求(買取)といいます。)
- 繰上償還**  
くりあげしょうかん | 信託期間を繰り上げて信託(運用)を終了させることです。
- 個別元本超過額**  
こべつがんばんほんちようかがく | 解約価額から各受益者の個別元本を差し引いた額のことです。償還金・解約金を受け取る場合、個別元本超過額が所得税および地方税の課税対象となります。
- 自動けいぞく投資**  
じどうけいぞくとうし | 販売会社と受益者との契約により、税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資することをいいます。なお、販売会社により取扱いできない場合や一部異なる場合があります。
- 収益分配**  
しゅうえきぶんぱい | 投資信託の決算期末に、運用によって得た収益などを保有口数に応じて受益者に分配することです。また、その分配される金額を収益分配金または分配金といいます。
- 受益者**  
じゆえきしゃ | 投資信託を購入した投資家のことです。
- 純資産総額**  
じゆんしさんそうがく | 信託財産の総額(信託財産に属する資産を時価などで評価して得た金額)から負債総額(運用に必要な費用などのコスト)を控除した金額のことです。
- 償還**  
しょうかん | 投資信託の信託契約を解約し、信託(運用)を終了することです。
- 信託期間**  
しんたくきかん | 信託財産を運用する期間のことで、運用開始日(設定日)から運用終了日(償還日)までのことです。
- 信託財産**  
しんたくさいさん | 投資信託が保有するすべての資産(組入有価証券、現金など)のことです。
- ファンドマネージャー** | 投資信託の運用を行なう人(金融資産を運用する専門家)のことです。
- ポートフォリオ** | 株式や債券など、複数の資産や銘柄の組み合わせ、あるいはそうした資産構成のことです。
- 目論見書(投資信託説明書)**  
もくろみしょ(とうししんたくせつめいしょ) | 投資家に交付することが義務づけられている投資信託の説明資料です。投資家が投資信託を購入するにあたって知っておくべき重要な情報(特色、運用方針、信託報酬、手数料など)が記載されています。目論見書には、お申込みの際にあらかじめまたは同時に投資家に交付される「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。
- 約款(信託約款)**  
やっかん(しんたくやっかん) | 投資信託の仕組みや運営、管理などの詳細について規定したものをいいます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づいて信託契約を締結しています。
- リスクとリターン** | 投資によって得られる収益をリターンといい、その収益を獲得するにあたっての不確実性をリスクといいます。一般的にリスクが高いとリターンは高く、その逆にリスクが低いとリターンは低くなります。

日興アセットマネジメントの照会先

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

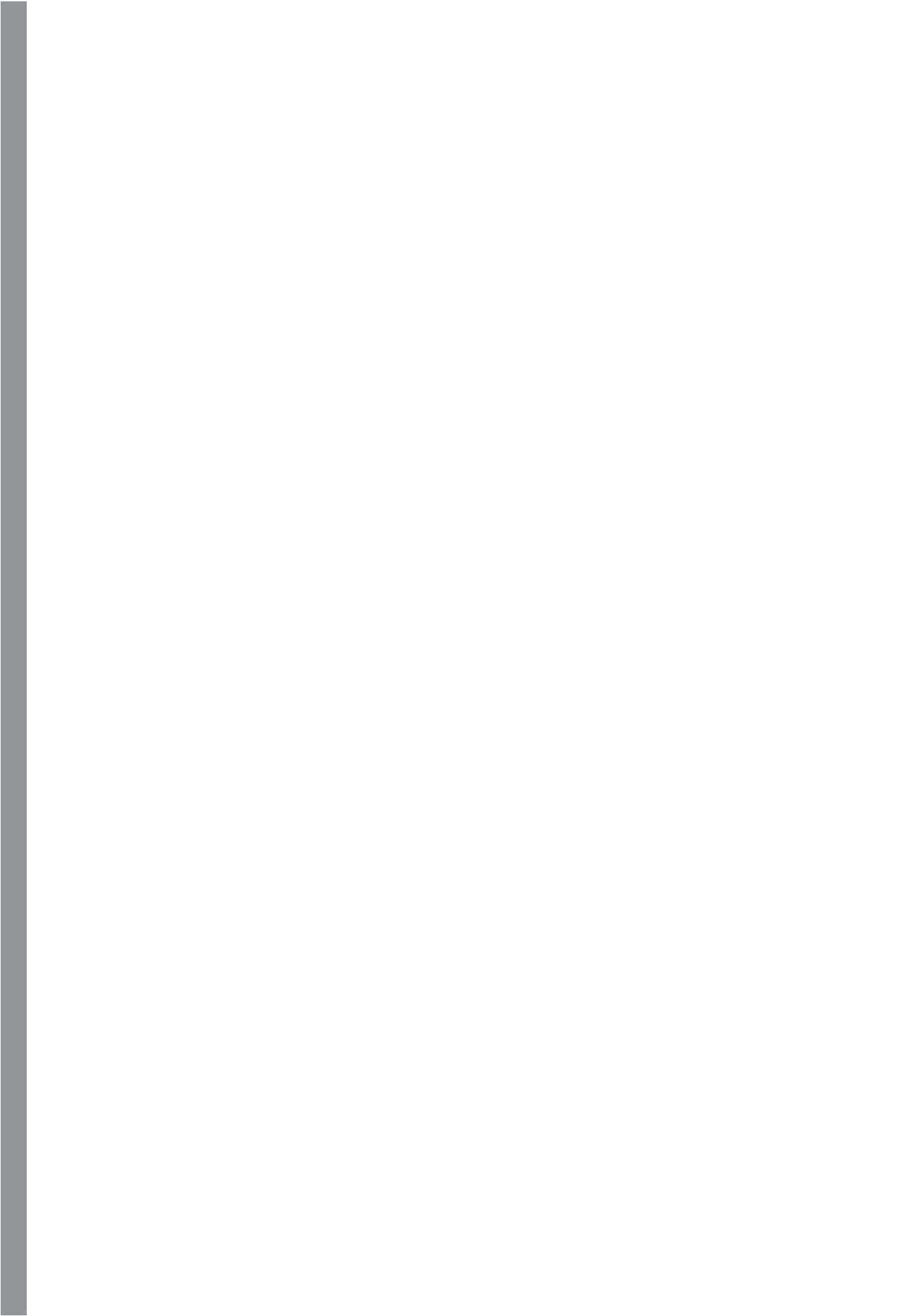
 **0120-25-1404**

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



携帯サイトQRコード





# GW 7つの卵

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）／自動けいぞく投資適用

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

「GW7つの卵」(マザーファンドを含みます。)は、主に株式および債券など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

この目論見書により行なう「GW7つの卵」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年4月10日に関東財務局長に提出しており、平成20年4月11日にその効力が発生しております。

## - 目 次 -

	頁
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込(販売)手続等】	
2 【換金(解約)手続等】	
第3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	
(1)【資産の評価】	
(2)【保管】	
(3)【信託期間】	
(4)【計算期間】	
(5)【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	7
1 【財務諸表】	
(1)【貸借対照表】	
(2)【損益及び剰余金計算書】	
(3)【注記表】	
(4)【附属明細表】	
2 【ファンドの現況】	
【純資産額計算書】	
第5 【設定及び解約の実績】	44

## 第1【ファンドの沿革】

平成 15 年 2 月 28 日	ファンドの信託契約締結、運用開始
平成 16 年 12 月 28 日	「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用指図権限の委託先である投資顧問会社をドイチェ・アセット・マネジメント株式会社から J・P・モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに変更
平成 17 年 12 月 9 日	「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更など、ならびに「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」における運用指図権限の範囲の変更

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

##### < 分配金再投資コース >

- ・収益分配金を自動的に再投資するコースです。
- ・なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。

##### < 分配金受取りコース >

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

#### (3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (4) 取扱時間

原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (5) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

#### (6) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### < 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

(9) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(10) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 2【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社 ホームページ アドレス <a href="http://www.nikkoam.com/">http://www.nikkoam.com/</a> コールセンター 電話番号 0120-25-1404 午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。 (半休日となる場合は午前9時～正午)
--

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%(内国法人は所得税のみの7%))を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(6) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 解約代金の支払い

手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。販売会社によっては、買取請求による換金が可能となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

## 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

### < 主な資産の評価方法 >

#### マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

#### 国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。

#### 外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

#### 公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日\*における以下のいずれかの価額で評価します。

- a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- b) 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- c) 価格情報会社の提供する価額  
残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

\* 外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

### < 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

### (2)【保管】

該当事項はありません。

### (3)【信託期間】

無期限とします（平成15年2月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

### (4)【計算期間】

毎年1月11日から翌年1月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

## (5)【その他】

### 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 第3計算期間の終了日の翌営業日以降、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
  - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
  - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
  - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

### 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

### 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

### 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

### 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

### 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

### 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約または投資顧問契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第4期計算期間(平成18年1月11日から平成19年1月10日まで)の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に、また、第5期計算期間(平成19年1月11日から平成20年1月10日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受けております。

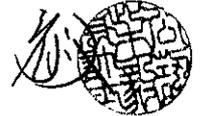
# 独立監査人の監査報告書

平成19年2月20日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

代表社員 公認会計士  
業務執行社員



業務執行社員 公認会計士



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGW7つの卵の平成18年1月11日から平成19年1月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GW7つの卵の平成19年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成20年2月19日

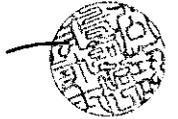
日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員



指定社員 公認会計士  
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGW7つの卵の平成19年1月1日から平成20年1月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GW7つの卵の平成20年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

GW7つの卵

(1) 【貸借対照表】

科目	期別	(単位：円)	
		第4期 平成19年1月10日現在	第5期 平成20年1月10日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		9,200,939,217	18,777,156,196
親投資信託受益証券		573,985,786,727	482,827,614,367
未収入金		63,000,000,000	600,000,000
流動資産合計		646,196,725,944	512,204,770,563
資産合計		646,196,725,944	512,204,770,563
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		54,273,397,421	1,546,911,029
未払解約金		2,319,961,600	857,125,528
未払委託者報酬		163,720,095	151,590,687
未払委託者報酬		5,730,205,563	5,305,676,193
その他未払費用		4,543,227	4,749,596
流動負債合計		62,491,827,906	7,866,053,033
負債合計		62,491,827,906	7,866,053,033
純資産の部			
元本等			
元本		546,981,478,249	515,639,121,751
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金( )		36,723,419,789	11,300,404,221
(うち分配準備積立金)			( 81,357,500 )
剰余金合計		36,723,419,789	11,300,404,221
元本等合計		583,704,898,038	504,338,717,530
純資産合計		583,704,898,038	504,338,717,530
負債・純資産合計		646,196,725,944	512,204,770,563

(2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	(単位：円)	
		第4期 自平成18年1月11日 至平成19年1月10日	第5期 自平成19年1月11日 至平成20年1月10日
		金額	金額
営業収益			
受取利息		9,362,975	36,904,773
有価証券売買等損益		56,327,828,667	32,391,807,950
その他収益		126,241	2,710,902
営業収益合計		56,337,317,883	32,352,192,275
営業費用			
委託者報酬		289,225,561	315,363,002
委託者報酬		10,122,898,912	11,037,709,400
その他費用		8,159,290	9,284,063
営業費用合計		10,420,283,763	11,362,356,465
営業利益金額		45,917,034,120	-
営業損失金額		-	43,714,548,740
経常利益金額		45,917,034,120	-
経常損失金額		-	43,714,548,740
当期純利益金額		45,917,034,120	-
当期純損失金額		-	43,714,548,740
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額		3,294,128,667	2,389,245,320
期首剰余金		20,746,912,126	36,723,419,789
剰余金増加額		35,404,143,287	9,299,080,768
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		( - )	( - )
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		( 35,404,143,287 )	( 9,299,080,768 )
剰余金減少額		7,777,143,656	9,672,199,689
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		( 7,777,143,656 )	( 9,672,199,689 )
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		( - )	( - )
分配金		54,273,397,421	1,546,911,029
期末剰余金又は期末欠損金( )		36,723,419,789	11,300,404,221

( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	第4期 自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	第5期 自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

( 貸借対照表に関する注記 )

	第4期 平成19年1月10日現在	第5期 平成20年1月10日現在
1. 期首元本額	257,741,764,372 円	546,981,478,249 円
期中追加設定元本額	380,068,619,701 円	107,582,341,767 円
期中解約元本額	90,828,905,824 円	138,924,688,265 円
計算期間末日における 受益権の総数	546,981,478,249 口	515,639,121,751 口
3. 元本の欠損		
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,300,404,221円であります。		

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

	第4期 自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	第5期 自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
1. 信託財産の運用に係る権限の全部又は一部を委託するに要する費用	2,286,567,357 円	2,419,182,372 円
2. 分配金の計算過程		
A 計算期末における費用控除後の の配当等収益	9,513,765,757 円	1,628,268,529 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	33,109,139,696 円	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	48,373,911,757 円	149,235,388 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	0 円	0 円
E 分配対象収益 ( A + B + C + D )	90,996,817,210 円	1,777,503,917 円
F 分配対象収益 ( 1口当たり )	0.1663 円	0.0034 円
G 分配金額 ( 1口当たり )	54,273,397,421 円	1,546,911,029 円
H 分配金額 ( 1口当たり )	0.1000 円	0.0030 円
分配金に加算した外国支払税	424,750,403 円	6,336 円

( 有価証券に関する注記 )

第4期 ( 自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日 )

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	573,995,786,727	47,873,553,467
合計	573,995,786,727	47,873,553,467

( 単位：円 )

第5期 ( 自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日 )

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	492,827,614,367	37,477,352,986
合計	492,827,614,367	37,477,352,986

( 単位：円 )

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

	第4期 平成19年1月10日現在	第5期 平成20年1月10日現在
1口当たり純資産額	1.0671 円	1口当たり純資産額
( 1万口当たり純資産額 )	( 10,671 円 )	( 1万口当たり純資産額 )

( 4 ) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

- (1) 株式  
該当事項はありません。
- (2) 株式以外の有価証券  
( 親投資信託受益証券 )

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	83,837,672,120	122,889,259,793	
	日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	27,550,436,249	49,433,747,761	
	日本債券グローバル・ラップマザーファンド	62,244,713,936	67,155,821,865	
	北米株式グローバル・ラップマザーファンド	69,745,098,153	80,764,823,661	
	欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	30,638,146,056	66,978,051,093	
	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	8,488,425,372	33,985,108,661	
	海外債券グローバル・ラップマザーファンド	40,814,224,717	71,620,801,533	
	合計	323,318,716,603	492,827,614,367	

( 単位：円 )

( 注 ) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	平成19年1月10日現在		平成20年1月10日現在	
		注記番号	金額	金額	金額
資産の部					
流動資産					
コール・ローン			21,791,911,639		1,908,289,649
株式			189,825,749,800		167,152,732,400
未収入金			1,266,403,543		251,425,682
未収配当金			47,852,280		116,439,300
差入委託証拠金			625,930,000		-
流動資産合計			213,557,847,262		169,428,887,031
資産合計			213,557,847,262		169,428,887,031
負債の部					
流動負債					
派生商品評価勘定			29,519,500		-
前受金			290,415,000		-
未払金			1,209,084,185		118,090,490
未払解約金			16,502,000,000		1,774,795
流動負債合計			18,031,018,685		119,865,285
負債合計			18,031,018,685		119,865,285
純資産の部					
元本等					
元本			112,921,306,554		115,504,522,820
剰余金			82,605,522,023		53,804,498,926
剰余金合計			82,605,522,023		53,804,498,926
元本等合計			195,526,828,577		169,309,021,746
純資産合計			195,526,828,577		169,309,021,746
負債・純資産合計			213,557,847,262		169,428,887,031

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>対象期間</p> <p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価額(ただし、売買配相場の提示する価額(ただし、売買配相場の提示する価額)又は価格提供会社の提示する価額)のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ向者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p> <p>デリバティブ取引</p>	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価額(ただし、売買配相場の提示する価額(ただし、売買配相場の提示する価額)又は価格提供会社の提示する価額)のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ向者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p> <p>デリバティブ取引</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>デリバティブ取引</p>	<p>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>デリバティブ取引</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に当該金額を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前については、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	平成19年1月10日現在	平成20年1月10日現在
1. 期首	平成18年1月11日	平成19年1月11日
期首元本額	63,463,471,328 円	112,921,306,554 円
期首からの追加設定元本額	65,216,978,373 円	12,592,956,141 円
期首からの解約元本額	15,759,143,147 円	10,009,739,875 円
平成19年1月10日現在の元本の内訳		平成20年1月10日現在の元本の内訳
GW7つの卵	85,157,105,124 円	83,837,672,120 円
グローバル・ラップ・バラン	415,914 円	551,539 円
ス安定型		
グローバル・ラップ・バラン	706,937,003 円	833,334,140 円
ス安定成長型		
グローバル・ラップ・バラン	1,435,239,565 円	1,737,470,615 円
ス成長型		
グローバル・ラップ・バラン	9,760,114,015 円	11,772,304,627 円
ス積極成長型		
グローバル・ラップ・バラン	3,999,121,669 円	4,950,341,282 円
ス積極型		
グローバル・ラップ・バラン	4,001,277,016 円	4,647,080,045 円
ス超積極型		
GW7つの卵 (適格機関投資家向け)	6,222,635,326 円	6,059,375,111 円
日本大型株式ファンド	897,716,195 円	627,536,296 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定型)	31,221,884 円	36,243,332 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (安定成長型)	86,191,560 円	101,227,622 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (成長型)	107,451,159 円	144,587,284 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極成長型)	275,498,034 円	422,292,706 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランズ (積極型)	240,382,090 円	334,504,101 円
(合計)	112,921,306,554 円	115,504,522,820 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	112,921,306,554 口	115,504,522,820 口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間 (自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	189,825,749,800	8,843,215,400
合計	189,825,749,800	8,843,215,400

(単位:円)

対象期間 (自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	167,152,732,400	40,636,868,373
合計	167,152,732,400	40,636,868,373

(単位:円)

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

取引の内容	自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
取引の内容	当該投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指致等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、および為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

取引の時価等に関する事項

区分	種類	平成19年1月10日現在		評価損益
		契約額等	時価	
市場取引	株価指数先物取引 買建	4,359,410,000	4,330,300,000	29,110,000
	合計	4,359,410,000	4,330,300,000	29,110,000

(単位：円)

平成20年1月10日現在

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んではいません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年1月10日現在	平成20年1月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,7315 円 (17,315 円)	1,4658 円 (14,658 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
1334 マルハニチロホールディングス	3,158,000	132	416,856,000	
1801 大成建設	6,754,000	313	2,114,002,000	
1802 大林組	1,266,000	599	758,334,000	
2267 ヤクルト本社	229,300	2,685	615,670,500	
2331 総合警備保障	220,700	1,725	380,707,500	
2503 キリンホールディングス	1,335,000	1,617	2,158,695,000	
2914 J T	5,927	642,000	3,805,134,000	
3231 野村不動産ホールディングス	341,000	2,455	837,155,000	
3382 セブン&アイ・ホールディングス	513,700	3,080	1,582,196,000	
3436 S U M C O	275,000	2,730	750,750,000	
4004 昭和電工	1,106,000	390	431,340,000	
4118 ワネカ	2,426,000	880	2,134,880,000	
4205 日本セオン	1,579,000	629	993,191,000	
4208 宇部興産	5,793,000	377	2,183,961,000	
4307 野村総合研究所	318,800	3,620	1,154,056,000	
4519 中外製薬	1,903,000	1,656	3,151,368,000	
4543 テルモ	272,400	6,070	1,653,468,000	
4568 第一三共	901,400	3,450	3,109,830,000	
4684 オービック	37,730	19,380	731,207,400	
4768 大塚商会	170,400	8,900	1,516,560,000	
5019 出光興産	171,900	10,810	1,858,239,000	
5108 プリチストン	1,575,200	1,810	2,851,112,000	
5202 日本板硝子	5,120,000	521	2,667,520,000	
5233 太平洋セメント	8,686,000	241	2,093,326,000	
5334 日本特殊陶業	1,671,000	1,880	3,141,480,000	
5411 J F E ホールディングス	782,500	5,490	4,295,925,000	
5803 フジクラ	1,981,000	529	1,047,949,000	
6113 アマダ	851,000	906	771,006,000	
6326 クボタ	3,316,000	689	2,284,724,000	
6367 タイキン工業	946,400	5,660	5,356,624,000	
6479 ミネベア	3,239,000	643	2,082,677,000	
6481 T H K	383,100	2,080	796,848,000	
6503 三菱電機	810,000	1,122	906,820,000	
6504 富士電機ホールディングス	3,013,000	364	1,096,732,000	
6594 日本電産	122,400	7,550	924,120,000	
6665 エルピーダメモリ	1,368,300	3,340	4,570,122,000	
6752 松下電器産業	1,933,000	2,160	4,175,280,000	
6762 T D K	258,200	7,470	1,928,754,000	
6841 横河電機	1,161,700	1,149	1,334,793,300	
6976 太陽誘電	498,000	1,602	797,796,000	
6981 村田製作所	155,300	5,710	886,763,000	
7201 日産自動車	2,054,100	1,096	2,251,293,600	
7203 トヨタ自動車	1,833,200	5,660	10,375,912,000	
7261 マツダ	1,692,000	496	839,232,000	
7287 ホンダ	1,161,500	3,400	3,949,100,000	
7741 H O Y A	1,238,700	3,390	4,199,193,000	
7751 キヤノン	159,800	4,890	781,422,000	
8001 伊藤忠商事	1,654,000	1,058	1,749,932,000	
8053 住友商事	2,260,300	1,504	3,399,491,200	

(単位：株、円)

2. 「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科 目	対象年月日	注記 番号	平成19年1月10日現在		平成20年1月10日現在	
			金 額	金 額	金 額	金 額
資産の部						
流動資産						
コール・ローン			6,881,293,126		2,327,102,893	
株式			81,661,866,510		65,524,767,970	
未収入金			433,158,841		109,152,112	
未収配当金			81,660,150		90,727,700	
流動資産合計			89,057,978,627		68,051,750,675	
資産合計			89,057,978,627		68,051,750,675	
負債の部						
流動負債						
未払金			116,671,244		-	
未払解約金			6,601,000,000		1,559,055	
流動負債合計			6,717,671,244		1,559,055	
負債合計			6,717,671,244		1,559,055	
純資産の部						
元本等						
元本			35,857,273,851		37,924,799,100	
剰余金						
剰余金			46,483,033,532		30,125,392,520	
剰余金合計			46,483,033,532		30,125,392,520	
元本等合計			82,340,307,383		68,050,191,620	
純資産合計			82,340,307,383		68,050,191,620	
負債・純資産合計			89,057,978,627		68,051,750,675	

(単位：円)

8058	三菱商事	366,200	2,920	1,069,304,000
8242	エイチ・ツー・オー リテイリング	404,000	832	336,128,000
8270	ユニー	568,000	879	499,272,000
8273	イズミ	616,000	1,648	1,015,168,000
8306	三井UFJフィナンシャル・グループ	5,691,500	1,024	5,828,096,000
8316	三井住友フィナンシャルグループ	7,420	842,000	6,247,640,000
8327	西日本シティ銀行	6,158,000	273	1,681,134,000
8341	七十七銀行	1,686,000	672	1,132,992,000
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	1,361,000	634	862,874,000
8359	八十二銀行	1,882,000	731	1,375,742,000
8377	ほくほくフィナンシャルグループ	1,133,000	320	362,560,000
8591	オリックス	108,910	17,090	1,861,271,900
8601	大和証券グループ本社	4,056,000	936	3,796,416,000
8752	三井住友海上火災保険	2,212,000	1,044	2,309,328,000
8801	三井不動産	808,000	2,200	1,777,600,000
8815	東急不動産	925,000	869	803,825,000
8830	住友不動産	430,000	2,480	1,066,400,000
9021	西日本旅客鉄道	6,502	545,000	3,543,590,000
9022	東海旅客鉄道	891	971,000	865,161,000
9107	川崎汽船	3,462,000	1,029	3,562,398,000
9432	日本電信電話	12,197	520,000	6,342,440,000
9433	KDDI	2,412	781,000	1,883,772,000
9437	NTTドコモ	19,560	183,000	3,579,480,000
9501	東京電力	2,205,500	2,770	6,109,235,000
9741	日立情報システムズ	512,700	2,205	1,130,503,500
9843	二トリ	192,600	5,410	1,041,986,000
9983	ファーストリテイリング	116,500	7,800	908,700,000
9987	スズケン	459,200	3,950	1,813,840,000
9989	サンドラッグ	156,100	2,885	450,348,500
	合計	114,262,149		167,152,732,400

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価値(ただし、売買配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価値のいずれから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価値で評価しております。</p>	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価値(ただし、売買配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価値のいずれから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価値で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に当該金額を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前については、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	平成19年1月10日現在	平成18年1月11日	平成20年1月10日現在	平成19年1月11日
1.	<p>期首 期首元本額 期首からの追加設定元本額 期首からの解約元本額</p> <p>平成19年1月10日現在の元本の内訳 GW7つの卵 グローバル・ラップ・バラン ス安定型 グローバル・ラップ・バラン ス安定成長型 グローバル・ラップ・バラン ス成長型 グローバル・ラップ・バラン ス積極成長型 グローバル・ラップ・バラン ス積極型 グローバル・ラップ・バラン ス超積極型 GW7つの卵(適格機関投資家向け)</p>	<p>18,219,019,241 円 21,403,589,543 円 3,765,334,933 円</p> <p>26,752,718,828 円 287,263 円 346,569,252 円 586,710,898 円 3,089,299,519 円 1,163,274,069 円 1,162,363,287 円 1,999,324,296 円 476,769,456 円 21,320,257 円 42,210,153 円 45,303,222 円 88,517,649 円 70,605,702 円 35,857,273,851 円</p>	<p>35,857,273,851 円 5,377,598,290 円 3,310,073,041 円</p> <p>27,550,436,249 円 362,337 円 392,749,520 円 715,379,561 円 3,862,732,309 円 1,486,162,948 円 1,230,652,512 円 1,993,142,803 円 323,667,233 円 23,838,129 円 47,203,299 円 59,311,738 円 138,504,519 円 100,655,943 円 37,924,799,100 円</p>	<p>期首元本額 期首からの追加設定元本額 期首からの解約元本額</p> <p>平成19年1月11日 35,857,273,851 円 5,377,598,290 円 3,310,073,041 円</p>
2.	<p>本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該投資信託の受益権の総数</p>	<p>35,857,273,851 円</p>	<p>37,924,799,100 円</p>	<p>本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該投資信託の受益権の総数</p>

当該総投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間(自 平成 18 年 1 月 11 日 至 平成 19 年 1 月 10 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	81,661,866,510	7,433,769,209	
合計	81,661,866,510	7,433,769,209	

対象期間(自 平成 19 年 1 月 11 日 至 平成 20 年 1 月 10 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	65,524,767,970	19,658,292,627	
合計	65,524,767,970	19,658,292,627	

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年1月10日現在	平成20年1月10日現在
1口当たり純資産額	2,2963 円	1,7943 円
(1万口当たり純資産額)	(22,963 円)	(17,943 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

株 式	株 数	銘 柄	評 価 額		備 考
			単 価	金 額	
1379	593,500	ホクト	1,739	1,032,096,500	
1661	707,000	関東天然瓦斯開発	611	431,977,000	
1865	616,500	青木あすなろ建設	679	418,603,500	
1868	1,900,000	三井ホーム	444	843,600,000	
2059	244,500	エニ・チャーム ベットケア	5,640	1,378,980,000	
2120	500	ネクスト	265,000	132,500,000	
2135	247,200	V S N	1,630	402,936,000	
2146	8,469	ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス	203,000	1,719,207,000	
2262	2,488,000	雪印乳業	331	823,528,000	
2292	1,063,000	S F O O D S	896	952,448,000	
2305	557,800	スタジオアリス	1,161	647,605,800	
2329	1,549,700	東北新社	1,120	1,735,664,000	
2344	611,900	平安レイサービス	540	330,426,000	
2371	3,798	カカクコム	504,000	1,914,192,000	
2412	7,116	ベネフィット・ワン	126,000	896,616,000	
2440	5,900	ぐるなび	221,000	1,303,900,000	
2453	4,439	ジャパンベストシステム	88,000	390,632,000	
2674	512,500	ハードオフコーポレーション	388	198,850,000	
2703	280,700	日本ライオン	394	110,595,800	
2726	289,750	バル	2,455	711,336,250	
2761	370,200	トシン・グループ	2,340	866,268,000	
2766	3,490	日本風力開発	284,000	991,160,000	
2778	323,700	ハレモ	574	185,803,800	
2780	407,000	コメ兵	827	336,589,000	
3087	788,800	ドトール・日レスホールディングス	1,713	1,351,214,400	
3344	2,259	ワンダーコーポレーション	176,000	397,584,000	
3593	227,100	ホギメディカル	4,490	1,019,679,000	
3738	11,192	テレバーク	114,000	1,275,888,000	
3819	336,100	インテックホールディングス	1,454	488,689,400	
4206	845,800	アイカ工業	996	842,416,800	
4221	626,000	大倉工業	244	152,744,000	
4238	75,000	ミライアル	2,995	224,625,000	
4301	231,800	アミューズ	2,160	500,688,000	
4329	10,405	ワークスアプリケーションズ	129,000	1,342,245,000	
4613	600,000	関西バイント	736	441,600,000	
4681	569,300	リゾートトラスト	2,105	1,198,376,500	
4694	486,700	ビー・エム・エル	1,750	851,725,000	
4696	437,400	ウタベウエディング	1,339	585,678,600	
4719	133,800	アルファシステムズ	2,240	299,712,000	
4799	476,700	アグレックス	1,159	552,495,300	
4822	179,400	ハドソン	1,533	275,020,200	
4839	2,008	W O W O W	219,000	439,752,000	
5344	202,100	M A R U W A	1,578	318,913,800	
5384	238,500	フジインコーポレーテッド	1,425	339,862,500	
5445	1,015,000	東京鐵鋼	367	372,505,000	
5930	2,360,000	文化シヤッター	432	1,019,520,000	
5999	393,000	イハラサイエンス	1,129	443,697,000	
6143	1,437,000	ソディック	563	809,031,000	
6287	823,300	サトー	1,539	1,267,058,700	

3. 「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」の状況  
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本債券グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	注記 番号	平成19年1月10日現在		平成20年1月10日現在	
			金額	金額	金額	金額
資産の部						
流動資産						
コール・ローン			1,978,666,384		478,169,481	
国債証券			46,816,042,028		48,157,204,614	
地方債証券			5,789,576,210		7,546,922,839	
特殊債券			9,915,004,018		8,985,460,305	
社債券			19,818,767,558		27,084,807,270	
未収入金			22,275,582,000		18,446,934,000	
未収利息			224,810,539		264,604,268	
前払費用			6,154,321		73,993,819	
流動資産合計			106,824,603,068		111,037,096,596	
資産合計			106,824,603,068		111,037,096,596	
負債の部						
流動負債						
未払金			16,130,240,000		17,936,010,000	
未払解約金			7,100,000,000		602,341,057	
流動負債合計			23,230,240,000		18,538,351,057	
負債合計			23,230,240,000		18,538,351,057	
純資産の部						
元本等						
元本			80,061,123,747		85,731,293,726	
剰余金						
剰余金			3,533,239,311		6,767,451,813	
剰余金合計			3,533,239,311		6,767,451,813	
元本等合計			83,594,363,058		92,498,745,539	
純資産合計			83,594,363,058		92,498,745,539	
負債・純資産合計			106,824,603,068		111,037,096,596	

(単位：円)

6323	ローツエ	54,500	418	22,781,000
6387	サムコ	91,800	1,060	97,308,000
6413	理想科学工業	717,500	1,700	1,219,750,000
6455	モリタ	732,000	512	374,784,000
6482	コーシン精機	491,500	1,791	880,276,500
6622	ダイヘン	1,300,000	573	744,900,000
6669	シーシーエス	597	239,000	142,683,000
6670	M C J	17,623	50,300	886,436,900
6676	メルコホールディングス	386,600	1,583	611,987,800
6718	アイホン	543,600	1,689	918,140,400
6788	日本トリム	189,000	2,410	465,490,000
6809	T O A	1,000,000	850	850,000,000
6867	リーター電子	200,000	1,330	266,000,000
6914	オプテックス	702,900	1,474	1,036,074,600
6915	千代田インテグレ	558,100	1,940	1,082,714,000
6939	ユー・エム・シー・ジャパン	25,779	8,880	228,917,520
6996	ニチコン	406,200	1,039	422,041,800
7105	ニチコ	1,491,000	398	593,418,000
7427	エコーレーダーディング	296,900	1,030	305,807,000
7458	第一興商	600,000	1,210	726,000,000
7483	ドウシシャ	746,400	1,882	1,404,724,800
7514	ヒマラヤ	295,000	465	137,175,000
7524	マルシエ	321,600	861	276,897,600
7631	マクニカ	78,200	2,250	175,950,000
7715	長野計器	250,400	980	245,392,000
7825	S R I スポーツ	2,603	136,000	354,008,000
7864	フジシールインターナショナル	399,000	2,030	809,970,000
7905	大建工業	2,300,000	254	584,200,000
7931	未来工業	140,400	1,260	176,904,000
7943	ニチハ	601,800	870	523,566,000
7956	ビジョン	608,100	1,877	1,141,403,700
7971	東リ	1,688,000	193	325,784,000
7994	岡村製作所	900,000	882	793,800,000
8057	内田洋行	700,000	437	305,900,000
8078	阪和興業	2,901,000	439	1,273,539,000
8127	ヤマトインターナショナル	642,800	686	440,960,800
8186	大塚家具	293,900	1,605	471,709,500
8397	沖繩銀行	229,700	3,790	870,563,000
8551	北日本銀行	245,800	3,740	919,292,000
8924	リサ・パートナーズ	5,264	217,000	1,142,288,000
9055	アルプス物流	587,500	974	572,225,000
9603	エイチ・アイ・エス	378,200	1,974	746,566,800
9699	西屋レントオール	625,800	1,581	989,369,800
9719	住商情報システム	609,600	1,708	1,041,196,800
9743	丹青社	1,248,000	357	445,536,000
9830	トラスコ中山	784,500	1,482	1,162,629,000
9948	アークス	567,400	1,342	761,450,800
	合計	53,261,892		65,524,767,970

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象期間	自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提示する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価値で評価しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価値（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提示する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価値で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	平成19年1月10日現在	平成20年1月10日現在
1.	<p>期首 期首元本額 41,523,629,377 円 期首からの追加設定元本額 45,941,299,565 円 期首からの解約元本額 7,403,805,195 円</p> <p>平成19年1月10日現在の元本の内訳 GW7つの卵 59,058,174,475 円 グローバル・ラップ・ balan ス安定型 3,915,084 円 グローバル・ラップ・ balan ス安定成長型 3,778,448,867 円 グローバル・ラップ・ balan ス成長型 4,235,584,760 円 グローバル・ラップ・ balan ス積極成長型 6,863,223,594 円 GW7つの卵（適格機関投資家向け） 4,460,735,597 円 日本債券ファンド 395,795,082 円 プ・balانس（安定型） 287,356,595 円 年金積立 グローバル・ラップ・balانس（安定成長型） 461,886,690 円 年金積立 グローバル・ラップ・balانس（成長型） 320,299,169 円 年金積立 グローバル・ラップ・balانس（積極成長型）（合計） 195,704,034 円 80,061,123,747 円</p> <p>2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数 80,061,123,747 口</p>	<p>期首 期首元本額 80,061,123,747 円 期首からの追加設定元本額 17,822,199,992 円 期首からの解約元本額 12,152,030,013 円</p> <p>平成20年1月10日現在の元本の内訳 GW7つの卵 62,244,713,936 円 グローバル・ラップ・ balan ス安定型 4,441,397 円 グローバル・ラップ・ balan ス安定成長型 3,867,716,168 円 グローバル・ラップ・ balan ス成長型 4,609,154,855 円 グローバル・ラップ・ balan ス積極成長型 8,887,020,735 円 GW7つの卵（適格機関投資家向け） 4,383,429,241 円 日本債券ファンド 285,635,501 円 プ・balانس（安定型） 291,724,610 円 年金積立 グローバル・ラップ・balانس（安定成長型） 460,102,618 円 年金積立 グローバル・ラップ・balانس（成長型） 380,792,621 円 年金積立 グローバル・ラップ・balانس（積極成長型）（合計） 316,562,044 円 85,731,293,726 円</p> <p>2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数 85,731,293,726 口</p>

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間 (自 平成 18 年 1 月 11 日 至 平成 19 年 1 月 10 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位：円)
国債証券	46,816,042,028	10,638,200	
地方債証券	5,789,576,210	6,483,594	
特殊債券	9,915,004,018	71,729,650	
社債券	19,818,767,558	70,933,000	
合計	82,339,389,814	4,951,256	

対象期間 (自 平成 19 年 1 月 11 日 至 平成 20 年 1 月 10 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位：円)
国債証券	48,157,204,614	154,087,080	
地方債証券	7,546,922,839	121,424,560	
特殊債券	8,985,460,305	105,509,405	
社債券	27,084,807,270	19,276,730	
合計	91,773,395,028	361,744,315	

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成 19 年 1 月 10 日現在	平成 20 年 1 月 10 日現在
1口当たり純資産額	1,0789 円
(1万口当たり純資産額)	(10,441 円)
	(1万口当たり純資産額)

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(邦貨建債券)

種 類	銘柄	券面総額	評価額	備 考	
国債証券	0045 0058 利付国債債券 (5 年) 第 5 8 回	1,000,000,000	1,025,550,000		
	0045 0064 利付国債債券 (5 年) 第 6 4 回	16,500,000,000	16,949,955,000		
	0067 0208 利付国債債券 (10 年) 第 2 0 8 回	7,300,000,000	7,332,799,614		
	0067 0215 利付国債債券 (10 年) 第 2 1 5 回	12,500,000,000	12,767,000,000		
	0069 0092 利付国債債券 (20 年) 第 9 2 回	10,000,000,000	10,081,900,000		
	国債証券 計	47,300,000,000	48,157,204,614		
	地方債証券	0100 0576 東京都公募債 5 7 6 回	310,000,000	315,164,600	
		0100 0620 東京都公募債 6 2 0 回	1,500,000,000	1,509,885,000	
		0100 0646 東京都公募債 6 4 6 回	600,000,000	623,448,000	
		0103 0107 神奈川県公募債 1 0 7 回	104,000,000	104,455,105	
		0103 0114 神奈川県公募債 1 1 4 回	100,000,000	101,631,000	
		0103 0129 神奈川県公募債 1 2 9 回	250,000,000	255,625,000	
		0104 0261 大阪府公募債 2 6 1 回	500,000,000	506,425,000	
		0106 1403 兵庫県公募債 平成 1 4 年度 3 回	500,000,000	503,245,000	
0106 1604 兵庫県公募債 平成 1 6 年度 4 回		590,000,000	600,448,900		
0106 1712 兵庫県公募債 平成 1 7 年度 1 2 回		800,000,000	803,472,000		
0111 1001 福岡県公募債 平成 1 0 年度 1 回		103,100,000	103,550,767		
0111 1201 福岡県公募債 平成 1 2 年度 1 回		119,000,000	122,283,210		
0111 1501 福岡県公募債 平成 1 5 年度 1 回		100,500,000	100,570,769		
0153 1102 神戸市公募債 平成 1 1 年度 2 回		101,600,000	102,517,448		
0155 9001 札幌市公募債 1 回		100,000,000	99,412,000		
0200 0761 東京都公募債 7 6 1 回		200,000,000	204,734,000		
0211 1405 埼玉県平成 1 4 年度公債亦号		144,000,000	141,406,560		
0211 1407 埼玉県平成 1 4 年度公債卜号		162,000,000	157,130,280		
0211 1502 埼玉県平成 1 5 年度公債口号		350,000,000	353,885,000		
0214 1501 神奈川県公債平成第 1 5 回イ号		200,000,000	201,984,000		
0240 1505 福岡県平成 1 5 年度第 5 回公債	500,000,000	498,845,000			
0254 1408 横浜市平成 1 4 年度第 8 回事業公債	140,000,000	135,804,200			
地方債証券 計	7,474,200,000	7,545,922,839			
特殊債券	0903 9042 日本政策投資銀行債券 (財投機関債) 第 4 2 回	500,000,000	496,160,000		
	0905 7004 日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債) 第 4 回	600,000,000	595,308,000		
	0905 7007 日本高速道路保有・債務返済機構債券 (財投機関債) 第 7 回	100,000,000	104,017,000		
	0905 9020 道路債券 (財投機関債) 第 2 0 回	100,000,000	102,635,000		
	0905 9021 道路債券 (財投機関債) 第 2 1 回	600,000,000	617,364,000		
	0906 0767 政府保証企業債券 政府保証第 7 6 7 回	705,000,000	708,751,705		
	0906 9022 公営企業債券 (財投機関債) 第 2 2 回	800,000,000	833,560,000		
	0909 9001 水源開発債券 (財投機関債) 第 1 回	100,000,000	101,981,000		
	0912 9004 日本鉄道建設債券 (財投機関債) 第 4 回	700,000,000	679,524,000		
	0914 1016 特別地域振興整備債券 特別第 1 6 回	325,000,000	331,974,500		
	0914 1019 特別地域振興整備債券 特別第 1 9 回	185,000,000	188,182,000		

0917 9010	都市基盤整備債券（財投機開債） 第1 0 回	200,000,000	206,022,000
0920 3138	は号特別道路債券 は号特別第1 3 8 回	610,000,000	620,132,100
0936 1020	特別関西国際空港債券 特別第2 0 回	400,000,000	409,944,000
0936 1021	特別関西国際空港債券 特別第2 1 回	600,000,000	610,164,000
0936 9003	関西国際空港債（財投機開債） 第3 回	800,000,000	841,896,000
0944 5197	は号特別鉄道建設債券（は号特別第1 9 7 回）	100,000,000	101,637,000
0959 1659	みずほコーポレート銀行債券（5 年） 利附い第6 5 9 号	100,000,000	100,161,000
1293 0105	福岡北九州高速道路債券 第1 0 5 回	200,000,000	201,774,000
1293 0107	福岡北九州高速道路債権 第1 0 7 回	500,000,000	509,995,000
1293 0109	福岡北九州高速道路債券 第1 0 9 回	500,000,000	521,245,000
1295 0002	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（財投機開債） 第2 回	100,000,000	104,033,000
	特別債券 計	8,825,000,000	8,985,460,305
1108 1015	メリルリンチ・アンド・カンパニー・インク円貨社債（劣後特約付） 1 回	400,000,000	358,100,000
1210 1002	ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション 第2 回円貨社債（1 9 9 9）	400,000,000	404,512,000
1218 1009	エイエスピーシー・フアイナンス・コーポレーション 第9 回円貨社債（2 0 0 5）	800,000,000	776,056,000
1218 1013	エイエスピーシー・フアイナンス・コーポレーション 第1 3 回円貨社債（2 0 0 7）	400,000,000	395,028,000
1222 1003	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク 第3 回円貨社債（2 0 0 4）	500,000,000	495,610,000
1222 1008	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク 第8 回円貨社債（2 0 0 6）	500,000,000	492,355,000
1223 1006	リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク 第6 回円貨社債（2 0 0 7）	500,000,000	478,605,000
2768 0601	双日（社債間限定同順位特約付） 6 回	400,000,000	401,080,000
2768 0701	双日（社債間限定同順位特約付） 7 回	200,000,000	203,450,000
2768 0901	双日（社債間限定同順位特約付） 9 回	100,000,000	101,901,000
6758 1901	ソニー 1 9 回	400,000,000	406,684,000
7201 4501	日産自動車（社債間限定同順位特約付） 4 5 回	500,000,000	497,650,000
7261 2301	マツダ（社債間限定同順位特約付） 2 3 回	300,000,000	303,219,000
8078 1901	阪和興業（社債間限定同順位特約付） 1 9 回	500,000,000	499,315,088
8308 0601	りそなホールディングス（社債間限定同順位特約付） 6 回	400,000,000	402,056,000
8310 0204	みずほコーポレート銀行（劣後特約付） 2 回	800,000,000	825,952,000
8315 1106	三菱東京UFJ銀行（劣後特約付） 1 1 回	500,000,000	514,000,000
8331 0202	千葉銀行期限前償還条項付（劣後特約付） 2 回	400,000,000	404,144,000
8339 0102	東京都市銀行期限前償還条項付（劣後特約付） 1 回	400,000,000	400,668,000
8339 0202	東京都市銀行期限前償還条項付（劣後特約付） 2 回	800,000,000	803,144,000
8345 0202	岩手銀行期限前償還条項付（劣後特約付） 2 回	200,000,000	202,582,000
8356 0102	十六銀行期限前償還条項付（劣後特約付） 1 回	700,000,000	704,886,000
8379 0304	広島銀行（劣後特約付） 3 回	200,000,000	208,688,000
8379 1102	広島銀行期限前償還条項付（劣後特約付） 1 1 回	700,000,000	706,846,000
8400 0102	埼玉りそな銀行（変動劣後特約付） 1 回	300,000,000	301,227,000
8403 0604	住友信託銀行（劣後特約付） 6 回	400,000,000	394,224,000
8410 0201	セブチ銀行（社債間限定同順位特約付） 2 回	300,000,000	302,730,000
8412 0804	三井住友銀行（劣後特約付） 8 回	1,000,000,000	1,016,980,000
8413 0604	みずほ銀行（劣後特約付） 6 回	500,000,000	512,740,000
8413 0704	みずほ銀行（劣後特約付） 7 回	500,000,000	496,955,000

8427 0151	第一生命第2 回基金流動化特定目的会社 特定社債1 回A号	100,000,000	100,298,000
8427 0163	第一生命第2 回基金流動化特定目的会社 特定社債1 回C号	500,000,000	512,325,000
8434 0501	日産フィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付） 5 回	700,000,000	697,447,576
8545 0402	関西アーバン銀行期限前償還条項付（劣後特約付） 4 回	500,000,000	501,850,000
8545 0602	関西アーバン銀行期限前償還条項付（劣後特約付） 6 回	800,000,000	803,632,000
8565 1101	三洋電機クレジット（社債間限定同順位特約付） 1 1 回	100,000,000	99,818,000
8572 2701	アコム（特定社債間限定同順位特約付） 2 7 回	100,000,000	100,150,606
8572 4301	アコム（特定社債間限定同順位特約付） 4 3 回	300,000,000	291,042,000
8574 3401	プロミス（特定社債間限定同順位特約付） 3 4 回	1,000,000,000	974,890,000
8574 3501	プロミス（特定社債間限定同順位特約付） 3 5 回	600,000,000	581,724,000
8583 0101	UFJニコス（社債間限定同順位特約付） 1 回	400,000,000	400,520,000
8591 0083	オリックス（社債間限定同順位特約付） 8 3 回	700,000,000	697,424,000
8591 0111	オリックス（社債間限定同順位特約付） 1 1 1 回	300,000,000	298,170,000
8730 0001	住友生命第2 回基金流動化特定目的会社 特定社債1 回	400,000,000	406,776,000
8775 0152	フコク生命基金流動化特定目的会社 特定社債1 回B号	400,000,000	405,696,000
8776 0001	住友生命第3 回基金流動化特定目的会社 特定社債1 回	700,000,000	714,315,000
8792 0151	住友生命劣後債権流動化特定目的会社 特定社債1 回A号	400,000,000	412,516,000
8830 6201	住友不動産（社債間限定同順位特約付） 6 2 回	500,000,000	504,840,000
8840 0301	大京（社債間限定同順位特約付） 3 回	300,000,000	300,915,000
8958 0101	クローバル・ワン不動産投資法人投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付） 1 回	600,000,000	595,884,000
9006 2801	京浜急行電鉄（社債間限定同順位特約付） 2 8 回	100,000,000	102,387,000
9501 0532	東京電力 5 3 2 回	300,000,000	303,312,000
9502 0484	中部電力 4 8 4 回	700,000,000	706,580,000
9503 0451	関西電力 4 5 1 回	700,000,000	721,364,000
9509 0283	北海道電力 2 9 3 回	900,000,000	918,783,000
9984 2501	ソフトバンク（社債間限定同順位特約付） 2 5 回	900,000,000	920,961,000
	社債券 計	27,000,000,000	27,084,807,270
	合計	90,589,200,000	91,773,395,028

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

4. 「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況  
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

北米株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	平成19年1月10日現在		平成20年1月10日現在	
		注記 番号	金額	金額	金額
資産の部					
流動資産					
預金			205,012,910		4,001,276,716
コール・ローン			9,844,297,643		150,399,252
株式			112,569,328,553		106,819,861,935
社債券			306,194,729		331,011,133
投資証券			231,207,030		453,645,844
派生商品評価勘定			121,710		23,864
未収入金			525,545,324		20,940,127
未収配当金			113,129,720		126,239,086
未収利息			763,719		1,047,281
前払費用			47,627		-
流動資産合計			123,795,648,965		111,904,445,238
資産合計			123,795,648,965		111,904,445,238
負債の部					
流動負債					
派生商品評価勘定			-		36,304
未払金			104,063,202		360,960,732
未払解約金			9,601,000,000		415,208
流動負債合計			9,705,063,202		361,412,244
負債合計			9,705,063,202		361,412,244
純資産の部					
元本等					
元本			88,105,696,555		96,326,865,763
剰余金					
剰余金			25,984,889,208		15,216,167,231
剰余金合計			25,984,889,208		15,216,167,231
元本等合計			114,090,585,763		111,543,032,994
純資産合計			114,090,585,763		111,543,032,994
負債・純資産合計			123,795,648,965		111,904,445,238

(単位：円)

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	対象期間 株式、社債券の評価基準及び評価方法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。	株式及び投資証券は移動平均法、新株予約権付社債券は移動平均法（ただし購入後最初の利払日以前は個別法）に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約取引	金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建相場（外貨建証券の場合）は計算期間末日における直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金の計上基準
4. その他財務諸表作成のための基となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成19年1月10日現在	平成20年1月10日現在
1. 期首	平成18年1月11日	平成19年1月11日
期首元本額	48,477,604,275 円	88,105,696,555 円
期首からの追加設定元本額	50,453,246,319 円	22,434,506,320 円
期首からの解約元本額	10,825,154,039 円	14,213,337,112 円
平成19年1月10日現在の元本の内訳		平成20年1月10日現在の元本の内訳
GW7つの卵	66,832,825,642 円	69,745,098,153 円
グローバル・ラップ・バラン		
ス安定型	402,088 円	541,727 円
グローバル・ラップ・バラン	614,344,943 円	736,351,102 円
ス安定成長型		
グローバル・ラップ・バラン	1,172,603,643 円	1,556,412,638 円
ス成長型		
グローバル・ラップ・バラン	7,564,436,753 円	9,957,302,122 円
ス積極成長型		
グローバル・ラップ・バラン	3,151,004,759 円	4,284,086,730 円
ス積極型		
グローバル・ラップ・バラン	2,824,076,150 円	3,588,971,431 円
ス超積極型		
GW7つの卵 (適格機関投資家向け)	4,921,469,939 円	5,257,478,137 円
北米株式ファンド	426,998,076 円	324,257,277 円
年金積立グローバル・ラップ・バラン(安定型)	29,604,403 円	35,699,729 円
年金積立グローバル・ラップ・バラン(安定成長型)	75,817,592 円	90,130,640 円
年金積立グローバル・ラップ・バラン(成長型)	88,674,555 円	128,823,131 円
年金積立グローバル・ラップ・バラン(積極成長型)	214,703,087 円	353,602,830 円
年金積立グローバル・ラップ・バラン(積極型)	188,734,925 円	288,116,116 円
(合計)	88,105,696,555 円	96,326,865,763 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数		
本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数		

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間 (自 平成 18 年 1 月 11 日 至 平成 19 年 1 月 10 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	112,569,328,553	5,639,639,994
社債券	306,194,729	25,953,235
投資証券	231,207,030	21,682,297
合計	113,106,730,312	5,687,275,526

(単位：円)

対象期間 (自 平成 19 年 1 月 11 日 至 平成 20 年 1 月 10 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	106,819,861,935	9,427,710,248
社債券	331,011,133	68,810,738
投資証券	453,645,844	46,542,590
合計	107,604,518,912	9,543,063,576

(単位：円)

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

取引の内容	自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
取引の内容	当該投資信託が利用することのできるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利スワップ取引、為替先物取引、および為替予約取引であります。	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行っております。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左



22160010	COSTCO WHOLESALE CORP	48,600	67,27000	3,289,322.00
23585110	DANHER CORP	64,300	81,11000	5,215,373.00
23918K10	DAVITA INC	111,100	58,79000	6,531,569.00
23975310	TARGET CORP	378,400	49,92000	18,889,728.00
24702510	DELL INC	182,800	20,93000	3,826,004.00
25468710	THE WALT DISNEY CO.	354,500	30,16000	10,691,720.00
27864210	EBAY INC	395,100	29,87000	11,801,637.00
28102010	EDISON INTERNATIONAL	119,600	54,64000	6,534,944.00
29101110	EMERSON ELECTRIC CO	70,000	53,09000	3,716,300.00
29266R10	ENERGIZER HOLDINGS INC	28,200	104,83000	2,966,206.00
29356210	EOG RESOURCES INC	20,600	89,18000	1,837,108.00
30231G10	EXXON MOBIL CORPORATION	80,200	91,56000	7,343,112.00
31304N10	FEDEX CORP	50,200	82,78000	4,155,556.00
31340030	FREDDIE MAC	173,400	27,14000	4,706,076.00
31358610	FANNIE MAE	173,000	32,71000	5,688,830.00
31677310	FIFTH THIRD BANCORP	84,200	23,16000	1,950,072.00
33735810	WACHOVIA CORP	480,466	35,07000	16,148,542.62
34386110	FLUOR CORP	77,100	137,59000	10,608,189.00
34537010	FORD MOTOR CO	762,400	6,07000	4,627,768.00
34583810	FOREST LABORATORIES INC	297,700	37,35000	11,119,095.00
34963110	FORTUNE BRANDS INC	24,200	67,72000	1,638,824.00
35671D85	FREEMONT-MONROE COPPER-B	33,900	96,86000	3,283,554.00
36473010	GANNETT CO	76,300	32,45000	2,475,935.00
36871010	GENENTECH INC	290,300	70,11000	20,362,933.00
36960410	GENERAL ELECTRIC COMPANY	593,900	35,80000	21,261,620.00
37033410	GENERAL MILLS INC	28,700	57,12000	1,639,344.00
37044210	GENERAL MOTORS CORP	54,700	22,78000	1,246,066.00
38141G10	GOLDMAN SACHS GROUP INC	71,900	191,75000	13,786,825.00
38259P50	GOOGLE INC-CL A	41,200	653,20000	26,911,840.00
41034510	HANESBRANDS INC	207,850	24,31000	5,062,833.50
42823610	HEWLETT-PACKARD CO	34,700	44,44000	1,542,068.00
43707610	HOME DEPOT INC	124,900	24,73000	3,088,777.00
44368310	HUDSON CITY BANCORP INC	494,000	14,32000	7,074,080.00
45230810	ILLINOIS TOOL WORKS	137,700	47,54000	6,546,258.00
45245H10	IMCONE SYSTEMS INC	174,100	38,35000	6,676,735.00
45660710	INDIAC BANCORP INC	201,700	4,70000	947,990.00
45814010	INTEL CORP	154,900	22,75000	3,523,975.00
46631310	JABIL CIRCUIT INC	403,100	14,46000	5,828,826.00
47110910	JARDEN CORP	43,000	19,95000	857,850.00
47836610	JOHNSON CONTROLS INC	70,500	33,62000	2,370,210.00
48248010	KLA-TENCOR CORPORATION	204,100	42,54000	8,682,414.00
50075N10	KRAFT FOODS INC-A	358,082	31,79000	11,383,426.78
51280710	LAM RESEARCH CORPORATION	51,800	38,87000	2,013,466.00
51783410	LAS VEGAS SANDS CORP	54,800	86,88000	4,761,024.00
51843910	ESTEEL LAUDER COMPANIES-CL A	50,000	41,96000	2,098,000.00
52490810	LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC	114,000	54,99000	6,268,860.00
52605710	LENNAR CORP-CL A	79,400	13,86000	1,100,484.00
52729N10	LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	500,000	2,93000	1,465,000.00
54866110	LOWE'S COS INC	559,400	20,66000	11,557,204.00
55262C10	MBIA INC	209,700	13,40000	2,809,980.00
57174810	MARSH & MCLENNAN COMPANIES INC	187,800	26,50000	4,976,700.00
58013510	MCDONALD'S CORPORATION	44,400	57,47000	2,551,668.00
58505510	MEDTRONIC INC	164,500	50,76000	8,350,020.00
59491810	MICROSOFT CORP	403,044	34,44000	13,880,835.36
59511210	MICRON TECHNOLOGY INC	848,200	6,20000	5,258,840.00
59990210	MILLENNIUM PHARMACEUTICALS INC	335,900	15,08000	5,065,372.00
61166H10	MONSANTO CO	40,600	119,54000	4,863,324.00
61536910	MOODY'S CORPORATION	45,300	33,18000	1,503,054.00
64120110	NETWORK APPLIANCE INC	63,100	22,92000	1,446,252.00

65163910	NEWMONT MINING CORP	40,000	52,92000	2,116,800.00
65566410	NORDSTROM INC	63,100	32,31000	2,038,761.00
68191910	OMNICOM GROUP INC	55,000	46,17000	2,539,350.00
68389X10	ORACLE CORP	180,500	21,61000	3,900,605.00
70432610	PAYCHEX INC	67,600	33,51000	2,265,276.00
70454910	PEABODY ENERGY CORPORATION	59,900	54,89000	3,287,911.00
71344810	PEPSICO INC	167,000	78,74000	12,677,140.00
71708110	PFIZER INC	234,000	23,92000	5,597,280.00
71815410	ALTRIA GROUP INC	121,400	79,21000	9,616,094.00
71850710	CONOCOPHILLIPS	46,800	83,71000	3,917,628.00
72348410	P INNAACLE WEST CAPITAL CORP	74,600	42,34000	3,158,564.00
73172K10	POLYCOM INC	79,500	24,00000	1,908,000.00
73755L10	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	1,200	138,00000	165,600.00
74331510	PROGRESSIVE CORP	127,900	18,42000	2,355,918.00
74690410	Q1 MONDA AG-SPON ADR	232,400	6,40000	1,487,360.00
74752510	QUALCOMM INC	254,800	37,79000	9,628,892.00
78025920	ROYAL DUTCH SHELL PLC-ADR A	216,800	84,25000	18,265,400.00
78387G10	AT&T INC	248,100	39,00000	9,675,900.00
80004C10	SANDISK CORPORATION	349,200	28,98000	10,119,816.00
80105N10	SANOFI-AVENTIS -ADR	188,700	48,78000	9,204,786.00
80305420	SAP AG-SPONSORED ADR	30,100	48,10000	1,447,810.00
80311110	SARA LEE CORP	476,500	15,79000	7,523,935.00
80685710	SCHLUMBERGER LTD	148,800	98,61000	14,673,168.00
81731510	SEPRACOR INC	189,500	28,51000	5,402,645.00
82619750	SIEMENS AG	15,000	144,19000	2,162,850.00
82891910	SILICON LABORATORIES INC	14,800	31,35000	463,980.00
84474110	SOUTHWEST AIRLINES COMPANY	157,900	11,27000	1,779,533.00
85524410	STARBUCKS CORP	101,900	19,46000	1,982,974.00
85590620	STARWOOD HOTELS & RESORTS WORLDWIDE INC	22,500	38,84000	873,900.00
86681010	SUN MICROSYSTEMS INC	110,400	15,66000	1,728,864.00
86791410	SUNTRUST BANKS INC	65,600	59,75000	3,919,600.00
87294110	MONSTER WORLDWIDE INC	43,600	29,06000	1,267,016.00
88490310	THOMSON CORP/THE	27,600	37,36000	1,031,136.00
88731910	TIME WARNER TELECOM INC	348,300	18,19000	6,335,577.00
88732J10	TIME WARNER CABLE INC	58,600	24,19000	1,417,534.00
90212410	TYCO INTERNATIONAL LTD	39,325	37,34000	1,468,395.50
90390U10	SLM CORP	432,100	18,64000	8,054,344.00
90478450	UNILEVER N V -NY SHARES	108,600	35,69000	3,875,934.00
91058110	UNITEDHEALTH GROUP INC	432,200	56,19000	24,285,318.00
91131210	UNITED PARCEL SERVICE INC-CL B	234,600	66,71000	15,650,166.00
91301710	UNITED TECHNOLOGIES CORP	93,300	71,96000	6,713,868.00
91704710	URBAN OUTFITTERS INC	131,500	25,74000	3,384,810.00
92342Y10	VERIFONE HOLDINGS INC	133,100	15,88000	2,113,628.00
92552430	VIACOM INC-CLASS B	86,550	40,28000	3,486,234.00
93932210	WASHINGTON MUTUAL INC	507,700	12,34000	6,265,018.00
93932281	WASHINGTON MUTUAL INC 7.75% SERIES R	5,080	752,98450	3,832,691.10
94707410	WEATHERFORD INTERNATIONAL LTD	100,200	67,69000	7,781,536.00
94974610	WELLS FARGO & COMPANY	260,000	27,04000	7,030,400.00
98391910	XILINX INC	74,200	20,00000	1,484,000.00
98433210	YAHOO! INC	328,500	22,56000	7,410,960.00
98934D10	ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	264,200	45,30000	11,968,260.00
98990000	FLEXTRONICS INTERNATIONAL LTD	179,400	10,90000	1,955,460.00
G7945J10	SEAGATE TECHNOLOGY	155,100	23,51000	3,646,401.00
G9825510	XL CAPITAL LTD -CLASS A	63,500	47,50000	3,016,250.00
N0705911	ASHIL HOLDING NV-NY REG SHS	69,244	28,29000	1,958,912.76
アメリカドル 計		26,807,468		913,029,139.62
(邦貨換算額)				(100,551,899,146)

外国株式(カナダドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ABX BARRICK GOLD CORP	12,900	50.65000	653,385.00	
CCO CAMECO CORP CORPORATION	33,800	39.13000	1,322,594.00	
CNR CANADIAN NATIONAL RAILWAY CO	31,800	44.50000	1,415,100.00	
ECA ENCANVA CORP	21,600	69.35000	1,497,960.00	
FFH FAIRFAX FINANCIAL HOLDINGS LTD	6,200	284.62000	1,764,644.00	
FIT FINNING INTERNATIONAL INC	47,000	27.01000	1,269,470.00	
GIL GILDAN ACTIVEWEAR INC	85,400	40.05000	3,420,270.00	
IMN IMMET MINING CORP	77,000	76.91000	5,922,070.00	
MFC MANULIFE FINANCIAL CORP	82,000	38.78000	3,179,960.00	
POT POTASH CORP OF SASKATCHEWAN INC	109,300	139.07000	15,200,351.00	
POW POWER CORP OF CANADA	66,000	36.79000	2,428,140.00	
RCI/B ROGERS COMMUNICATIONS INC-CL B	43,400	40.95000	1,777,230.00	
RIM RESEARCH IN MOTION	20,600	99.42000	2,048,062.00	
SC SHOPPERS DRUG MART CORP	77,400	53.45000	4,137,030.00	
SJRB SHAW COMMUNICATIONS INC-B	146,000	22.50000	3,285,000.00	
SLC SUN LIFE FINANCIAL INC	78,700	52.84000	4,158,508.00	
SU SUNCOR ENERGY INC	18,600	109.16000	2,030,376.00	
TD TORONTO-DOMINION BANK	30,400	66.29000	2,015,216.00	
カナダドル 計	988,100		57,525,366.00	
(邦貨換算額)			(6,267,962,789)	

総合計		(単位：円)	
		(106,819,861,936)	
		106,819,861,935	

(注) 総合計の( )内の金額は外国株式の邦貨換算額合計であります。

(2) 株式以外の有価証券

(外国投資証券)

外国投資証券(アメリカドル)		(単位：アメリカドル)	
銘柄	券面総額	評価額	備考
25960P10 DOUGLAS EMMETT INC	84,300	1,793,061.00	
80660570 SCHERING-PLOUGH CORP	9,400	2,326,124.00	
アメリカドル 計	93,700	4,119,185.00	
(邦貨換算額)		(453,645,844)	

総合計		(単位：円)	
		(453,645,844)	
		453,645,844	

(注1) 総合計の( )内の金額は外国投資証券の邦貨換算額合計であります。

(注2) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(外貨建債券)  
外貨建債券(アメリカドル)

種類	銘柄	券面総額	(単位：アメリカドル)	
			評価額	備考
社債券	536L02 Ford Motor Company 4.25% 20361215	3,267,000.00	3,005,640.00	
社債券 計		3,267,000.00	3,005,640.00	
アメリカドル 計		3,267,000.00	3,005,640.00	
(邦貨換算額)		(359,794,710)	(331,011,133)	

総合計		(単位：円)	
		(359,794,710)	(331,011,133)
		359,794,710	331,011,133

(注) 総合計の( )内の金額は外貨建債券の邦貨換算額合計であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率(%)	組入投資証券時価比率(%)	組入債券時価比率(%)	合計額に対する比率(%)
アメリカドル	株式 162銘柄	99.3	-	-	93.5
アメリカドル	社債券 1銘柄	-	-	0.3	0.3
アメリカドル	投資証券 2銘柄	-	0.4	-	0.4
カナダドル	株式 18銘柄	100.0	-	-	5.8

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間	自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	対象期間	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が恣意義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		為替予約取引	為替予約取引
3. 収益及び費用の計上基準		受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準

5. 「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日		(単位：円)	
	平成19年1月10日現在	平成20年1月10日現在	金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金	95,339,946	-		
コール・ローン	8,828,049,171	810,931,110		
株式	108,809,827,126	91,324,336,915		
投資証券	1,145,519,971	909,138,224		
未収入金	-	2,054,466		
未配当金	118,323,479	139,622,012		
流動資産合計	118,997,059,693	93,186,082,727		
資産合計	118,997,059,693	93,186,082,727		
負債の部				
流動負債				
未払解約金	8,502,000,000	442,984		
流動負債合計	8,502,000,000	442,984		
負債合計	8,502,000,000	442,984		
純資産の部				
元本等				
元本	48,928,939,986	42,626,181,983		
剰余金				
剰余金	61,566,119,707	50,559,457,760		
剰余金合計	61,566,119,707	50,559,457,760		
元本等合計	110,495,059,693	93,185,639,743		
純資産合計	110,495,059,693	93,185,639,743		
負債・純資産合計	118,997,059,693	93,186,082,727		

(貸借対照表に関する注記)

	平成19年1月10日現在	平成20年1月10日現在
1. 期首	平成18年1月11日	平成19年1月11日
期首元本額	26,439,944,000 円	48,928,939,986 円
期首からの追加設定元本額	30,437,435,251 円	9,052,727,704 円
期首からの解約元本額	7,948,439,265 円	15,355,485,707 円
平成19年1月10日現在の元本の内訳	平成20年1月10日現在の元本の内訳	
GW7つの卵	37,157,090,082 円	30,638,146,056 円
グローバル・ラップ・バラ		
ス安定型	181,279 円	183,854 円
グローバル・ラップ・バラ	275,361,301 円	320,702,419 円
ス安定成長型		
グローバル・ラップ・バラ	629,685,577 円	643,778,608 円
ス成長型		
グローバル・ラップ・バラ	4,129,511,224 円	4,401,053,696 円
ス積極成長型		
グローバル・ラップ・バラ	1,703,619,277 円	1,855,223,966 円
ス積極型		
グローバル・ラップ・バラ	1,805,532,150 円	1,805,177,377 円
ス超積極型		
GW7つの卵(適格機関投資家向け)	2,585,585,482 円	2,317,643,609 円
欧州先進国株式ファンド	331,724,681 円	260,314,226 円
年金積立グローバル・ラップ・バラ	12,157,345 円	12,141,719 円
年金積立グローバル・ラップ・バラ	34,161,045 円	38,259,839 円
年金積立グローバル・ラップ・バラ	46,577,132 円	52,992,027 円
年金積立グローバル・ラップ・バラ	115,463,910 円	155,662,660 円
年金積立グローバル・ラップ・バラ	102,289,501 円	124,902,127 円
年金積立グローバル・ラップ・バラ	48,928,939,986 円	42,626,181,983 円
(合計)		
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	48,928,939,986 円	42,626,181,983 円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間(自平成18年1月11日 至 平成19年1月10日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	108,809,827,126	7,166,959,630
投資証券	1,145,519,971	234,645,611
合計	109,955,347,097	7,401,605,241

(単位:円)

対象期間(自平成19年1月11日 至 平成20年1月10日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	91,324,336,915	8,140,155,741
投資証券	909,138,224	419,886,233
合計	92,233,475,139	8,560,041,974

(単位:円)

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

取引の内容	自平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	自平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利先物取引、スワップ取引、金利先物取引、為替先物取引、および為替予約取引であります。	自平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	自平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
取引の利用目的および取引に対する取組方針	デリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利先物取引、スワップ取引、金利先物取引、為替先物取引、および為替予約取引であります。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成19年1月10日現在		平成20年1月10日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,283円 (22,583円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,186円 (21,861円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
AAL ANGLO AMERICAN PLC	142,105	28,65000	4,071,308.25	
ABF ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	475,582	7,89500	3,754,719.89	
BCS BARCLAYS PLC	2,794,505	4,58750	12,819,791.68	
BP BP PLC	3,568,669	6,10500	21,786,724.24	
BSY BRITISH SKY BROADCASTING GROUP PLC	1,024,184	5,58500	5,720,067.64	
CBRY CABURRY SCHIEPPES PLC	1,238,219	6,02500	7,460,269.47	
CNA CENTRICA PLC	2,391,066	3,45000	8,249,177.70	
COB COBHAM PLC	1,054,023	2,06750	2,179,192.55	
KGF KINGFISHER PLC	3,584,549	1,15300	4,132,984.99	
LOG LOGICA PLC	2,086,479	1,07250	2,237,748.72	
POC CARNIVAL PLC	200,987	19,79000	3,977,532.73	
PRU PRUDENTIAL PLC	1,407,645	6,87500	9,677,559.37	
RIO RIO TINTO PLC	103,343	50,01000	5,168,183.43	
SSE SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY PLC	243,319	16,59000	4,036,662.21	
TNN TAYLOR NELSON SOPRES PLC	1,036,393	1,93000	2,000,238.49	
TSCO TESCO PLC	1,808,151	4,18750	7,571,632.31	
VOD VODAFONE GROUP PLC	9,794,656	1,88100	18,423,747.93	
WOS WOLSELEY PLC	1,112,129	6,53000	7,262,202.37	
イギリスポンド 計 (邦貨換算額)	34,066,004		130,529,743.97 (28,153,960,477)	

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
CS CREDIT SUISSE GROUP	404,602	62,70000	25,368,545.40	
HOL HOLCIM LTD-REG	85,090	113,70000	9,674,733.00	
NOVN NOVARTIS AG-REG SHS	566,260	65,05000	36,835,213.00	
ROZC ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	195,955	207,70000	40,689,853.50	
SYST SYNTHES INC	37,028	139,60000	5,169,108.80	
スイスフラン 計 (邦貨換算額)	1,288,935		117,747,453.70 (11,621,673,680)	

外国株式(スイスフラン) (単位:株、スイスフラン)

外国株式(スウェーデンクローナ) (単位:株、スウェーデンクローナ)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
LMEB TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON AB-B SHS	3,829,000	13,95000	53,414,580.00	
MODO HOLMEN AB-B SHARES	98,300	212,50000	21,871,750.00	
SCAB SVENSKA CELLULOZA AB-B SHS	509,800	110,75000	56,460,350.00	
SEBA SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	323,000	155,50000	50,226,500.00	
スウェーデンクローナ 計 (邦貨換算額)	4,760,100		181,973,150.00 (3,122,659,254)	

外国株式(ユーロ) (単位:株、ユーロ)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
AE00 AEGON NV	685,305	11,39000	7,805,623.95	
A1 AIR LIQUIDE	49,588	104,70000	5,192,910.60	
A1B ANGLO IRISH BANK CORP PLC	577,969	9,82200	5,676,811.51	
ALPHA ALPHA BANK A.E.	205,401	24,90000	5,114,484.90	
ASML ASML HOLDING NV	184,490	19,20000	3,542,208.00	
BAYE BAYER AG	109,389	65,68000	7,184,669.52	
BCSA BANCO SANTANDER SA	909,904	13,65000	12,420,189.60	
BI INTESA SANPAOLO SPA	1,793,254	5,12000	9,181,460.48	
BK1R BANK OF IRELAND	768,564	10,11700	7,775,561.98	
BNP BNP PARIBAS SA	155,132	71,22000	11,048,501.04	
CRH CRH PLC	250,655	22,85000	5,727,466.75	
DEB DEUTSCHE BANK AG -REG	183,075	84,80000	15,524,760.00	
DCXG DAIMLER AG-REG	254,472	56,70000	14,428,562.40	
DPW DEUTSCHE POST AG-REG	543,500	24,18000	13,141,830.00	
FTE FRANCE TELECOM SA	910,531	25,87000	23,555,436.97	
HEN HENKEL KGAA-VORZUG	353,931	36,19000	12,808,762.89	
IPM IRISH LIFE & PERMANENT PLC	229,157	11,20000	2,566,558.40	
LYOE SUEZ SA	334,804	48,30000	16,171,033.20	
ME0G METRO AG	197,883	51,06000	10,107,863.64	
MIDI AXA	455,185	25,56000	11,634,528.60	
MT ARCELORMITTAL	119,286	46,70000	5,570,656.20	
ORDN ORDINA NV	226,336	10,36000	2,344,840.96	
PHG PHILIPS ELECTRONICS NV	100,498	27,15000	2,728,520.70	
RENA RENAULT SA	115,519	82,78000	9,562,662.82	
SAP SAP AG	261,168	32,70000	8,540,193.60	
SM SIEMENS AG-REG	199,136	98,13000	19,541,215.68	
STER STORA ENSO OYJ-R SHS	377,956	9,98000	3,772,000.88	
TKAV TELEKOM AUSTRIA AG	156,141	19,05000	2,974,486.05	
TOL TOTAL SA	552,858	58,74000	32,474,878.92	
TP TNT NV	448,491	25,83000	11,584,522.53	
ユーロ 計 (邦貨換算額)	11,709,588		299,703,202.77 (48,426,043,504)	

総合計		(単位:円)	
総合計		(91,324,336,915) 91,324,336,915	

(注) 総合計の( )内の金額は外国株式の邦貨換算額合計であります。

(2) 株式以外の有価証券

(外国投資証券)

外国投資証券(ユーロ)		評価額		備考
銘柄	券面総額	評価額		
UL UNIBAIL-RODAMCO	38,459	5,626,551.70		
ユーロ計	38,459	5,626,551.70		
(邦貨換算額)		(909,138,224)		
総合計		(909,138,224)		

(単位:ユーロ)

(注1) 総合計の( )内の金額は外国投資証券の邦貨換算額合計であります。

(注2) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率 (%)	組入投資証券時価比 率(%)	合計額に対する比率 (%)
イギリスポンド	株式 18銘柄	100.0	-	30.5
スイスフラン	株式 5銘柄	100.0	-	12.6
スウェーデンクローナ	株式 4銘柄	100.0	-	3.4
ユーロ	株式 30銘柄	98.2	-	52.5
ユーロ	投資証券 1銘柄	-	1.8	1.0

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

6. 「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	平成19年1月10日現在		平成20年1月10日現在	
		注記 番号	金額	金額	金額
資産の部					
流動資産					
コール・ローン			3,101,422,331		583,023,041
株式			40,768,616,377		46,607,128,830
投資証券			789,791,317		1,163,566,217
未収入金			223,666,435		180,723,224
未収配当金			33,065,192		33,452,998
流動資産合計			44,916,561,652		48,567,894,310
資産合計			44,916,561,652		48,567,894,310
負債の部					
流動負債					
派生商品評価勘定			743,623		798,761
未払金			21,578,853		-
未払解約金			3,001,000,000		286,041
流動負債合計			3,023,322,476		1,084,802
負債合計			3,023,322,476		1,084,802
純資産の部					
元本等					
元本			12,796,318,061		12,130,397,460
剰余金					
剰余金			29,096,921,115		36,436,412,048
剰余金合計			29,096,921,115		36,436,412,048
元本等合計			41,893,239,176		48,566,809,508
純資産合計			41,893,239,176		48,566,809,508
負債・純資産合計			44,916,561,652		48,567,894,310

(単位:円)

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価値(ただし、売買相場の使用しない)又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価値を、受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認めた価値で評価しております。	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価値(ただし、売買相場の使用しない)又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価値を、受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認めた価値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の中値で評価しております。 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	為替予約取引 受取配当金の計上基準 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に当たって処理しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準
4. その他財務諸表作成のための基となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準

(貸借対照表に関する注記)

	平成19年1月10日現在	平成20年1月10日現在
1.	<p>期首元本額 9,927,467,676 円</p> <p>期首からの追加設定元本額 5,557,250,130 円</p> <p>期首からの解約元本額 2,688,399,745 円</p> <p>平成19年1月10日現在の元本の内訳</p> <p>GW7つの卵 9,451,303,674 円</p> <p>グローバル・ラップ・バラン ス安定型 52,578 円</p> <p>グローバル・ラップ・バラン ス安定成長型 82,341,292 円</p> <p>グローバル・ラップ・バラン ス成長型 176,590,017 円</p> <p>グローバル・ラップ・バラン ス積極成長型 1,069,888,662 円</p> <p>グローバル・ラップ・バラン ス積極型 489,182,408 円</p> <p>グローバル・ラップ・バラン ス超積極型 613,661,611 円</p> <p>GW7つの卵(適格機関投資家向け) 657,691,907 円</p> <p>アジア太平洋先進国株式ファンド 171,082,296 円</p> <p>年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス(安定型) 3,371,088 円</p> <p>年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス(安定成長型) 10,205,038 円</p> <p>年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス(成長型) 13,024,858 円</p> <p>年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス(積極成長型) 28,854,653 円</p> <p>年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス(積極型) 29,067,979 円</p> <p>(合計) 12,796,318,061 円</p>	<p>期首元本額 12,796,318,061 円</p> <p>期首からの追加設定元本額 3,138,670,792 円</p> <p>期首からの解約元本額 3,804,591,393 円</p> <p>平成20年1月10日現在の元本の内訳</p> <p>GW7つの卵 8,488,425,372 円</p> <p>グローバル・ラップ・バラン ス安定型 62,187 円</p> <p>グローバル・ラップ・バラン ス安定成長型 89,785,748 円</p> <p>グローバル・ラップ・バラン ス成長型 180,346,839 円</p> <p>グローバル・ラップ・バラン ス積極成長型 1,225,020,089 円</p> <p>グローバル・ラップ・バラン ス積極型 544,513,422 円</p> <p>グローバル・ラップ・バラン ス超積極型 701,940,292 円</p> <p>GW7つの卵(適格機関投資家向け) 652,948,584 円</p> <p>アジア太平洋先進国株式ファンド 137,401,467 円</p> <p>年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス(安定型) 4,095,592 円</p> <p>年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス(安定成長型) 10,505,912 円</p> <p>年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス(成長型) 14,840,675 円</p> <p>年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス(積極成長型) 43,546,205 円</p> <p>年金積立 グローバル・ラップ・バラン ス(積極型) 36,965,076 円</p> <p>(合計) 12,130,397,460 円</p>
2.	<p>本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数</p> <p>12,796,318,061 円</p>	<p>本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数</p> <p>12,130,397,460 円</p>

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額



( 3 ) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

外国株式(アメリカドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
DFT DATACRAFT ASIA LTD	1,291,000	1.18000	1,523,380.00	
HKLD HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	1,293,000	4.86000	6,283,980.00	
JMH JARDINE MATHESON HOLDINGS LIMITED	317,600	26.70000	8,479,920.00	
JS JARDINE STRATEGIC HOLDINGS LTD	463,000	16.00000	7,408,000.00	
アメリカドル計 (邦貨換算額)	3,364,600		23,695,280.00 (2,609,561,186)	

(単位:株、アメリカドル)

外国株式(オーストラリアドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ANZ AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LTD	689,596	26.35000	18,170,854.60	
BHP BHP BILLITON LTD	1,223,443	39.20000	47,958,965.60	
BRABU BRAMBLES LTD	1,383,320	10.73000	14,843,023.60	
CBA COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	405,780	56.84000	23,064,535.20	
CCL COCA-COLA AMATIL LIMITED	427,704	9.70000	4,148,728.80	
CSL CSL LIMITED	343,140	35.01000	12,013,331.40	
CWN CROWN LTD	110,362	12.65000	1,396,079.30	
DXL DYNO NOBEL LTD	1,809,890	2.16000	3,909,362.40	
FBG FOSTER'S GROUP LTD	1,035,760	6.40000	6,628,864.00	
JHX JAMES HARDIE INDUSTRIES NH LLC	676,551	5.93000	4,011,947.43	
LLE LEND LEASE CORP LIMITED	199,230	16.33000	3,253,425.90	
LNN LION NATHAN LIMITED	652,910	9.34000	6,098,179.40	
MAY SYMBION HEALTH LTD	1,038,511	3.87000	4,019,037.57	
MCG MACQUARIE COMMUNICATIONS INFRASTRUCTURE GROUP	809,425	5.40000	4,370,895.00	
NAB NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	499,861	35.59000	17,790,052.99	
NNA CONSOLIDATED MEDIA HOLDINGS LTD	286,472	3.98000	1,060,558.56	
NRM INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	51,580	3.83000	197,551.40	
ORI ORICA LTD	280,670	30.87000	8,664,282.90	
OBE OBE INSURANCE GROUP LIMITED	587,730	31.43000	18,472,353.90	
RIO RIO TINTO LIMITED	206,320	126.69000	26,138,680.80	
RMD RESMED INC-COI	633,390	5.62000	3,559,651.80	
SUN SUNCORP-METWAY LIMITED	468,957	15.55000	7,292,281.35	
TAH TABCORP HOLDINGS LIMITED	278,280	14.47000	4,026,711.60	
WBC WESTPAC BANKING CORPORATION	624,780	26.96000	16,844,068.80	
WOW WOOLWORTHS LIMITED	641,430	32.33000	20,737,431.90	
WPL WOODSIDE PETROLEUM LTD	205,840	52.01000	10,705,738.40	
オーストラリアドル計 (邦貨換算額)	15,550,932		289,376,594.60 (28,165,023,952)	

(単位:株、オーストラリアドル)

外国株式(香港ドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ASMP ASM PACIFIC TECHNOLOGY	771,000	50.00000	38,550,000.00	
CNOOC CNOOC LTD	2,401,000	13.90000	33,373,900.00	
DASB DAH SING BANKING GROUP LIMITED	2,618,000	18.00000	47,124,000.00	
FLGL COSCO PACIFIC LIMITED	2,060,000	19.18000	39,510,800.00	
FRPA FIRST PACIFIC CO	4,192,000	5.90000	24,732,800.00	
HL HANG LUNG GROUP LIMITED	830,000	41.60000	34,528,000.00	
HSHG HANG SENG BANK LTD	379,200	162.90000	61,771,680.00	
HTW HUTCHISON WHAMPOA LTD	264,000	89.80000	23,707,200.00	
KERP KERRY PROPERTIES LTD	1,451,500	61.30000	88,976,950.00	
LIFU LI & FUNG LTD	2,420,400	27.40000	66,318,960.00	
MTRC MTR CORP	1,076,000	34.25000	36,853,000.00	
SHGH SHANGRI-LA ASIA LTD.	3,002,000	24.50000	73,549,000.00	
SIWA SIWIRE PACIFIC LTD 'A'	1,181,000	110.00000	129,910,000.00	
SIWP SIWIRE PACIFIC LTD B	1,195,000	21.00000	25,095,000.00	
WHB WING HANG BANK LIMITED	362,000	112.40000	40,688,800.00	
香港ドル計 (邦貨換算額)	24,203,100		764,690,090.00 (10,789,777,170)	

(単位:株、香港ドル)

外国株式(シンガポールドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
CAPL CAPITALAND LTD	352,000	5.95000	2,094,400.00	
CYOM JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	489,000	20.30000	9,926,700.00	
CYDM CITY DEVELOPMENTS LTD	1,009,000	12.60000	12,713,400.00	
DBS DBS GROUP HOLDINGS LTD	389,692	20.30000	7,910,747.60	
SCIL SEMCORP INDUSTRIES LTD	652,000	5.47000	3,566,440.00	
SGX SINGAPORE EXCHANGE LTD	586,000	12.10000	7,090,600.00	
TELE SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD	2,245,020	3.78000	8,486,175.60	
UOBH UNITED OVERSEAS BANK LTD	725,192	19.00000	13,778,648.00	
シンガポールドル計 (邦貨換算額)	6,447,904		65,567,111.20 (5,042,766,522)	

(単位:株、シンガポールドル)

(単位:円)

総合計			(46,607,128,830)	
-----	--	--	------------------	--

(注) 総合計の( )内の金額は外国株式の邦貨換算額合計であります。

(2) 株式以外の有価証券

( 外国投資証券 )

外国投資証券 ( オーストラリアドル )

( 単位 : オーストラリアドル )

銘柄	券面総額	評価額	備考
WDC NESTFIELD GROUP	326,530	6,233,457.70	
オーストラリアドル 計	326,530	6,233,457.70	
( 邦貨換算額 )		( 606,702,438 )	

外国投資証券 ( シンガポールドル )

( 単位 : シンガポールドル )

銘柄	券面総額	評価額	備考
SUN SUNTEC REIT	4,442,000	7,240,460.00	
シンガポールドル 計	4,442,000	7,240,460.00	
( 邦貨換算額 )		( 556,863,779 )	

( 単位 : 円 )

総合計	( 1,163,566,217 )	1,163,566,217	
-----	-------------------	---------------	--

( 注 1 ) 総合計の ( ) 内の金額は外国投資証券の邦貨換算額合計であります。

( 注 2 ) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率 (%)	組入投資証券時価比率 (%)	合計額に対する比率 (%)
アメリカドル	株式 4銘柄	100.0	-	5.5
オーストラリアドル	株式 26銘柄	97.9	-	58.8
オーストラリアドル	投資証券 1銘柄	-	2.1	1.3
香港ドル	株式 15銘柄	100.0	-	22.6
シンガポールドル	株式 8銘柄	90.1	-	10.6
シンガポールドル	投資証券 1銘柄	-	9.9	1.2

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表 ( デリバティブ取引等に関する注記 )」に記載しております。

7. 「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

海外債券グローバル・ラップマザーファンド

( 1 ) 貸借対照表

( 単位 : 円 )

科目	対象年月日	平成19年1月10日現在		平成20年1月10日現在	
		注記番号	金額	金額	金額
資産の部					
流動資産					
コール・ローン			12,692,685,072		16,243,233
国債証券			65,004,816,666		47,178,977,170
地方債証券			214,519,766		227,407,474
特殊債券			26,846,479,590		26,278,136,046
社債券			47,711,491,822		32,508,094,894
コモディティ・ペーパー			-		943,523,687
派生商品評価勘定			648,709,762		2,254,644,606
未収入金			32,586,592,268		26,129,541,263
未収利息			1,029,850,612		1,029,677,143
前払費用			118,924,566		59,102,312
差入委託証拠金			1,691,585,706		1,232,281,584
流動資産合計			188,545,655,810		137,857,629,412
資産合計			188,545,655,810		137,857,629,412
負債の部					
流動負債					
派生商品評価勘定			2,583,763,848		1,638,276,652
未払金			44,692,002,298		41,811,285,369
未払解約金			11,715,100,000		67,560
流動負債合計			58,990,866,146		43,449,629,581
負債合計			58,990,866,146		43,449,629,581
純資産の部					
元本等					
元本			76,792,032,001		53,799,116,529
剰余金					
剰余金			52,762,757,663		40,608,883,302
剰余金合計			52,762,757,663		40,608,883,302
元本等合計			129,554,789,664		94,407,999,831
純資産合計			129,554,789,664		94,407,999,831
負債・純資産合計			188,545,655,810		137,857,629,412

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象期間	自 平成18年1月11日 至 平成19年1月10日	自 平成19年1月11日 至 平成20年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びコモーションヤル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券</p> <p>国債証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格相場の提供している価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認めた価値で評価しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びコモーションヤル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価値額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格相場の提供している価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認めた価値で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1)デリバティブ取引</p> <p>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>	<p>(1)デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基となる重要な事項	<p>「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総務府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>	<p>同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

	平成19年1月10日現在	平成20年1月10日現在
1. 期首	平成18年1月11日	平成19年1月11日
期首元本額	41,180,184,178 円	76,792,032,001 円
期首からの追加設定元本額	44,086,015,461 円	2,138,584,995 円
期首からの解約元本額	8,474,167,638 円	25,131,500,467 円
平成19年1月10日現在の元本の内訳	平成19年1月10日現在の元本の内訳	平成20年1月10日現在の元本の内訳
GW7つの卵	60,491,402,667 円	40,814,224,717 円
グローバル・ラップ・バラン	515,312 円	479,678 円
ス安定型	672,814,301 円	575,431,337 円
グローバル・ラップ・バラン	1,208,310,526 円	1,017,163,234 円
ス安定成長型	6,935,974,116 円	5,839,776,930 円
グローバル・ラップ・バラン	1,988,028,842 円	1,738,257,738 円
ス積極成長型	4,459,573,344 円	2,935,399,470 円
ス積極型	503,697,815 円	371,262,852 円
GW7つの卵（適格機関投資家向け）	38,797,054 円	31,563,208 円
海外債券ファンド	82,109,379 円	68,201,940 円
年金積立グローバル・ラップ・バラン（安定型）	92,704,907 円	83,901,524 円
年金積立グローバル・ラップ・バラン（安定成長型）	197,566,834 円	207,161,632 円
年金積立グローバル・ラップ・バラン（積極成長型）	120,536,904 円	116,292,269 円
年金積立グローバル・ラップ・バラン（積極型）	76,792,032,001 円	53,799,116,529 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	76,792,032,001 口	53,799,116,529 口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間(自 平成 18 年 1 月 11 日 至 平成 19 年 1 月 10 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位：円)
国債証券	65,004,816,656	1,093,530,108	
地方債証券	214,519,756	1,561,115	
特殊債券	26,846,479,590	6,693,389	
社債券	47,711,491,822	46,130,794	
合計	139,777,307,824	1,039,144,810	

対象期間(自 平成 19 年 1 月 11 日 至 平成 20 年 1 月 10 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位：円)
国債証券	47,178,977,170	88,405,501	
地方債証券	227,407,474	107,435	
特殊債券	26,278,136,046	192,270,576	
社債券	32,508,094,894	495,427,056	
コーポレート・ペーパー	943,523,687	0	
合計	107,136,139,271	391,454,546	

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

取引の内容	自 平成 18 年 1 月 11 日 至 平成 19 年 1 月 10 日	自 平成 19 年 1 月 11 日 至 平成 20 年 1 月 10 日
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプシオン取引、金利先物取引、金利先物取引、スワップ取引、金利先物取引、為替先物取引、および為替予約取引であります。	同左
取引に係るリスクの内容	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左

取引の時価等に関する事項

(債券関連) (単位：円)

区分	種 類	平成 19 年 1 月 10 日現在		評価損益
		契 約 額 等	時 価	
市場取引	債券先物取引 買建	17,250,211,097	16,889,700,019	360,511,078
	合計	17,250,211,097	16,889,700,019	360,511,078

(単位：円)

区分	種 類	平成 20 年 1 月 10 日現在		評価損益
		契 約 額 等	時 価	
市場取引	債券先物取引 売建 買建	35,002,966,312 35,198,460,007	35,379,424,994 35,513,185,827	376,458,682 314,725,820
	合計	70,201,426,319	70,892,610,821	61,732,862

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しています。2 つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

区分	種類	平成19年1月10日現在		評価損益
		契約額等	時価	
		うち1年超		
為替予約取引				
売建		109,185,937,282	111,276,692,850	2,090,755,568
アメリカドル		80,704,369,479	82,565,474,841	1,861,105,362
カナダドル		3,531,791,749	3,548,670,750	16,879,001
オーストラリアドル		598,451,050	601,462,080	3,011,030
イギリスポンド		16,126,934,696	16,332,897,960	205,963,264
スウェーデンクローネ		116,940,924	115,884,230	1,056,694
デンマーククローネ		107,124,355	106,553,850	570,505
ユーロ		8,000,325,029	8,005,749,139	5,424,110
買建		106,171,928,282	106,688,140,842	516,212,560
アメリカドル		38,704,567,803	39,014,271,522	309,703,719
カナダドル		6,539,466,635	6,513,828,750	25,637,885
オーストラリアドル		1,187,202,794	1,198,919,580	11,716,786
イギリスポンド		7,824,922,769	7,856,298,580	31,375,811
スイスフラン		1,218,663,414	1,191,091,490	27,571,924
スウェーデンクローネ		1,493,952,120	1,477,071,590	16,880,530
シンガポールドル		504,522,737	517,851,840	13,329,103
デンマーククローネ		1,375,210,658	1,368,250,650	6,960,008
ノルウェークローネ		340,949,473	335,065,900	5,883,573
ポーランドズロチ		1,147,345,041	1,120,924,240	26,420,801
ユーロ		45,835,124,838	46,094,566,700	259,441,862
合計		215,357,865,564	217,964,833,692	1,574,543,008

区分	種類	平成20年1月10日現在		評価損益
		契約額等	時価	
		うち1年超		
為替予約取引				
売建		68,217,947,790	66,533,169,333	1,684,778,457
アメリカドル		46,082,583,749	45,480,948,826	601,634,923
カナダドル		1,658,424,501	1,613,661,930	44,762,571
オーストラリアドル		70,898,845	72,735,000	1,836,155
イギリスポンド		17,557,699,018	16,532,984,520	1,024,714,498
シンガポールドル		176,177,810	172,570,760	3,607,050
ニューゼランドドル		441,677,469	429,171,300	12,506,169
ポーランドズロチ		327,323,000	323,285,637	4,037,363
ユーロ		1,903,163,398	1,907,811,360	4,647,962
買建		64,883,280,150	63,876,602,509	1,006,677,641
アメリカドル		22,710,680,401	22,104,469,657	606,210,744
カナダドル		2,998,787,534	2,919,873,840	78,913,694
オーストラリアドル		135,286,898	129,048,000	6,238,898
イギリスポンド		1,046,408,511	1,040,693,080	5,715,431
スイスフラン		2,277,548,789	2,241,648,750	35,900,039
スウェーデンクローネ		1,225,429,052	1,153,930,746	71,498,306
シンガポールドル		887,109,708	876,047,480	11,062,228
デンマーククローネ		914,619,910	928,441,120	13,821,210
ノルウェークローネ		2,155,415,687	2,246,642,936	91,227,249
ポーランドズロチ		30,531,993,660	30,235,806,900	296,186,760
ユーロ		133,101,227,940	130,409,771,842	678,100,816
合計				

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
  - ・ 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
  - ・ 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
    - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
    - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年1月10日現在	平成20年1月10日現在
1口当たり純資産額	1,687円	1口当たり純資産額
(1口当たり純資産額)	(16,871円)	(1口当たり純資産額)
		1,7548円
		(17,548円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(外貨建債券)

外貨建債券(アメリカドル)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	210C00 ロシア国債 8.25% 20100331	333,348.06	347,115.32	
	214A03 大キシ工国債 5.875% 20140115	600,000.00	631,500.00	
	214F00 南アフリカ国債 6.5% 20140602	300,000.00	316,500.00	
	214G01 アラジール国債 10.5% 20140714	800,000.00	1,022,000.00	
	215C01 八ヶ岳国債 7.25% 20150315	300,000.00	333,750.00	
	230C01 ロシア国債 7.5% 20300331	693,000.00	796,950.00	
国債証券 計		3,026,348.00	3,447,815.32	
特殊債券	809J00 連邦住宅貸付銀行 (FHLB) 5% 20091002	4,600,000.00	4,735,125.00	
	812B00 ノルウェー輸出金融公社 (EXPT) 5% 20120214	7,700,000.00	8,070,847.40	
	815F00 日本政策投資銀行 4.25% 20150609	3,600,000.00	3,631,748.40	
	840I81 政府保証金庫 (GNMA) 008770 6.125% 20251220	9,794.82	9,930.25	
	850I71 連邦保証金庫 (FNMA) 2004-W2 5AF 5.215% 20440325	116,435.20	115,266.95	
	850I82 連邦保証金庫 (FNMA) 2004-W8 2A 6.5% 20440625	212,969.99	226,394.12	
	850I83 連邦保証金庫 (FNMA) 2004-W8 1AF 5.115% 20440625	64,115.01	63,946.60	
	850I92 連邦保証金庫 (FNMA) 1999-37 F 5.265% 20290625	64,880.12	64,962.48	
	850233 FANNIE MAE WHOLE LOAN 2004-W12 1A1 6% 20440725	601,261.52	629,192.04	
	850264 FANNIE MAE GRANTOR TRUST 2004-T3 1A1 6% 20440225	73,403.43	76,748.05	
	850271 連邦保証金庫 (FNMA) 5.5% 20280325	3,750,995.09	3,812,419.13	
	850302 連邦保証金庫 (FNMA) 7.143% 20301001	12,913.62	13,117.25	
	850303 連邦保証金庫 (FNMA) 4.537% 20351001	2,401,975.17	2,399,979.84	
	850366 連邦保証金庫 (FNMA) TBA 5.5% 20380212	30,500,000.00	30,743,048.40	
	850366 連邦保証金庫 (FNMA) TBA 5% 20380212	139,100,000.00	137,643,803.83	
	860I07 FHLMC STRUCTURED PASS THROUGH SECURITIES T-21 A 5.225% 20291025	79,898.14	79,914.78	
	860I08 FHLMC STRUCTURED PASS THROUGH SECURITIES T-62 1A1 6.0625% 20441025	833,314.06	838,759.43	
	860I09 FREDDIE MAC 2770 YW 4% 20220615	1,121,225.13	1,116,734.84	
	860I10 連邦住宅貸付保証公社 (FHLMC) 4.707% 20350901	3,068,324.36	3,071,759.34	
	870I24 連邦保証金庫 (FNMA) 2000-13 F 5.515% 20230925	62,504.70	63,224.69	
	870276 FHLMC STRUCTURED PASS THROUGH SECURITIES T-61 1A1 6.2627% 20440725	311,353.08	311,982.13	
特殊債券 計		196,285,363.00	197,718,904.95	

(単位: アメリカドル)

社債券	銘柄	券面総額	評価額	備考
508B05	Fresenius Medical Care AG & Co KGaA 7.875% 20080201	1,000,000.00	1,002,500.00	
508C01	Service Corporation International 6.5% 20080315	3,000,000.00	3,003,432.00	
508E09	HSBC Finance Corporation 4.98188% 20080521	3,900,000.00	3,900,284.70	
508F03	Westpac Banking Corp/NY 4.5% 20080606	3,000,000.00	2,998,590.00	
508G08	Royal Bank of Scotland Plc 5.23% 20080721	2,800,000.00	2,799,011.60	
508H08	Mandalay Resort Group 9.5% 20080801	3,000,000.00	3,045,000.00	
508H09	VTB Capital S.A. 5.49375% 20080801	1,300,000.00	1,289,600.00	
508K07	Qwest Corporation 5.625% 20081115	1,500,000.00	1,492,500.00	
508K09	IntelSat Ltd 5.25% 20081101	2,400,000.00	2,352,000.00	
508L08	The Goldman Sachs Group, Inc. 4.92375% 20081223	3,800,000.00	3,790,788.80	
509A09	Citigroup Inc. 5.02375% 20090130	3,650,000.00	3,634,224.70	
509A12	Ford Motor Credit Company 5.8% 20090112	2,500,000.00	2,372,500.00	
509B15	Banco Santander Central Hispano SA 4.925% 20090206	2,200,000.00	2,188,089.20	
509D06	Charter One Bank NA 5.115% 20090424	950,000.00	946,197.15	
509J10	General Electric Capital Corporation 5.095% 20091026	1,800,000.00	1,795,698.00	
509J11	HSBC Finance Corporation 4.875% 20091021	3,000,000.00	2,935,209.00	
509K11	Bank of America Corporation 4.875% 20091106	900,000.00	897,018.30	
510F08	Goldman Sachs Group LP 5.1425% 20100628	900,000.00	885,946.50	
511G05	Celestica Inc. 7.875% 2010701	2,000,000.00	1,910,000.00	
512F04	Ford Motor Credit Company 7.8% 20120601	2,500,000.00	2,136,327.50	
512I00	Barclays Bank Plc 5.45% 20120912	7,900,000.00	8,208,834.70	
512J02	General Electric Capital Corporation 5.25% 20121019	3,400,000.00	3,498,222.60	
513D02	Allied Waste North America 7.875% 20130415	2,500,000.00	2,537,500.00	
513G00	Nortel Networks Ltd 10.125% 20130715	2,000,000.00	1,990,000.00	
513G02	The Goldman Sachs Group, Inc. 4.75% 20130715	4,400,000.00	4,369,706.00	
514B01	Qwest Communications International Inc. 7.5% 20140215	2,500,000.00	2,468,750.00	
517A00	OAO Gazprom 6.212% 20161122	10,000,000.00	9,707,500.00	
517B00	Kindred Morgan Energy Partners, L.P. 6% 20170201	2,500,000.00	2,393,750.00	
517C00	TRW Automotive Inc. 7.25% 20170315	4,900,000.00	4,964,616.30	
517D00	Morgan Stanley 5.55% 20170427	2,900,000.00	2,175,000.00	
517E00	Canadian Natural Resources Ltd 5.7% 20170515	5,000,000.00	2,863,190.30	
517F00	Bank of America Corporation 6.1% 20170615	4,200,000.00	5,050,020.00	
517H00	XTO Energy, Inc. 6.25% 20170801	4,500,000.00	4,339,305.60	
517K00	Citigroup Inc. 6.125% 20171121	800,000.00	4,803,007.50	
517L00	UBS AG 5.875% 20171220	4,400,000.00	830,992.80	
518B00	Concast Corporation 5.875% 20180215	4,500,000.00	4,595,360.00	
518C00	Petrobras International Finance Co 5.875% 20180301	4,500,000.00	4,501,422.00	

520L01	H.J. HEINZ COMPANY 6.428% 20201201	2,600,000.00	2,653,560.00	
531K01	General Motors Acceptance Corporation 8% 20311101	2,600,000.00	1,989,273.00	
536E00	HSBC Holdings p/c 6.5% 20360502	3,600,000.00	3,535,588.80	
536L00	Wells Fargo & Company 5.95% 20361215	1,200,000.00	1,140,662.40	
557L00	Citigroup Inc. 8.3% 20571221	3,000,000.00	3,107,070.00	
870204	STRUCTURED ASSET MORTGAGE INVESTMENTS INC 2004-AR1 1A2 5.315% 20340319	107,690.20	104,550.33	
870212	STRUCTURED ASSET MORTGAGE INVESTMENTS INC 2004-AR3 1A2 5.255% 20340719	30,370.74	30,231.30	
870216	SEQUIA MORTGAGE TRUST 5 A 5.315% 20261019	99,601.09	96,334.62	
870237	WASHINGTON MUTUAL 2003-R1 A1 5.405% 20271225	3,100,714.59	2,964,174.92	
870254	WASHINGTON MUTUAL 2005-AR1 A1A 5.185% 20450125	171,688.64	162,638.89	
870255	WASHINGTON MUTUAL 2005-AR2 2A1A 5.175% 20450125	177,303.01	167,899.79	
870256	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2005-2 2A1 5.185% 20350325	214,877.04	203,533.80	
870258	COUNTRYWIDE HOME LOANS 2005-3 2A1 5.155% 20350425	154,606.46	146,904.08	
870278	MASTR SEASONED SECURITIES TRUST 2005-1 2A1 6.19986% 20170925	548,942.67	558,377.89	
870279	CITIGROUP MORTGAGE LOAN TRUST INC 2005-3 2A2A 4.67918% 20350825	2,104,241.66	2,090,405.20	
870283	WELLS FARGO MORTGAGE BACKED SECURITIES TRUST 2003-11 1A11 4.75% 20181025	1,515,103.34	1,502,666.91	
870286	BANC OF AMERICA MORTGAGE SECURITIES 2004-4 1A9 5% 20340525	2,934,919.01	2,834,361.64	
870287	GMAC MORTGAGE CORPORATION LOAN TRUST 2004-JA A1 5.5% 20340925	2,239,167.22	2,256,768.19	
870293	GSR MORTGAGE LOAN TRUST 2005-AR6 2A1 4.53929% 20350925	2,242,748.91	2,206,896.32	
870294	SEQUIA MORTGAGE TRUST 2005-4 2A1 4.07954% 20350420	279,213.05	279,786.49	
870299	FIRST HORIZON ALTERNATIVE MORTGAGE SECURITIES 2004-AA1 A1 4.72797% 20340625	31,605.33	31,436.23	
870301	COUNTRYWIDE HOME LOANS 2005-HYB 3A2A 5.25% 20360220	1,113,489.93	1,109,227.36	
870302	COUNTRYWIDE HOME LOANS 2005-HYB 5A1 5.25% 20360220	1,010,680.11	992,831.59	
870305	STRUCTURED ASSET MORTGAGE INVESTMENT INC 2005-AR8 A1 5.146% 20350225	1,258,254.74	1,195,351.56	
870311	GSAMP TRUST 2006-SD1 A1 4.985% 20351225	27,095.64	26,900.89	
870312	STRUCTURED ASSET SECURITIES CORPORATION 2005-S7 A1 4.995% 20351225	15,932.77	15,879.67	
870313	COMMERCIAL MORTGAGE PASS THROUGH CERTIFICATES 2006-CN2A AZFL 4.76% 20190205	3,700,000.00	3,649,221.20	
870314	COUNTRYWIDE ALTERNATIVE LOAN TRUST 2006-0A1 2A1 5.15875% 20460401	2,303,599.93	2,172,954.48	

870315	WELLS FARGO MORTGAGE BACKED SECURITIES TRUST 2006-AR2 2A1 4.95% 20360325	1,603,942.22	1,596,000.62	
870316	RESIDENTIAL ASSET SECURITIES CORP 2006-KS3 A11 4.935% 20360425	302,523.33	301,904.18	
870317	MORGAN STANLEY CAPITAL I 2006-NC2 A2A 4.935% 20360225	417,056.59	416,331.82	
870318	RESIDENTIAL ACCREDIT LOANS INC 2006-003 A1 5.075% 20460425	3,050,721.43	2,868,203.47	
870319	MORGAN STANLEY HOME EQUITY LOANS 2006-2 A1 4.935% 20360225	13,295.99	13,227.79	
870320	LEHMAN XS TRUST 2006-4N A1A 4.945% 20460425	821,038.45	815,067.85	
870322	MERRILL LYNCH MORTGAGE INVESTORS INC 2006-RW1 A2A 4.935% 20370225	169,705.10	168,535.67	
870326	ASSET BACKED SECURITIES CORP HOME EQUITY 2006-HE3 A3 4.925% 20360325	409,616.49	408,300.55	
870328	MASTR ADJUSTABLE RATE MORTGAGES TRUST 2004-4 4A1 5.1655% 20340525	1,925,062.87	1,921,056.81	
870329	STRUCTURED ASSET MORTGAGE INVESTMENTS INC 2006-AR3 12A1 5.085% 20350925	3,299,473.93	3,110,807.37	
870330	WELLS FARGO MORTGAGE BACKED SECURITIES TRUST 2006-AR8 1A1 5.62528% 20360420	1,285,811.22	1,258,882.46	
870331	MORGAN STANLEY CAPITAL I 2006-HE2 A2A 4.935% 20360325	28,813.20	28,616.07	
870333	CARRINGTON MORTGAGE LOAN TRUST 2006-RFC1 A1 4.905% 20360525	514,305.51	509,766.76	
870335	MERRILL LYNCH MORTGAGE INVESTORS INC 2006-RW2 A2A 4.895% 20370525	2,488,038.98	2,462,701.97	
870336	FIRST FRANKLIN MORTGAGE LOAN ASSET BACKED CERTIFICATES 2006-FF7 2A1 4.895% 20360525	1,761,927.17	1,737,465.45	
870338	BEAR STEARNS COMMERCIAL MORTGAGE SECURITIES 2006-BBA7 A1 5.1375% 20190315	3,906,217.03	3,787,382.87	
870340	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2006-8 2A1 4.895% 20460125	2,367,948.39	2,324,568.51	
870341	CARRINGTON MORTGAGE LOAN TRUST 2006-FRE1 A1 4.93% 20360725	681,897.10	677,727.43	
870343	CITIGROUP MORTGAGE LOAN TRUST INC 2006-NC1 A2A 4.935% 20360825	1,107,711.05	1,099,354.25	
870344	NEW CENTURY HOME EQUITY LOAN TRUST 2006-2 A2A 4.935% 20360825	1,322,564.91	1,311,608.65	
870345	RESIDENTIAL ASSET SECURITIES CORP 2006-KS5 A1 4.935% 20360825	1,174,952.97	1,165,956.82	
870346	COUNTRYWIDE ALTERNATIVE LOAN TRUST 2006-HY2 A1 6.17471% 20360625	3,720,182.93	3,754,238.60	
870347	LEHMAN XS TRUST 2006-10N 1A1A 4.945% 20360625	1,438,576.40	1,427,671.24	
870348	COUNTRYWIDE HOME LOAN MORTGAGE PASS THROUGH TRUST 2006-HYB5 2A1 5.84498% 20360820	12,089,968.13	12,086,563.59	
870349	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2006-13 3AV1 4.915% 20370125	1,531,147.53	1,511,075.70	
870351	LEHMAN BROTHERS FLOATING RATE COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2006-LLFA A1 5.1075% 20210915	888,870.71	888,353.12	

870353	THORNBURG MORTGAGE SECURITIES TRUST 2006-5 A1 4.985% 20360625	4,381,843.48	4,202,765.58	
870354	JP MORGAN MORTGAGE ACQUISITION CORP 2006-WMC3 A2 4.915% 20360825	2,725,537.85	2,677,020.00	
870355	SOUNDVIEW HOME EQUITY LOAN TRUST 2006-E01 A1 4.915% 20360901	2,466,807.13	2,418,751.74	
870356	BEAR STEARNS ALT-A TRUST 2006-6 32A1 5.81136% 20361025	4,272,860.06	4,175,099.42	
870357	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2006-15 A1 4.975% 20361025	2,686,748.58	2,663,846.46	
870358	WELLS FARGO HOME EQUITY TRUST 2005-4 A111 4.985% 20351225	133,677.52	133,630.00	
870359	WELLS FARGO HOME EQUITY TRUST 2005-2 A11A 5.095% 20351025	2,689,115.09	2,595,819.19	
870360	ACE SECURITIES CORP 2006-NC1 A2A 4.935% 20351225	80,234.40	79,998.11	
870363	CENTEX HOME EQUITY 2006-A AV1 4.915% 20360625	104,182.16	103,821.51	
870364	FIRST FRANKLIN MORTGAGE LOAN ASSET BACKED CERTIFICATES 2006-FF1 2A1 4.955% 20360125	453,348.64	451,208.23	
870366	JP MORGAN MORTGAGE ACQUISITION CORP 2005-OPT1 A3 5.075% 20350625	212,251.89	212,171.74	
870367	MORGAN STANLEY ABS CAPITAL I 2006-WMC2 A2A 4.905% 20360725	580,477.90	570,257.25	
870368	RESIDENTIAL ACCREDIT LOANS INC 2005-Q01 A1 5.165% 20350825	3,524,156.68	3,328,431.71	
870370	ASSET BACKED FUNDING CERTIFICATES 2006-OPT1 A3A 4.905% 20360925	711,075.86	700,411.70	
870371	ACCREDITED MORTGAGE LOAN TRUST 2006-2 A1 4.905% 20360925	474,939.56	468,972.08	
870372	ACE SECURITIES CORP 2006-HE1 A2A 4.945% 20360225	156,041.07	155,455.32	
870374	ARGENT SECURITIES INC 2006-W3 A2A 4.935% 20360425	101,881.26	101,706.01	
870375	ARGENT SECURITIES INC 2006-W2 A2A 4.915% 20360925	488,221.86	480,901.51	
870376	ASSET BACKED FUNDING CERTIFICATES 2004-OPT5 A1 5.215% 20340625	591,162.56	563,255.84	
870377	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2006-3 2A1 4.935% 20360625	201,259.39	200,387.89	
870378	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2006-4 2A1 4.935% 20360725	104,120.80	103,690.82	
870379	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2006-5 2A1 4.935% 20360825	232,082.92	231,525.50	
870382	INDYMAC RESIDENTIAL ASSET BACKED TRUST 2006-C 3A1 4.905% 20360825	243,424.25	242,438.64	
870384	LEHMAN XS TRUST 2006-11 1A1 4.945% 20460625	979,469.11	966,961.08	
870386	RESIDENTIAL ASSET SECURITIES CORP 2006-KS9 A11 4.935% 20361125	3,198,143.14	3,121,298.79	
870387	ACE SECURITIES CORP 2006-NC1 A2B 5.015% 20351225	250,000.00	244,246.42	
870388	ARGENT SECURITIES INC 2006-W1 A2A 4.945% 20360325	18,468.70	18,444.33	

870389	ARGENT SECURITIES INC 2006-W4 A2A 4.925% 20360525	90,583.51	90,381.49	
870391	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2006-1 AF1 4.995% 20360725	15,932.53	15,917.39	
870393	FREMONT HOME LOAN TRUST 2005-E 2A2 5.035% 20360125	93,266.86	93,082.24	
870395	GSR MORTGAGE LOAN TRUST 2005-HEL1 A2A 4.965% 20301125	34,883.55	34,623.09	
870396	HSI ASSET SECURITIZATION CORP TRUST 2006-OPT1 2A1 4.945% 20351225	138,965.41	137,982.25	
870398	INDYMAC RESIDENTIAL ASSET BACKED TRUST 2006-D 2A1 4.915% 20361125	560,794.13	553,283.47	
870399	MERRILL LYNCH MORTGAGE INVESTORS INC 2006-HE1 A2A 4.945% 20361225	64,219.91	63,794.06	
870400	RESIDENTIAL ASSET MORTGAGE PRODUCTS INC 2006-RS6 A1 4.935% 20361125	2,321,378.84	2,279,344.93	
870403	SOUNDVIEW HOME EQUITY LOAN TRUST 2006-WF1 A1A 4.965% 20361025	1,922,820.64	1,894,971.65	
870404	STRUCTURED ASSET INVESTMENT LOAN TRUST 2005-11 A4 4.955% 20360125	64,579.59	64,507.05	
870406	JP MORGAN MORTGAGE ACQUISITION CORP 2006-WMC1 A2 4.935% 20360325	141,173.52	140,608.32	
870407	GSAMP TRUST 2006-HE7 A2A 4.905% 20461125	3,202,672.45	3,129,337.65	
870408	ACE SECURITIES CORP 2006-ASP4 A2A 4.915% 20360825	577,501.05	568,534.82	
870409	INDYMAC INDEX MORTGAGE LOAN TRUST 2006-AR14 1A1A 4.955% 20461125	3,270,112.25	3,187,983.38	
870410	STRUCTURED ASSET SEC CORP 2006-11 A1 5.33067% 20351025	1,850,579.45	1,841,927.98	
870411	ACE SECURITIES CORP 2006-HE4 A2A 4.925% 20361025	194,363.83	187,225.50	
870412	RESIDENTIAL ASSET MORTGAGE PRODUCTS INC 2006-R24 A1A 4.945% 20361025	177,795.54	172,763.69	
870413	RESIDENTIAL ASSET SECURITIES CORP 2006-KS7 A1 4.915% 20360925	103,901.41	102,988.86	
870414	SPECIALTY UNDERWRITING & RESIDENTIAL FINANCE 2006-BC1 A2A 4.945% 20361225	204,179.43	202,749.16	
870417	JP MORGAN MORTGAGE ACQUISITION CORP 2006-CH1 A2 4.915% 20281125	2,712,880.77	2,659,456.82	
870418	THORNBURG MORTGAGE SECURITIES TRUST 2006-6 A1 4.975% 20111125	4,614,009.27	4,505,657.56	
870419	HSI ASSET SECURITIZATION CORP TRUST 2006-HE2 2A1 4.915% 20361225	4,376,935.34	4,207,350.98	
870428	SOUNDVIEW HOME EQUITY LOAN TRUST 2006-WF2 A2A 4.925% 20361225	2,667,228.05	2,628,934.39	
870429	COUNTRYWIDE ALTERNATIVE LOAN TRUST 2005-14 2A1 5.075% 20350525	221,397.81	213,356.28	
870430	COUNTRYWIDE HOME LOAN MORTGAGE PASS THROUGH TRUST 2004-16 1A4A 5.245% 20340925	15,093.34	14,586.56	
870432	WELLS FARGO HOME EQUITY TRUST 2005-3 A112 5.105% 20351125	430,047.74	426,607.35	
870434	SOUNDVIEW HOME EQUITY LOAN TRUST 2006-NLC1 A1 4.925% 20361125	484,481.83	474,640.79	
870437	WELLS FARGO MORTGAGE BACKED SECURITIES TRUST 2005-AR10 2A12 4.10921% 20350625	148,611.78	148,017.36	

種 類	銘柄	評価額	備 考
国債証券	WELLS FARGO MORTGAGE BACKED SECURITIES TRUST 2004-EE 2A1 3.98878% 20341225	131,884.22	129,647.52
	SAXON ASSET SECURITIES TRUST 2006-3 A1 4.925% 20361125	366,452.07	356,669.52
	STRUCTURED ASSET SECURITIES CORP 2006-BC3 A2 4.915% 20361025	485,126.10	465,836.46
	COUNTRYWIDE HOME LOAN MORTGAGE PASS THROUGH TRUST 2004-12 12A1 4.71104% 20340825	315,792.30	314,391.98
	HARBORVIEW MORTGAGE LOAN TRUST 2004-11 3A1A 5.315% 20350119	216,748.15	209,301.83
	GS MORTGAGE SECURITIES CORP II 1998-C1 A2 6.62% 20301018	257,040.40	257,481.07
	AMERICAN HOME MORTGAGE INVESTMENT TRUST 2004-3 5A 4.29% 20341025	116,651.94	115,239.82
	FREMONT HOME LOAN TRUST 2006-C 2A1 4.915% 20361025	605,930.75	588,029.67
	SPECIALTY UNDERWRITING & RESIDENTIAL FINANCE 2006-BC2 A2A 4.925% 20370225	1,087,405.46	1,080,675.72
	WELLS FARGO HOME EQUITY TRUST 2005-2 A112 5.105% 20351025	1,133,577.32	1,111,465.08
	MORGAN STANLEY HOME EQUITY LOANS 2006-2 A2 4.975% 20360225	100,000.00	98,336.56
	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2006-25 2A1 4.935% 20460125	4,323,314.08	4,210,536.10
	CITIGROUP MORTGAGE LOAN TRUST INC 2006-WF3 A2 4.965% 20361025	100,000.00	94,800.18
	GREENPOINT MORTGAGE FUNDING TRUST 2006-AR8 1A1A 4.945% 20470125	5,108,460.54	5,012,748.42
	JP MORGAN MORTGAGE ACQUISITION CORP 2006-WM3 A3 4.975% 20360825	100,000.00	95,972.61
	ARRAN RESIDENTIAL MORTGAGES FUNDING PLC 2006-1A 1B 5.25188% 20360412	958,133.48	957,579.10
	ACE SECURITIES CORP 2006-FM2 A2A 4.915% 20360825	129,012.16	121,943.20
	MORGAN STANLEY ABS CAPITAL I 2006-HE4 A1 4.905% 20360625	107,487.59	105,962.31
	ASSET BACKED FUNDING CERTIFICATES 2006-OPT2 A3A 4.925% 20361025	129,769.71	128,119.72
	GREENWICH CAPITAL COMMERCIAL FUNDING CORP 2007-G69 A4 5.444% 20390310	4,500,000.00	4,570,934.85
社債証券 計		287,247,724.00	283,328,516.08
アメリカドル		488,559,436.00	484,495,236.35
(邦貨換算額)		(53,805,050,704)	(53,357,460,379)

外貨建債券(カナダドル) (単位:カナダドル)

種 類	銘柄	評価額	備 考
国債証券	325F00 カナダ国債 9% 20250601	600,000.00	968,880.00
国債証券 計		600,000.00	968,880.00
地方債証券	431F00 Province of Ontario 6.2% 20310602	1,700,000.00	2,087,073.00
地方債証券 計		1,700,000.00	2,087,073.00
特殊債券	812L00 Canada Housing Trust 4.55% 20121215	38,000,000.00	39,062,100.00
特殊債券 計		38,000,000.00	39,062,100.00
社債券	511L00 Rogers Cable Inc 7.25% 20111215	300,000.00	321,375.00
社債券 計		300,000.00	321,375.00
カナダドル		40,600,000.00	42,439,428.00
(邦貨換算額)		(4,423,776,000)	(4,624,200,075)

外貨建債券(イギリスポンド) (単位:イギリスポンド)

種 類	銘柄	評価額	備 考
国債証券	309C00 イギリス国債 4% 20090307	5,800,000.00	5,778,922.80
	310F00 イギリス国債 4.75% 20100607	5,100,000.00	5,162,342.40
	311C00 イギリス国債 4.25% 20110307	63,300,000.00	63,230,116.80
	311G00 イギリス国債 9% 20110712	16,424,000.00	18,424,416.00
	314I00 イギリス国債 5% 20140907	5,700,000.00	5,903,626.80
	315I00 イギリス国債 4.75% 20150907	380,000.00	389,039.06
国債証券 計		96,280,000.00	98,888,463.86
イギリスポンド		96,280,000.00	98,888,463.86
(邦貨換算額)		(20,766,633,200)	(21,329,252,770)

外貨建債券(ブラジルレアル) (単位:ブラジルレアル)

種 類	銘柄	評価額	備 考
国債証券	322A00 ブラジル国債 12.5% 20220105	35,500,000.00	38,840,550.00
	328A00 ブラジル国債 10.25% 20280110	23,300,000.00	21,976,550.00
国債証券 計		58,800,000.00	60,817,110.00
ブラジルレアル		58,800,000.00	60,817,110.00
(邦貨換算額)		(3,666,180,000)	(3,791,946,809)

外貨建債券(ユーロ) (単位:ユーロ)

種 類	銘柄	評価額	備 考
国債証券	304D00 フランス国債 5.5% 20290425	2,800,000.00	3,167,511.20
	308A01 スペイン国債 6% 20080131	0.52	0.52
	308D01 アイランド国債 6% 20080425	386,375.00	337,931.07
	309E01 ドイツ国債 4.5% 20090704	2,100,000.00	2,117,537.10
	309E02 ドイツ国債 4% 20090704	2,300,000.00	2,303,477.60
	310G00 ドイツ国債 5.25% 20100704	1,800,000.00	1,861,180.20
	311A00 ドイツ国債 5.25% 20110104	11,800,000.00	12,271,551.60
	311G00 ドイツ国債 5% 20110704	6,400,000.00	6,639,129.60
	311J00 スペイン国債 5.35% 20111031	3,400,000.00	3,566,270.20
	312A00 ドイツ国債 5% 20120104	800,000.00	833,540.80
	312D01 ドイツ国債 4% 20120413	2,700,000.00	2,716,966.80
	312J00 フランス国債 4.75% 20121025	3,000,000.00	3,106,617.00
	313E02 ドイツ国債 3.75% 20130704	300,000.00	298,443.60
	313J00 オーストリア国債 3.8% 20131020	200,000.00	198,508.40
	315A01 ドイツ国債 3.75% 20150104	7,900,000.00	7,797,055.10
	327070 ドイツ国債 6.5% 20270704	9,900,000.00	12,485,117.70
	328010 ドイツ国債 5.625% 20280104	19,904,215.00	22,871,316.42
	328070 ドイツ国債 4.75% 20280704	4,600,000.00	4,764,574.20
	330A00 ドイツ国債 6.25% 20300104	3,150,000.00	3,904,992.00
	331A00 ドイツ国債 5.5% 20310104	31,400,000.00	35,801,306.60
	332E00 スペイン国債 5.75% 20320730	800,000.00	931,756.00
	332J00 フランス国債 5.75% 20321025	3,600,000.00	4,233,996.00
	334E00 ドイツ国債 4.75% 20340704	200,000.00	207,737.20
	335D00 フランス国債 4.75% 20350425	100,000.00	102,992.80
	355D00 フランス国債 4% 20550425	1,100,000.00	990,210.10
国債証券 計		120,590,590.00	133,509,719.81
特殊債券	310040 フランス鉄道線路公社 (RF) 5.25% 20100414	1,500,000.00	1,529,562.00
特殊債券 計		1,500,000.00	1,529,562.00

社債券	509L00	France Telecom SA 7% 20091223	200,000.00	207,961.00
	510A00	DEPFA Deutsche Pfandbriefbank AG 5.5% 20100115	1,500,000.00	1,537,437.00
	518B00	OAO Gazprom 6.605% 20180213	6,100,000.00	5,852,645.00
	870004	DUTCH MBS BV IX A 4.544% 20770702	77,829.05	77,759.62
	870006	Delphinus BV 2002-1 A1 4.88% 20920425	185,253.00	184,751.89
社債券 計			8,063,082.00	7,860,554.51
ユーロ 計			130,153,672.00	142,899,836.32
(邦貨換算額)			(21,030,230,414)	(23,089,755,551)

総合計	(103,691,870,318)	(106,192,615,584)
	103,691,870,318	106,192,615,584

(単位：円)

(注) 総合計の( )内の金額は外貨建債券の邦貨換算額合計であります。

(外国コモディティ・ペーパー)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
コモディティ・ペーパー	PALLSADES COM PA	8,600,000.00	8,567,363.00	
アメリカドル 計		8,600,000.00	8,567,363.00	
(邦貨換算額)		(947,118,000)	(943,523,687)	

(単位：アメリカドル)

総合計	(947,118,000)	(943,523,687)
	947,118,000	943,523,687

(単位：円)

(注) 総合計の( )内の金額は外貨建コモディティ・ペーパーの邦貨換算額合計であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率 (%)	組入その他有価証券 時価比率(%)	合計額に対する比率 (%)
アメリカドル	国債証券 6銘柄	0.7	-	0.4
アメリカドル	特殊債券 21銘柄	40.1	-	20.3
アメリカドル	社債券 167銘柄	57.5	-	29.2
アメリカドル	コモディティ・ペーパー 1銘柄	-	1.7	0.9
カナダドル	国債証券 1銘柄	2.3	-	0.1
カナダドル	地方債証券 1銘柄	4.9	-	0.2
カナダドル	特殊債券 1銘柄	92.0	-	4.0
カナダドル	社債券 1銘柄	0.8	-	0.0
イギリスポンド	国債証券 6銘柄	100.0	-	19.9
ブラジルレアル	国債証券 2銘柄	100.0	-	3.5
ユーロ	国債証券 25銘柄	93.4	-	20.1
ユーロ	特殊債券 1銘柄	1.1	-	0.2
ユーロ	社債券 5銘柄	5.5	-	1.2

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成20年1月31日現在です。

### 【純資産額計算書】

資産総額	475,271,986,170	円
負債総額	1,119,544,447	円
純資産総額( - )	474,152,441,723	円
発行済数量	505,777,745,541	口
1単位当たり純資産額( / )	0.9375	円

### (参考)日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	151,723,603,406	円
負債総額	4,430,384,926	円
純資産総額( - )	147,293,218,480	円
発行済数量	103,752,535,597	口
1単位当たり純資産額( / )	1.4197	円

### (参考)日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	66,852,619,017	円
負債総額	292,630,925	円
純資産総額( - )	66,559,988,092	円
発行済数量	38,088,118,137	口
1単位当たり純資産額( / )	1.7475	円

### (参考)日本債券グローバル・ラップマザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	127,252,175,874	円
負債総額	19,835,251,500	円
純資産総額( - )	107,416,924,374	円
発行済数量	99,571,373,306	口
1単位当たり純資産額( / )	1.0788	円

### (参考)北米株式グローバル・ラップマザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	97,152,997,300	円
負債総額	601,103,243	円
純資産総額( - )	96,551,894,057	円
発行済数量	87,180,678,540	口
1単位当たり純資産額( / )	1.1075	円

### (参考)欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	84,754,444,853	円
負債総額	1,029,609	円
純資産総額( - )	84,753,415,244	円
発行済数量	42,394,010,383	口
1単位当たり純資産額( / )	1.9992	円

(参考) アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	27,509,952,599	円
負債総額	602,268,238	円
純資産総額 ( - )	26,907,684,361	円
発行済数量	7,612,826,336	口
1 単位当たり純資産額 ( / )	3.5345	円

(参考) 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	139,050,615,550	円
負債総額	28,331,615,020	円
純資産総額 ( - )	110,719,000,530	円
発行済数量	64,594,070,967	口
1 単位当たり純資産額 ( / )	1.7141	円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1計算期間 (2003年2月28日 ~ 2004年1月13日)	2,082,909,813	974,067,175
第2計算期間 (2004年1月14日 ~ 2005年1月11日)	87,363,652,509	2,796,396,521
第3計算期間 (2005年1月12日 ~ 2006年1月10日)	203,506,702,073	31,441,036,327
第4計算期間 (2006年1月11日 ~ 2007年1月10日)	380,068,619,701	90,828,905,824
第5計算期間 (2007年1月11日 ~ 2008年1月10日)	107,582,341,767	138,924,698,265

(注) 第1計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みません。

日興アセットマネジメントの照会先

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



携帯サイトQRコード

日興アセットマネジメントの照会先

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

 **0120-25-1404**

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



携帯サイトQRコード